

第三次市民福祉プラン後期計画

(東松山市障害者計画)

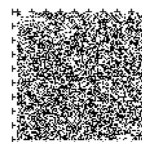
認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進

～すべての人が主人公になるまちを目指して～

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

東松山市



ごあいさつ

本市では、平成10年に「市民福祉プラン・ひがしまつやま」を策定以降、障害のある人もない人も分け隔てなく暮らせる「共生社会の実現」に取り組んでまいりました。平成29年には「第三次市民福祉プラン」を策定し、「認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進」を基本理念として、地域が障害のある人を包容し、障害のある人がその人らしく生活できるよう、住まい・学び・働き方などの分野ごとに障害福祉施策を進めています。



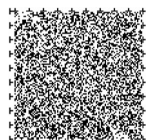
第三次市民福祉プラン策定以降、国においては、「障害者文化芸術活動推進法」や「読書バリアフリー法」、「電話リレー法」の施行、また、「障害者雇用促進法」や「障害者差別解消法」の改正が行われるなど、共生社会の実現に向けた法整備が進んでいます。

このように障害者を取り巻く環境が大きく変化する中で、これまで取り組んできた施策の評価を行い、新たな課題やニーズを踏まえながら、より実効性のある障害福祉施策を推進するため、「第三次市民福祉プラン後期計画」を策定いたしました。本市の最上位計画「第五次東松山市総合計画後期基本計画」で掲げた本市の目指すべきまちの姿の一つである「障害の有無にかかわらず、個性と能力を發揮し、自分らしく安心して暮らせるまち」の実現に向け、今後も市民の皆様や関係機関の皆様と協働し、本計画の目標の達成を目指してまいります。

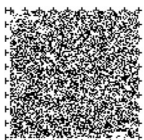
結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただいた東松山市障害者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、東松山市地域自立支援協議会委員の皆様、アンケート等基礎調査にご協力をいただいた関係団体や市民の皆様に深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

東松山市長 森田 光一



本冊子には、音声コード（ユニボイス）が貼付されています。ユニボイスは、専用のアプリケーションを使用することで、スマートフォン等で読み取ることができます。なお、機種によっては読取りに支障が出る場合があります。



目 次

総論

- 1. 計画の策定にあたって ----- 2
- 2. 障害者施策に関する制度改革 ----- 6
- 3. 障害のある人の状況 ----- 9
- 4. 基礎調査の実施 ----- 14

第1章 計画の基本理念と基本方針

- 1. 計画の基本理念 ----- 20
- 2. 施策の基本方針 ----- 22
 - 方針1 主体性を発揮し、支え合う地域をつくる ----- 22
 - 方針2 多様な社会資源を活用できる地域をつくる ----- 23
 - 方針3 安全に安心して暮らせる地域をつくる ----- 24
 - 方針4 人権を尊重し、互いを認め合う地域をつくる ----- 25

第2章 第三次市民福祉プラン中間評価及び後期計画

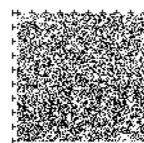
- 1. 施策の中間評価について（平成29年度から令和3年度） ----- 30
- 2. 後期計画における施策の区分（新規・継続・変更）について ----- 30
 - 分野1 住み慣れた地域で住み続けられる社会づくり ----- 31
 - 分野2 育ちや学びの基盤づくり ----- 60
 - 分野3 多様な働き方ができる社会づくり ----- 76
 - 分野4 自分らしく活躍し、余暇を楽しめる社会づくり ----- 99
 - 分野5 誰もが一人の市民として共生できる社会づくり ----- 109
 - 分野6 障害のある人の権利を守り、気軽に相談できる社会づくり ----- 128
 - 分野7 障害特性等に配慮した情報バリアフリーの社会づくり ----- 151

第3章 推進体制

- 1. 計画の推進体制 ----- 158
- 2. 東松山市地域自立支援協議会について ----- 159
- 3. 比企地域自立支援協議会について ----- 162

参考資料

- 1. 東松山市障害者計画等策定委員会委員名簿 ----- 166
- 2. 東松山市障害者計画等策定委員会条例 ----- 167



総論



1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景・目的

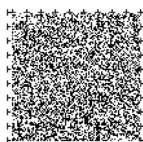
本市では、平成10年に策定した「市民福祉プランひがしまつやま」（東松山市障害者計画）において、“手帳の有無や障害の種別にかかわらず必要なサービスを利用できる仕組みの構築”を目指し、障害や困難を有する人などを排除したりするのではなく、誰もが社会の構成員として、地域社会に参加していく「ソーシャルインクルージョン¹」の理念をいち早く取り入れてきました。

この理念は、第二次市民福祉プラン（平成19年策定）の「ともに暮らすまち、東松山の実現」、第三次市民福祉プラン（平成29年策定）の「認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進」のそれぞれの基本理念に発展的に継承され、地域社会が障害のある人を包容し、障害の有無にかかわらず、すべての市民が個性と能力を発揮し、自分らしく安心して生活できるよう、住まい・学び・働き方などの分野ごとに各施策を進めてきました。

一方、本市においては、令和元年10月に発生した東日本台風により、河川が氾濫し、尊い命や大切な財産が奪われるなど、未だかつて経験したことのない甚大な被害が発生しました。このような災害では、公助による支援だけでなく、避難や災害復旧活動において、住民同士の支え合いの重要性が改めて認識されることになりました。また、令和2年からは国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ソーシャルディスタンスの保持や、社会活動への参加の制限など、障害のある人もない人もこれまでの生活を大きく変えざるを得ない状況となりました。有事の際の避難体制や、障害特性に配慮した情報提供のあり方等について課題が確認され、その解決に向けた取組が求められたところです。

平成29年度から令和8年度を計画期間とする第三次市民福祉プランは、令和3年度に前期計画が満了を迎えることから、前期計画の実施状況や課題等を整理・分析するとともに、前期計画で掲げた「認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進」を後期計画においても基本理念とし、さら

¹ 障害や困難を有する人などを排除したりするのではなく、地域社会に参加、参画していくことを支援することで、社会の構成員として包み込むことを示した言葉です。



なる発展を目指していきます。

(2) 計画の位置付け

① 法令根拠

本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」に当たります。

(障害者基本計画等)

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。



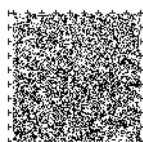
② 市政における位置付け

この計画は、市政の最上位計画である「第五次東松山市総合計画後期基本計画（令和3年度から令和7年度）」の健康福祉分野における関連計画に位置付けられます。後期基本計画では、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」のまちづくりの視点を取り入れるとともに「観光振興」「産業振興」「子育て支援」「防災・減災対策の推進」「地域福祉の充実」を本市が重点的に取り組むべき課題として位置付けています。この計画においても、“誰一人として取り残さない”というSDGsの理念を意識しながら、地域福祉の充実を目指しています。

また、本計画は、福祉分野における上位計画の「第二次東松山市地域福祉計画」や、その他の保健・福祉の分野別計画、埼玉県が策定した「埼玉県障害者支援計画」等との整合性を図り策定しています。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要

出展：国際連合広報センター



1. 計画の策定にあたって

(主な関連計画)

「第五次東松山市総合計画後期基本計画」

(計画期間：令和3年度～令和7年度)

「第二次東松山市地域福祉計画」(計画期間：令和2年度～令和6年度)

「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

(計画期間：令和3年度～令和5年度)

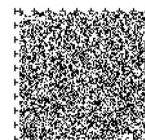
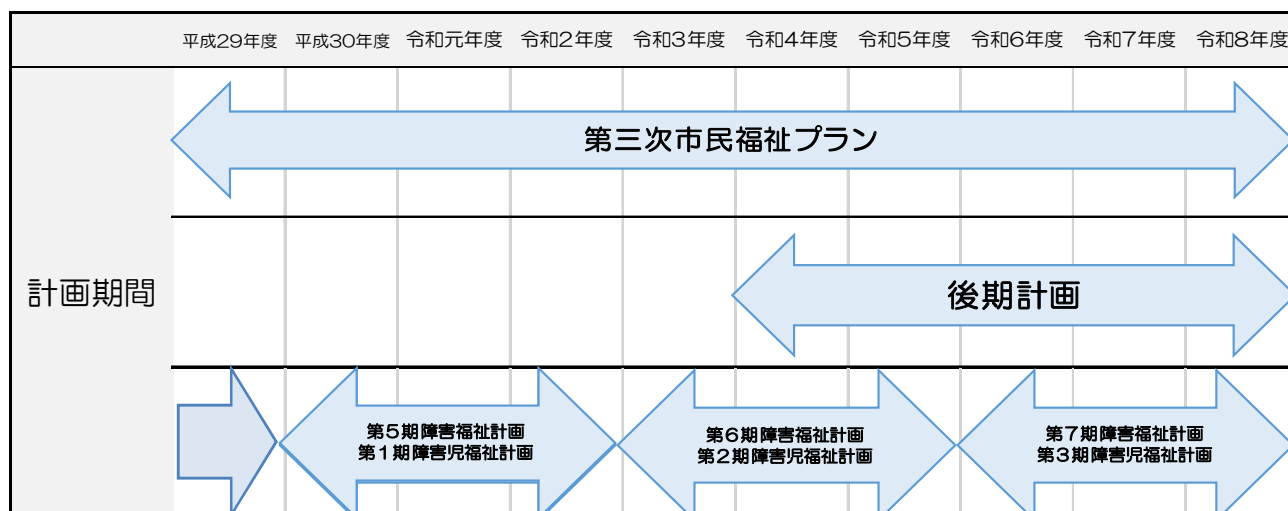
「ひがしまつやま子ども夢プラン【東松山市子ども・子育て支援事業計画】」

(計画期間：令和2年度～令和6年度)

「東松山市地域防災計画」(令和4年3月改訂)

(3) 計画の期間

「障害者計画」の計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とし、5年目に当たる令和3年度に見直しを行い、令和4年度から令和8年度までの後期計画を策定します。



2. 障害者施策に関する制度改革

(1) 制度の動向

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律

平成28年6月に公布され、平成30年4月の施行により、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢の障害のある人の介護保険サービスの円滑な利用促進や、障害のある子どものニーズの多様化にきめ細かく対応するための見直し等が行われました。また、障害児支援の提供体制を計画的に確保するため、市町村に障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

② 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

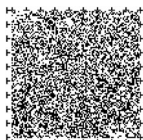
障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るため、平成30年6月に公布・施行されました。

③ 視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律（読書バリアフリー法）

障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するため、令和元年6月に公布・施行されました。

④ 東松山市手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進し、また、手話を普及し、手話を通じて互いに認め合い、支え合う共生社会の実現を目指していくことを目的として、令和元年6月に公布・施行されました。



⑤ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律

官民間問わず、障害者が働きやすい環境を作り、また全ての労働者にとって働きやすい場を作ることを目指すことが重要であるという観点から、令和元年6月に公布され、段階的に施行されました。令和2年4月からは障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置が講じられました。

⑥ 埼玉県ケアラー支援条例

ケアラー²の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現するため、令和2年3月に公布・施行されました。

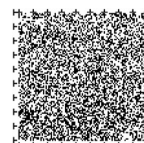
⑦ 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（電話リレー法）

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のため、公共インフラとしての電話リレーサービスの適正かつ確実な提供を確保するなどの必要があることから、令和2年6月に公布され、令和2年12月に施行されました。

⑧ 第6期埼玉県障害者支援計画

障害者基本法第11条第2項、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項に規定する計画であり、県の障害者・障害児施策推進の基本的方向や、達成すべき障害者福祉サービス、障害児福祉サービスの目標などを明らかにし、障害者・障害児施策の総合的な推進を図るため、令和3年3月に策定されました。

² ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する方のことです。そのうち18歳未満の方をヤングケアラーといいます。



⑨ 東松山市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

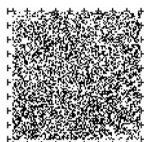
障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画に当たり、国の指針に即して障害福祉サービス、障害児通所支援サービス等の提供体制の確保や円滑な実施について定めるため、令和3年3月に策定されました。

⑩ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に公布され、平成28年4月に施行されました。令和3年5月、同法は改正され、公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。主な改正内容は、これまで合理的配慮の提供について、国の行政機関や地方公共団体等は法的義務、民間事業者は努力義務となっていました。民間事業者も法的義務となりました。

⑪ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、もって安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、令和3年6月に公布され、令和3年9月に施行されました。



3. 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

本市における障害者手帳所持者は、令和2年度末時点で4,213人となっており、全体としてやや増加傾向にあります。内訳では療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者数が伸び、身体障害者手帳所持者数に大きな変化はみられません。また、自立支援医療（精神通院）³の利用者が2年間で162人増加し高い伸びを示しています。

障害者手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者及び指定難病⁴等医療受給者の合計が人口に占める割合は、約7.1%となっており、そのうち4割以上が身体障害者手帳所持者となっています。

表1 障害のある人の状況 (人・世帯)

現在	手帳所持者数				自立支援医療 (精神通院)	指定難病等 医療	合計	(参考) 人口	(参考) 世帯数
	身体障害者 手帳	療育 手帳 (知的)	精神障害 者保健福 祉手帳	小計					
H30年度末	2,631	714	741	4,086	1,314	719	6,119	90,207	40,026
R1年度末	2,619	728	755	4,102	1,335	734	6,171	90,187	40,557
R2年度末	2,655	742	816	4,213	1,476	772	6,461	90,297	41,209

資料：東松山市福祉事務所

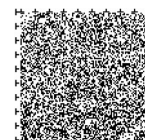
表2 総人口に占める障害のある人の割合 (%)

現在	身体障害 者手帳	療育手帳 (知的)	精神障害 者保健福 祉手帳	自立支援 医療(精神 通院)	指定難病 等医療	計	サービス 支給決定者
H30年度末	2.92	0.79	0.82	1.46	0.80	6.78	0.73
R1年度末	2.90	0.81	0.84	1.48	0.81	6.84	0.83
R2年度末	2.94	0.82	0.90	1.63	0.85	7.16	0.84

資料：東松山市福祉事務所

³ 障害者総合支援法に基づき、手帳の有無にかかわらず、精神疾患のため、通院による精神医療を継続して受ける人を対象に、医療費の自己負担を軽減するものです。

⁴ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費助成の対象となる疾病で、令和3年11月時点では338疾病が指定されています



(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の内訳をみると、部位別では内部障害の人が増加傾向にあります。また、身体障害者手帳所持者の中での高齢者の割合をみると、平成29年度以降は約70%を占めています。

なお、内部障害の内訳をみると、「心臓」「じん臓」「ぼうこう又は直腸」が大部分を占めています。

表3 級別身体障害者手帳所持者数 (人)

現在	総数	内訳						18歳未満	18歳以上
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
H30年度末	2,631	900	394	394	636	136	171	60	2,571
R1年度末	2,619	926	383	379	624	133	174	57	2,562
R2年度末	2,655	965	380	374	624	132	180	54	2,601

資料：東松山市福祉事務所

表4 部位別身体障害者手帳所持者数 (人)

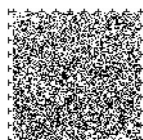
現在	総数	内訳					65歳以上	高齢者割合
		視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害		
H30年度末	2,631	146	238	42	1,395	810	1,835	70%
R1年度末	2,619	146	236	32	1,360	845	1,846	70%
R2年度末	2,655	150	243	39	1,333	890	1,866	70%

資料：東松山市福祉事務所

表5 内部障害別身体障害者手帳所持者数 (人)

現在	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう又は直腸	小腸	免疫	肝臓	計
H30年度末	367	271	28	125	5	11	3	810
R1年度末	379	265	37	148	2	11	3	845
R2年度末	393	302	29	146	7	11	2	890

資料：東松山市福祉事務所



(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数については、増加傾向が続いています。

表6 程度別療育手帳所持者数 (人)

現在	総数	内訳				18歳 未満	18歳 以上
		マルA	A	B	C		
H30年度末	714	160	172	218	164	140	574
R1年度末	728	155	174	219	180	144	584
R2年度末	742	157	177	231	177	128	614

資料：東松山市福祉事務所

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数については、増加傾向が続いています。

表7 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

現在	総数	内訳			18歳 未満	18歳 以上
		1級	2級	3級		
H30年度末	741	73	471	197	12	729
R1年度末	755	78	478	199	22	733
R2年度末	816	87	526	203	11	805

資料：東松山市福祉事務所



(5) 自立支援医療（精神通院）利用者数の推移

自立支援医療（精神通院）利用者数については、増加傾向にあり、気分障害⁵が大幅に増加しています。

表8 自立支援医療（精神通院）利用者数 (人)

現在	総数	内訳					18歳未満	18歳以上
		統合失調症 ⁶	気分障害	神経症 ⁷	てんかん	その他 ⁸		
H30年度末	1,314	421	499	116	80	198	32	1,282
R1年度末	1,335	407	524	113	80	211	20	1,315
R2年度末	1,476	427	580	122	86	261	15	1,461

資料：東松山市福祉事務所

(6) 指定難病等医療給付受給者の推移

指定難病による受給者数については、増加傾向が続いています。

表9 特定疾患（指定難病等）医療給付利用者数 (人)

現在	総数	内訳	
		指定難病等	小児慢性特定疾病 ⁹
H30年度末	719	613	106
R1年度末	734	623	111
R2年度末	772	663	109

資料：東松山保健所

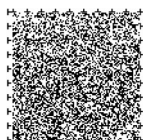
⁵ 気分と感情の変動により特徴づけられる精神疾患で、うつ病や双極性障害などがあります。

⁶ 幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患で、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすいという特徴があります。

⁷ 心因（心理・社会的環境要因）による心身の機能障害で不安神経症、強迫神経症、心気神経症、抑うつ神経症などがあります。

⁸ 先天異常、頭部外傷、変性疾患、新生物、中毒、中枢神経の感染症、膠原病や内分泌疾患を含む全身疾患による中枢神経障害等を原因として生じる精神疾患である「器質性精神障害」や自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害である「発達障害」などがあります。

⁹ 児童福祉法に基づき医療費助成の対象となる18歳未満の子どもの慢性疾病で、令和3年11月時点では788疾病が指定されています。



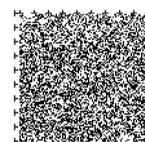
(7) サービス支給決定者数の推移

サービス支給決定者数については、増加傾向が続いています。

表10 サービス支給決定者数 (人)

現在	児童	身体障害	知的障害	精神障害	特殊の疾病	計
H30年度末	112	118	276	154	0	660
R1年度末	127	136	300	184	0	747
R2年度末	134	128	304	193	0	759

資料：東松山市福祉事務所



4. 基礎調査の実施

(1) アンケート調査による障害のある人の実態調査

本計画は、従来の市民福祉プランと同様に、当事者を含む市民、事業者と行政との協働により推進します。

そのため、後期計画策定段階で以下のような調査を実施しました。

① アンケート調査

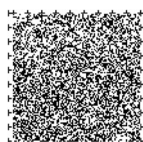
本調査では、障害のある人、中学生及び一般市民を対象にアンケートを実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

表11 アンケート調査の方法と期間

	I 障害のある人を対象としたアンケート	II 中学生を対象としたアンケート	III 市民を対象としたアンケート
調査対象	令和2年7月1日現在、主として障害者手帳をお持ちの人、1,000人を抽出	市内中学校2年生、688人	令和2年7月27日現在、市内にお住まいの20歳以上の人、250人を無作為抽出
調査方法	郵送配布・回収	学校配布・回収	郵送配布・回収
調査期間	令和2年7月11日～8月3日	令和2年8月27日～9月25日	令和2年8月3日～8月31日

表12 アンケート調査の回答状況

	I 障害のある人を対象としたアンケート	II 中学生を対象としたアンケート	III 市民を対象としたアンケート
調査対象者数 (a)	1,000人	688人	250人
有効回答者数 (b)	568人	670人	129人
有効回答率 (b/a)	56.8%	97.3%	51.6%



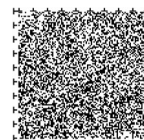
② ヒアリング調査・アンケート等による意向把握

障害のある人本人や保護者、障害に関係する団体、障害のある人を雇用している企業などを対象に、ヒアリング調査・アンケート調査を実施しました。

ヒアリング調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業者や団体等に実施についての意向を確認し、ご承諾いただけた場合のみ実施しています。

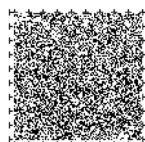
表13 ヒアリング実施状況

No.	ヒアリング・アンケート対象	団体数 /人数	団体名	ヒアリング/アンケート 調査項目
1	障害福祉サービス事業所 (ヒアリング)	2	・相談支援事業所 あじさい ・縁キッズ東松山	・障害福祉サービスでの課題、問題点 ・障害福祉サービスで、あれば良いサービス
2	障害福祉サービス事業所 (アンケート)	10	・相談支援事業所 あじさい ・縁キッズ東松山 ・ヘルパーステーションコア ・サポートサービスシャローム ・生活介護ともす ・オードリー ・あんだんて ・あかつき園 ・Kids Land あんず ・相談支援センター雑草	・障害のある人が高齢になって発生している問題 ・事業所運営上の課題 ・市の障害者施策の課題や意見 ・その他
3	当事者団体 (ヒアリング)	3	・ヒッキーハート ・ぽっぷ☆コーン ・東松山市手をつなぐ育成会	・障害福祉サービスでの課題、問題点 ・障害福祉サービスで、あれば良いサービス
4	当事者団体 (アンケート)	5	・ヒッキーハート ・ぽっぷ☆コーン ・東松山市手をつなぐ育成会 ・よつ葉会（精神障害者家族会） ・障害を持つ子の親の会えんぜる	・障害のある人に関する医療の課題 ・障害のある人に関する就労や教育で、課題と思うこと ・災害対策等で、課題と思うこと ・市の障害者施策の課題や意見 ・その他



4. 基礎調査の実施

No.	ヒアリング・アンケート対象	団体数 ／人数	団体名	ヒアリング／アンケート 調査項目
5	関係団体 (アンケート)	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東松山市赤十字奉仕団 ・ 比企医師会 ・ 比企広域消防本部 ・ 東松山警察署 ・ 比企郡市歯科医師会 ・ 東松山市民生委員・児童委員協 議会障害福祉部会 ・ ひきねっと ・ 東松山手話サークル ・ 耳すまネット ・ 東松山市商工会 ・ 自治会連合会 ・ 東松山子育てねっと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人への障害 者施策に関する周知度 ・ 障害のある人と接する ときに、何か困ったこ と ・ 障害のある人となない人 が共に暮らすまちづく りのために、必要だと 思うこと ・ 障害者施策で、団体と して課題に感じている こと ・ 市の障害者施策の課題 や意見 ・ その他
6	当事者 (アンケート)	5	<hr style="width: 100px; margin: 0 auto;"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、障害福祉サービ スを利用して困ったこ と ・ 地域の理解や差別等で 困ったこと ・ 仕事や学校について、 何か困ったこと ・ 災害等を想定した際 に、何か困ったこと ・ 市の障害者施策等につ いて ・ 医療について、何か困 ったこと ・ その他



4. 基礎調査の実施

No.	ヒアリング・アンケート対象	団体数 ／人数	団体名	ヒアリング／アンケート調査項目
7	特別支援学校 (ヒアリング)	1	・ 埼玉県立東松山特別支援学校	・ 学校での課題や意見 ・ 障害福祉サービスで課題、問題のあるもの
8	特別支援学校 (アンケート)	2	・ 埼玉県立東松山特別支援学校 ・ 埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校	・ 障害福祉サービスで、あれば良いサービス ・ 市の障害者施策等について ・ その他
9	事業者 (アンケート)	5	・ 東松山医師会 ・ 東観光開発株式会社 ・ 株式会社エム・エル・エス ・ 株式会社ケアサービス彩松〔ひだまりの郷〕 ・ 有限会社みどりの郷あすか	・ 雇用障害者の種別 ・ 障害者雇用のための工夫点 ・ 障害のある人を雇用していくための問題点、課題 ・ 障害のある人が企業などで働くために、学校教育の場で身につけるべき知識やスキル ・ 今後の障害者雇用について ・ 市の障害者施策等での課題や意見 ・ その他

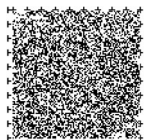


③ 東松山市障害者計画等策定委員会及び部会による検討

本計画策定に際し、東松山市障害者計画等策定委員会の中の実務担当者からなる部会を4回開催し、計画の検討を行い、委員会を3回開催し審議を行いました。

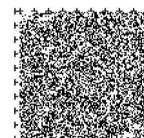
④ パブリックコメントの実施

令和4年1月に、計画案を市ホームページなどで公表し、広く市民等からの意見を求めました。



第1章

計画の基本理念と基本方針



1. 計画の基本理念

認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進

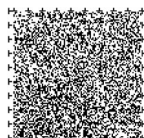
すべての人が主人公になるまちを目指して

国は「障害者基本計画」の中で障害のある人の施策について、障害のある人をあらゆる社会活動の主体ととらえ、自己実現できるよう支援する一方、障害のある人の活動や社会参加を制限している社会的障壁を除去するとしています。また、埼玉県においても「第6期埼玉県障害者支援計画」の中で、障害のある人の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の構成員として、分け隔てられることなく、地域で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会＝「共生社会」の実現を目指しています。

本市の市民福祉プラン（東松山市障害者計画）は、平成10年に策定された第一次市民福祉プランから「地域社会における共生」の考え方を基本方針に掲げ、当初の理念を引き継ぎつつ、地域社会が障害のある人を包容し、障害の有無にかかわらず、全ての市民が個性と能力を発揮し、自分らしく安心して生活できるよう、住まい・学び・働き方などの分野ごとに各種施策を進めてきました。

第三次市民福祉プラン後期計画の策定に当たって実施した調査では、一定の成果を上げた施策も確認できましたが、一方で、新たな課題やニーズも出てきています。

このような認識に基づき、第三次市民福祉プラン後期計画については、前期計画の実施状況や課題等を整理・分析し、引き続き、“認め合い、支え合い、ともに暮らすまち東松山の推進”を基本理念に掲げ、新たな制度やサービスに関する事項を目標や施策に取り入れて、全ての市民がともに暮らす社会の実現を目指します。



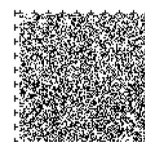
◆ 市民福祉プラン（東松山市障害者計画）のこれまでの取組

「市民福祉プランひがしまつやま」（平成 10 年策定）では、“手帳の有無や障害の種別に関わらず必要な人がサービスを利用できる仕組みの構築”をテーマに掲げ、“ともに生き、暮らし分け合う、安心・自立のまちづくり”を基本方針としてきました。

「第二次市民福祉プラン」（平成 19 年策定）では「ともに暮らすまち、東松山の実現」を基本理念に掲げ、地域社会における共生を明確に打ち出しました。

「第三次市民福祉プラン」（平成 29 年策定）では「認め合い、支え合い、ともに暮らすまち東松山の推進」を基本理念に掲げ、すべての人が自らの意思により、その人らしく生活すること、つまりは主体性を発揮し、自己実現を図ることにより、互いを尊重し、それを後押しする地域づくりを行うことを目指しています。

計画の推進に当たっては、東松山市地域自立支援協議会及び比企地域自立支援協議会において、多数のプロジェクトや連絡会を設置し、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関や民生委員・児童委員など地域の人々との連携を進め、障害のある人が地域社会で暮らすための課題解決や、新たなプログラムの創出にも取り組んでいます。



2. 施策の基本方針

第三次市民福祉プランでは、基本理念のもと、本市が進める障害者施策の基本方針として次の4点を定めています。

方針1 主体性を発揮し、支え合う地域をつくる

相談支援・就労支援や権利擁護支援制度の更なる充実を目指し、障害のある人が地域に包容されるとともに、自らの意思によって、社会活動や社会貢献等を積極的に行える地域づくりを行います。

○今までの本市での取組

市民福祉プランの理念に基づき、障害のある人の地域生活のための取組を推進し、ともに育ち学ぶ教育や、障害のある人の一般就労の拡大、地域の住まいの場となるグループホーム¹⁰の増設の支援について、取り組んできました。

ともに育ち学ぶ教育については、幼保小三者連絡会を開催し、幼稚園、保育園、小学校などの関係者の連携・交流を図り、子どもたちが“ともに育ち、ともに学ぶ”ことができる環境づくりを整備しています。

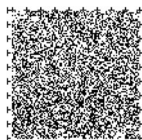
福祉施設からの一般就労については、障害者就労支援コーディネーター事業¹¹により、就労継続支援B型¹²事業所の支援を行った平成29年度以降は継続して一般就労が実現しており、取組の成果が現れています。

障害のある人が入居するグループホームの事業所数については、平成28年3月末時点では市内23箇所でしたが、令和3年3月末時点では38箇所に増えています。

¹⁰ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

¹¹ 就労継続支援B型事業所から一般就労を目指すことを目的として、障害者就労支援コーディネーターが定期的に市内就労継続支援B型事業所を訪問し、当該事業所職員が行う利用者への一般就労の支援に対し指導助言を行う、平成29年度から令和元年度にかけて実施した事業です。

¹² 通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援等を供与するサービスです。B型は雇用契約のない形態です。



方針2 多様な社会資源を活用できる地域をつくる

障害福祉サービス事業所の整備を進める一方、地域のボランティア等によるインフォーマル¹³な支援や地域の各種団体の協力などによる包括的なネットワークを作ることにより地域の社会資源の活用を進め、障害のある人一人ひとりが自己実現に向けて活動できること、地域に貢献できることを目指します。

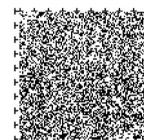
○今までの本市での取組

本市では、これまで障害者生活支援センター、障害者就労支援センターZAC（ザック）、総合相談センター、比企地域基幹相談支援センター¹⁴の開設などを行い、手帳の有無や障害の種別に関わらず必要な人がサービスを利用できる仕組みの構築を目指してきました。

現在は、障害のある人が自分らしく暮らすための障害福祉サービスや、途切れることのない伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援、就労支援を始めとした社会参加に向けた支援体制が整備されています。また、地域による助け合い等のインフォーマルな支援や地域の各種団体の協力など包括的なネットワークの構築を進めています。

¹³ ここでは、法律や公的制度に基づくサービスでないものを指しています。

¹⁴ 地域の相談支援の拠点として相談支援事業所に対し、指導・助言や人材育成支援などを行うもので総合福祉エリアに設置しています。



方針3 安全に安心して暮らせる地域をつくる

“障害のある人にとって暮らしやすいまちとは障害のない人にも暮らしやすいまちである”という考えに基づく社会環境の改善や、地域のボランティア等による支援により、障害のあるなしに関わらず安全に安心して暮らせる地域をつくりたい。

○今までの本市での取組

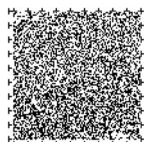
令和元年東日本台風の記録的な豪雨では、市内を流れる都幾川、越辺川、新江川の堤防の決壊により、全壊129戸を含め770棟の家屋が被害を受け、避難者の総数は3,329人に上るなど、本市始まって以来の甚大な被害が発生しました。

現在は、国や県、関係団体との連携協力のもと、復旧・復興の歩みを着実に進め、この経験を教訓とした地域防災力の強化等に取り組んでいます。

近年は市民の防災意識の高まりにより、市や地域で実施する防災訓練の参加者は増加しています。また、本市の市職員や福祉施設の職員と連携して避難所及び福祉避難所の開設訓練を実施しており、「自助」「共助」「公助」の役割を知り、互いに連携し一体となって防災・減災のまちづくりに取り組んでいます。

しかし、障害のある人を対象としたアンケートによると、地域の防災訓練や防災フェアに参加したことがないという意見や福祉避難所を知らないという意見もいただいています。必要な情報が得られていない人もいるため、周知の方法については、課題が残っています。

そのため、引き続き、防災意識向上の取組やより多くの市民が必要な情報を入手できるよう効果的な情報発信が必要と言えます。



方針4 人権を尊重し、互いを認め合う地域をつくる

市民がお互いの人権を尊重し合うことは、支え合いのまちづくりを進める上では欠くことができません。障害のある人が様々な場面で不利益を被らないために、成年後見制度¹⁵の利用を促進するための法定後見人・市民後見人の育成や共生社会の考え方の理解促進を図り、地域全体で“人権を尊重し、互いを認め合う”ことに取り組みます。

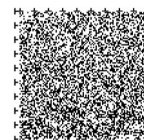
○今までの本市での取組

成年後見制度については、東松山市成年後見支援センターを開所し、制度の普及啓発、相談、手続きの支援を行っています。また、支援者向けに研修会を実施し、成年後見制度利用支援事業を円滑に実施するため、積極的に周知を図っています。また、虐待防止に向けて、相談体制の充実や関係機関との連携体制を構築するとともに、当事者を含めた関係者への普及活動を推進しています。

障害者差別については、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことに際して、市に障害に係る差別の相談があった場合には、その事例を紹介し、その解消に向けて意見交換を行ったり、障害者差別解消法の周知の方法を協議したりする東松山市障害者差別解消支援地域協議会を設置しています。そのほか、東松山市障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領や障害のある人への配慮マニュアルを作成し、市職員を対象とした研修を実施しています。また、障害のある人及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談を障害者福祉課、人事課、学校教育課で受け付けています。

平成29年8月には、埼玉県や比企管内の町村と連携し、障害者差別解消法及び県条例（「埼玉県障害のある人もない人もすべての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」及び「埼玉県手話言語条例」）の円滑な施行に向け、事業者向け説明会を開催しました。

¹⁵ 判断能力が十分でない方が「契約」をしたり「財産管理」をしたりすることが困難な場合に、本人に不利益が生じないよう支援する人を設ける制度です。



施策体系図

理念

基本方針

認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進
すべての人が主人公になるまちを目指して

方針1

主体性を発揮し、支え合う地域をつくる

方針2

多様な社会資源を活用できる地域をつくる

方針3

安全に安心して暮らせる地域をつくる

方針4

人権を尊重し、互いを認め合う地域をつくる

分野と目標

分野1
住み慣れた地域で住み続けられる社会づくり
(障害のある人の住まい、医療、地域における支援などに関する分野)

- 目標1 自分の生活スタイルに合った地域での住まい方が確保され、そのために必要な支援が地域に用意されること。
- 目標2 防災・防犯など、暮らしの安全・安心が確保されるよう、行政として必要な対応を進めるとともに、地域レベルで市民の自主的な取組が進むこと。
- 目標3 警察、消防、保健、医療など命や安全に関わる関係者が障害について十分理解するとともに、これらの機関の支援が適切に提供されること。
- 目標4 結婚や出産、子育てなどに関する情報や知識が得られ、必要な支援が受けられること。
- 目標5 家族などの介助者の有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らせるよう多様な支援を受けられること。
- 目標6 必要な障害福祉サービスや保健・医療サービスが受けられること。そのためにサービス事業者や従事する人材が充実すること。

分野2
育ちや学びの基盤づくり
(障害のある子どもの育ちや学びに関する分野)

- 目標1 障害のあるなしに関わらず、子どもたちが地域の中で一緒に育ち合い、学び合うことを進めるとともに、そのための環境がソフト・ハードの両面から整うこと。
- 目標2 学童保育や部活動をはじめ、当事者の希望に応じて地域において放課後や長期休業中の支援が受けられること。
- 目標3 本人の意欲や適性に応じて、高校、大学、専門学校などで学ぶ機会が確実に得られること。
- 目標4 教員や保育士、障害児介助員が障害に対する十分な知識や技術を持つこと。
- 目標5 行政は、県と市の別や組織の違いを越えて、保健センター、保育園、幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校などが互いに連携を図りながら「ともに学ぶ」実践が確実に進められるよう支援していくこと。

分野3
多様な働き方ができる社会づくり
(障害のある人の就労に関する分野)

- 目標1 働くことに関する本人の意思や選択が尊重され、ステップアップしながら必要な訓練が受けられること。また、就職してもその後適切な支援が受けられ、離職しても、何度も挑戦できる仕組みが整うこと。
- 目標2 就労系障害福祉サービス事業者は、必要性や価値が社会的に認められる商品やサービスを提供すること。また、より有利な条件で取引ができるようにすること。
- 目標3 障害のある人の就労を支援する事業所や機関は、一般就労を前提とした支援を行うこと。
- 目標4 行政や企業・事業者は、障害のある人を雇用すること。また、福祉的就労との行き来がしやすい環境を整備すること。
- 目標5 行政は、「障害のある人とともに働く・仕事をつくる」ための施策に積極的に取り組むこと。

分野4
自分らしく活躍し、余暇を楽しめる社会づくり
(障害のある人の芸術・文化活動やスポーツに関する分野)

- 目標1 心身の休息や活力が得られるとともに、自己実現のため障害のある人が自ら活動できるような、芸術・文化活動やスポーツの機会が得られること。
- 目標2 地域で行われる芸術・文化活動やスポーツの機会に障害のある人もともに参加し、その人らしく活動できる芸術・文化活動やスポーツを支援すること。また、その活動の成果を発信し、障害のある人の芸術・文化活動やスポーツへの理解を広めること。

分野5
誰もが一人の市民として共生できる社会づくり
(障害に対する市民の理解や関わりなどに関する分野)

- 目標1 障害に関する情報を提供することで、障害に対する市民の理解が広がること。また、このことにより、市民がともに暮らすことを共通認識とすること。
- 目標2 誰もが一人の市民として、地域の中で互いに見守り、関わり、支え合う実践を重ねること。
- 目標3 障害のある人と、地域の市民団体、事業者、警察、消防、企業、商店など様々な機関が対話を重ね、理解を深め合うこと。そして、このことにより誰にとっても暮らしやすいまちづくりが進むこと。
- 目標4 外出支援や日常の見守りなど地域生活に必要な様々な支援が、福祉サービスだけでなく、地域の人々との多様な関わりの中で提供されること。

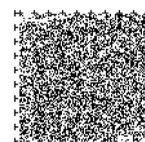
分野6
障害のある人の権利を守り、気軽に相談できる社会づくり
(障害のある人に対する権利擁護、相談支援に関する分野)

- 目標1 必要ときに必要な情報を、一人ひとりに合った方法で入手できること。
- 目標2 各種の相談支援が受けられることにより、本人の意欲や能力に基づいた課題解決の道筋がつけられること。
- 目標3 ピアカウンセリング、ピアサポートなど当事者による情報提供・相談をひとつの資源として位置付け、それらと公の窓口との連携が図られていること。
- 目標4 地域生活を送る上で必要な判断や選択のための支援が受けられること。また、障害者虐待防止センターや、障害者差別解消支援地域協議会等の活用により、障害のある人の権利が守られること。
- 目標5 地域において成年後見制度利用を支援する仕組みづくりが行われること。
- 目標6 相談支援に携わる関係者は、人権を尊重するとともに、家族への支援も視野に入れた利用者本位の相談を行うこと。また、そのために必要な知識や技能を習得すること。

分野7【新設】
障害特性等に配慮した情報バリアフリーの社会づくり
(障害のある人の情報の入手や発信に関する分野)

- 目標1 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択及び利用の機会を充実すること。
- 目標2 情報のバリアフリー化を推進し、障害特性等に配慮した環境を整備すること。

第2章
第三次市民福祉プラン中間評価
及び
後期計画

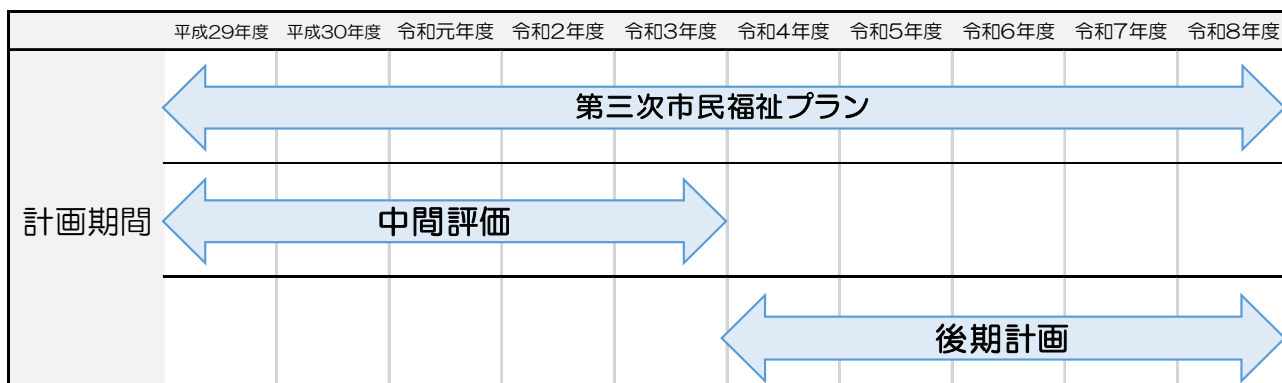


1. 施策の中間評価について（平成29年度から令和3年度）

・ 施策評価の指標

各施策がどの程度達成できたかを検証するため、以下の指標に基づき、中間評価を行います。

評価区分	内容
◎	順調に取り組んでいる
○	概ね順調に取り組んでいる
△	積極的な取組が必要
×	課題が多く見直しが必要



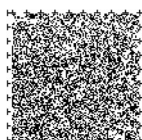
2. 後期計画における施策の区分（新規・継続・変更）について

後期計画の策定に当たり、施策を以下の区分に分類しています。

新規…後期計画（令和4年度）から新たに追加した施策

継続…前期計画から策定している施策で、後期計画においても引き続き取り組む施策

変更…前期計画で策定した施策で、後期計画において変更が生じている施策



分野1 住み慣れた地域で住み続けられる社会づくり

(障害のある人の住まい、医療、地域における支援などに関する分野)

その1. 目標と施策の中間評価

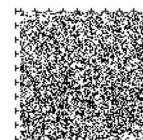
目標1 自分の生活スタイルに合った地域での住まい方が確保され、そのために必要な支援が地域に用意されること。

【中間評価】

施策			
① 障害に関する無理解や誤解などにより、障害のある人が地域の中で住まいの確保に支障が生じないように、関係機関及び一般市民への理解を広めます。			
評価区分	○	評価理由	市広報紙やホームページ等による啓発活動を推進し、きらめき出前講座 ¹⁶ 「私たちのまちの障害者福祉サービス」にて「ともに暮らす」ことの重要性を伝えている。また、精神ボランティア活動支援事業、手話奉仕員養成講座等の各種事業や講座を実施し、関係機関及び一般市民の理解を更に広げるよう取組を進めている。
② 障害のある人が賃貸住宅にスムーズに入居できるよう、市内の不動産業者に「あんしん賃貸住宅 ¹⁷ 」への登録を働きかけます。			
評価区分	○	評価理由	継続して「あんしん賃貸住宅住まいサポート店リスト」を窓口にて配布している。また、埼玉県住宅課及び埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部と連携し、あんしん賃貸住宅への登録を推進している。

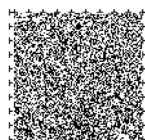
¹⁶ 市民が開催する学習の場に、市の職員等を講師として派遣して、東松山市の現状や課題・情報等を講義するものです。

¹⁷ 高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯、被災者世帯、失業者世帯、生活保護世帯、低所得者世帯などの人を受け入れる民間賃貸住宅です。



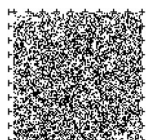
施策		
<p>③ 障害のある人が公営住宅に安心して居住できるよう、バリアフリーなど安全な住宅環境の提供に努めるとともに、公営住宅への入居募集の周知を図ります。</p>		
評価区分	△	評価理由 障害のある人へは、エレベーターが設置されているなどバリアフリーに配慮している市営向台住宅を紹介したり、入居者の選考においては優遇しているが、全ての市営住宅においてバリアフリー化が進んでいるわけではない。
<p>④ 障害のある人が住み慣れた住宅や地域で生活できるよう、在宅サービスの充実やグループホームなどの整備を関係機関とともに進めます。</p>		
評価区分	○	評価理由 事業所が多数整備され、重度の障害のある人が地域で居住することが増えている。
<p>⑤ 障害のある人の福祉施設等からの地域生活への移行や、地域生活を継続するための支援を地域全体で支える地域生活支援拠点¹⁸の整備を行います。</p>		
評価区分	○	評価理由 令和3年度に地域生活支援拠点事業実施要綱に基づき、運営ガイドラインの作成、事業者登録を行い、面的整備型の地域生活支援拠点の整備が完了した。
<p>⑥ 障害のある人が地域において多様な支援が受けられるよう、障害福祉サービスだけでなく市民やボランティア団体による支援を含めた包括的な支援のネットワークの整備を行います。</p>		
評価区分	○	評価理由 埼玉県及び東武鉄道(株)と連携し、視覚に障害のある人が駅ホームからの転落や列車との接触などの事故に遭わないよう、積極的に声かけをしていただくための声かけサポート講習会を開催した。また、精神障害者に対するボランティア活動を支援する精神ボランティア活動支援事業、手話奉仕員養成講座等の各種事業や講座を毎年度開催している。

¹⁸ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。



施策			
⑦ 日中活動の場や働く場などの生活圏を考慮しつつ、グループホーム等の多様な住まいを活用した地域定着支援 ¹⁹ を行います。			
評価 区分	○	評価 理由	地域定着支援の支給決定者及び支援が見込まれる人を関係機関で評価している。

¹⁹ 居宅において単身又は家族等による緊急時の支援が見込めない状況で生活する障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態又は緊急に支援が必要な場合に相談などを行うサービスです。

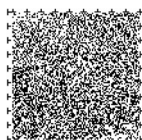


目標2 防災・防犯など、暮らしの安全・安心が確保されるよう、行政として必要な対応を進めるとともに、地域レベルで市民の自主的な取組が進むこと。

【中間評価】

施策			
① 障害のある人が自主防災組織や防犯組織、自治会などと適切な関係を築けるよう、支援を行います。			
評価区分	○	評価理由	自主防災組織等の避難支援者に、毎年度、避難行動要支援者名簿を配布するとともに、趣旨の説明を行っている。
② 障害福祉サービス事業所を、福祉避難所として活用できるようにし、福祉避難所の増設を推進します。			
評価区分	○	評価理由	現在9か所の施設と協定を結んでいる。担当者会議及び避難所開設訓練を令和2年度から毎年度継続して行っている。
③ 地域防災計画や災害時要援護者避難支援制度 ²⁰ について、市民への周知を進め、避難行動要支援者名簿への登録や防災訓練への参加などを促します。			
評価区分	○	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等の避難支援者に、毎年度、要支援者名簿を配布するとともに、趣旨の説明を行っている。(再掲) 地域防災計画及び災害時要援護者避難支援制度を市ホームページに掲載している。また、誰でも防災に触れる機会として、防災フェアを開催している。
④ 自主防災組織が避難行動要支援者への救護体制を確立するよう支援を行います。			
評価区分	△	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者避難支援制度の対象者について、見直しを行っており、自主防災組織等による避難行動要支援者への関わりについて、意見聴取を進めている。 自主防災組織リーダー養成研修で共助の仕組みについて説明している。

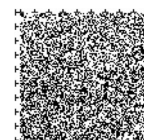
²⁰ 災害の発生やおそれがあるときに、自力での避難が困難で、災害(避難)情報や避難場所への誘導などを希望する高齢者や障害のある人などからの登録申請により名簿を作成し、地域の支え合い・助け合いにより支援する仕組みです。



目標3 警察、消防、保健、医療など命や安全に関わる関係者が障害について十分理解するとともに、これらの機関の支援が適切に提供されること。

【中間評価】

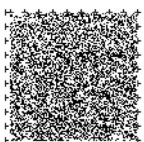
施策			
① コミュニケーションに支援が必要な人の警察、消防、医療機関への連絡方法について、引き続き改善を行います。			
評価 区分	○	評価 理由	毎年度、関係機関と協議し、連絡方法の確認を行っている。 また、令和2年度にはNet119緊急通報システムを導入し、連絡方法の改善を進めている。
② 警察、消防、医療機関、賃貸住宅の所有者や不動産業者などと障害のある人への支援について意見交換を行います。			
評価 区分	○	評価 理由	訪問や個別支援会議等で関係機関と意見交換を行っている。
③ 救急医療情報キットの利用促進を図ります。			
評価 区分	○	評価 理由	緊急医療情報キットの配布件数は、例年、前年実績並みの水準を達成している。
④ 障害福祉サービス事業者に対し、緊急時における見守り、搜索等を行うネットワークづくりを働きかけます。			
評価 区分	○	評価 理由	地域生活支援拠点等検討プロジェクトにおいて、ネットワークづくりを進めている。



目標4 結婚や出産、子育てなどに関する情報や知識が得られ、必要な支援が受けられること。

【中間評価】

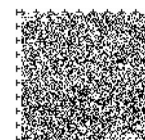
施策			
① 母子保健部門、児童福祉部門と障害者福祉部門が連携し、情報提供や相談支援、サービスの利用援助など総合的な支援を行います。			
評価区分	○	評価理由	個別支援会議や市地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等の取組にて、他部門と連携し、総合的な支援を実施している。



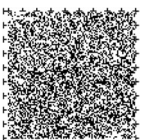
目標5 家族などの介助者の有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らせるよう多様な支援を受けられること。

【中間評価】

施策		
① 地域包括ケアシステムの構築と運営に当たっては、高齢の障害のある人や介護保険第2号被保険者の人も利用しやすいよう障害者福祉部門と高齢者福祉部門が連携します。		
評価区分	○	評価理由 地域包括支援センターを中心に個別支援会議等を介して高齢者福祉部門と連携をしている。
② ボランティアなど、地域における支え合いの担い手を養成します。また、障害のある人もボランティア等の活動ができるよう支援を行います。		
評価区分	△	評価理由 養成講座の開催や各種イベントにてボランティアが参加できる機会を設けたが、障害のある人のボランティア活動の場については課題が残っている。
③ 障害のある人が住み慣れた住宅や地域で生活できるよう、在宅サービスの充実やグループホーム等の整備を関係機関とともに進めます。(再掲)		
評価区分	○	評価理由 事業所が多数整備され、重度の障害のある人が地域で居住することが増えている。(再掲)
④ 障害のある人の福祉施設等からの地域生活への移行や、地域生活を継続するための支援を地域全体で支える地域生活支援拠点の整備を行います。(再掲)		
評価区分	○	評価理由 令和3年度に地域生活支援拠点事業実施要綱に基づき、運営ガイドラインの作成、事業者登録を行い、面的整備型の地域生活支援拠点の整備が完了した。(再掲)



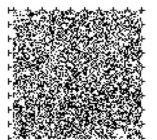
施策			
<p>⑤ 障害のある人が地域において多様な支援が受けられるよう、障害福祉サービスだけでなく市民やボランティア団体による支援を含めた包括的な支援のネットワークの整備を行います。(再掲)</p>			
評価 区分	○	評価 理由	<p>埼玉県及び東武鉄道(株)と連携し、視覚に障害のある人が駅ホームからの転落や列車との接触などの事故に遭わないよう、積極的に声かけをしていただくための声かけサポート講習会を開催した。また、精神障害者に対するボランティア活動を支援する精神ボランティア活動支援事業、手話奉仕員養成講座等の各種事業や講座を毎年度開催している。(再掲)</p>
<p>⑥ 地域における成年後見制度利用を支援する機関設立に向けて、課題を整理し早急に関係機関との調整を行います。</p>			
評価 区分	○	評価 理由	<p>東松山市成年後見センターを設立し、継続して支援を行っている。</p>



**目標6 必要な障害福祉サービスや保健・医療サービスが受けられること。
そのためにサービス事業者や従事する人材が充実すること。**

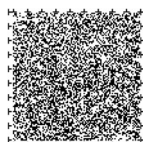
【中間評価】

施策			
			① 障害福祉サービス事業の主体である法人や事業所の立ち上げの支援を行います。
評価 区分	◎	評価 理由	事業所設置を検討している法人に対して、利用者ニーズの情報提供を行い、また、基幹相談支援センター事業にて相談支援事業所の立上げ支援を行っている。
			② 福祉事業者の人材確保のため、就職説明会等を実施します。
評価 区分	○	評価 理由	これまでに実施した就職説明会の参加企業数のうち、概ね1割以上は福祉事業者が参加している。
			③ 基幹相談支援センター事業等により障害福祉サービス事業者の人材育成を行います。
評価 区分	◎	評価 理由	基幹相談支援センター事業により、相談支援従事者研修、虐待防止研修、成年後見・法人後見に関する研修を行っている。
			④ 障害のある人が地域において多様な支援が受けられるよう、包括的な支援のネットワークの整備を行います。(再掲)
評価 区分	○	評価 理由	埼玉県及び東武鉄道(株)と連携し、視覚に障害のある人が駅ホームからの転落や列車との接触などの事故に遭わないよう、積極的に声かけをしていただくための声かけサポート講習会を開催した。また、精神障害者に対するボランティア活動を支援する精神ボランティア活動支援事業、手話奉仕員養成講座等の各種事業や講座を毎年度開催している。(再掲)



施策			
⑤ 障害のある人が地域の医療機関を受診できるよう、障害のある人、医療機関双方への情報提供等を行います。			
評価 区分	○	評価 理由	東松山市地域自立支援協議会「医療・福祉連携プロジェクト」にて関係機関と協議を開始している。
⑥ 医療機関と障害福祉サービス事業所等との連携を推進します。また、医療的ケアが必要な障害のある人が地域において必要な支援を受けるための関係機関との連絡調整を行う体制の整備を行います。			
評価 区分	○	評価 理由	医療的ケアを必要とする者・児に対しては、ヒアリング調査の実施や関係機関と意見交換会を設けている。
⑦ 難病のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害 ²¹ のある人など障害者手帳を所持していない人が障害福祉サービスを利用できるよう情報提供等を行います。			
評価 区分	○	評価 理由	難病患者見舞金受給者には現況届の手続きの際に情報提供を行っている。また、東松山市地域自立支援協議会の巡回相談事業やひきこもり相談などを通じて情報提供を行っている。

²¹ 病気やけがなどの影響によって、後天的に脳の認知機能に障害が出るものをいいます。外見からは分かりにくく注意障害、記憶障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが主な症状です。



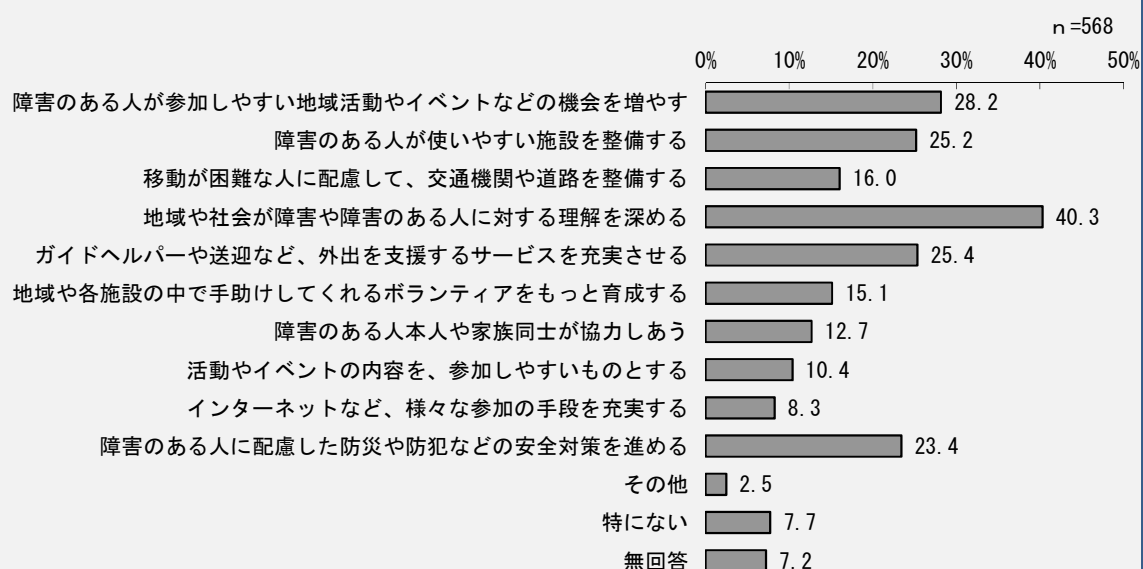
その2. 目標別課題

(目標1 自分の生活スタイルに合った地域での住まい方が確保され、そのために必要な支援が地域に用意されること)

- 障害のある人が自宅やグループホーム等で暮らすためには、「周囲の人が障害のある人に対して理解があること」が重要です。そのために、行政は相互の理解促進に取り組むことが必要です。

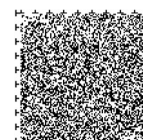
※アンケートの見方²²

(参考データ) 障害のある人が地域や社会に参加するために、特に大切なことはなにか (アンケートから) ※複数回答あり



「地域や社会が障害や障害のある人に対する理解を深める」(40.3%) という回答が4割を超え最も多くなっています。

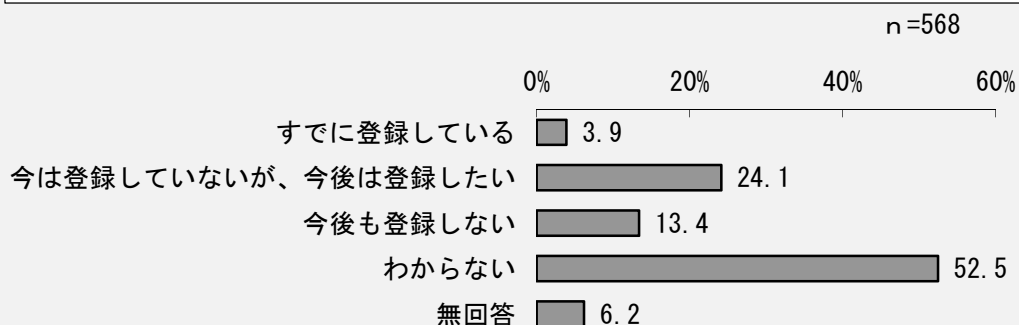
²² ①それぞれの質問の回答者数を「n」と表記しています。②回答割合(%)は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表記しています。そのため、回答の合計が必ずしも100%にならない場合(99.9%、100.1%など)があります。③複数回答形式については、%の合計は通常、100%を超えています。



(目標2 防災・防犯など、暮らしの安全・安心が確保されるよう、行政として必要な対応を進めるとともに、地域レベルで市民の自主的な取組が進むこと)

- 平成27年に実施したアンケート結果と同じく災害時要援護者避難支援制度について、知らない人が多く、積極的に周知を図る必要があります。

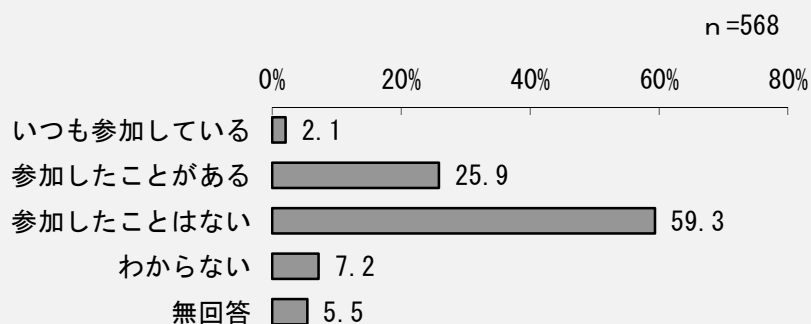
(参考データ) 災害時要援護者避難支援制度の登録状況 (アンケートから)



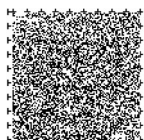
「わからない」(52.5%)という回答が過半数で最も多く、次いで「今は登録していないが、今後は登録したい」(24.1%)となっています。

- 防災に対する意識の向上や各種訓練の充実が必要です。

(参考データ) 防災フェアや地域の防災訓練の参加状況 (アンケートから)

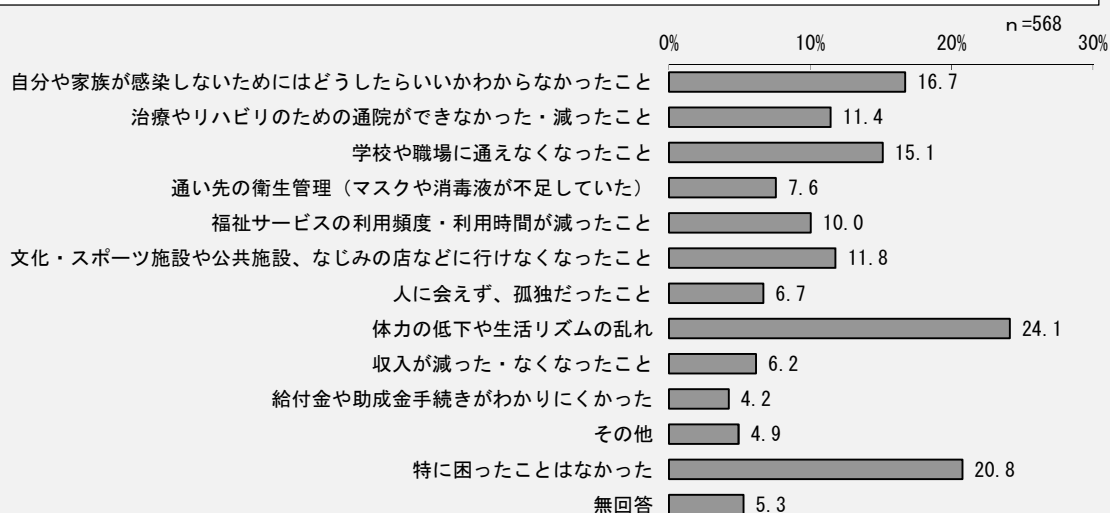


「参加したことはない」(59.3%)という回答が6割弱を占め最も多く、次いで「参加したことがある」(25.9%)となっています。



- 世界的な大流行が起き、国内でも政府が緊急事態宣言を行うに至った新型コロナウイルス感染症は、本市においても地域社会に深刻な影響をもたらしました。感染症の流行は、市民の生命や健康、日常生活にも影響を及ぼす地域社会の危機と捉えることが必要です。

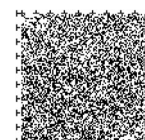
(参考データ) 外出自粛期間で困ったことや不安だったこと (アンケートから)
※複数回答あり



障害種別にみると、身体障害で「治療やリハビリのための通院ができなかったこと・減ったこと」、知的障害で「学校や職場に通えなくなったこと」や「福祉サービスの利用頻度・利用時間が減ったこと」、精神障害で「自分や家族が感染しないためにはどうしたらいいかわからなかったこと」が全体の割合と比較して多くなっています。

(目標3 警察、消防、保健、医療など命や安全に関わる関係者が障害について十分理解するとともに、これらの機関の支援が適切に提供されること)

- 継続して各機関が連携強化に取り組み、日常生活上の支援が必要な障害のある人を地域で支えるネットワーク化が必要です。



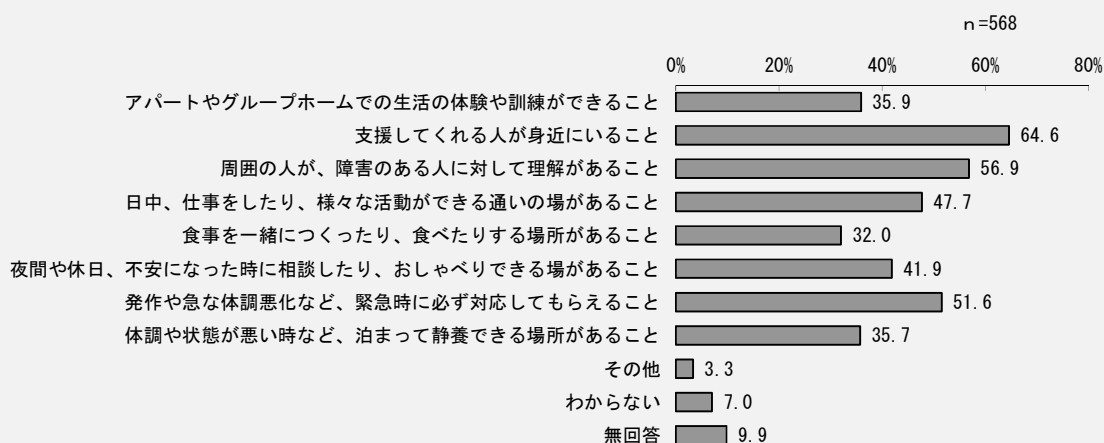
(目標4 結婚や出産、子育てなどに関する情報や知識が得られ、必要な支援が受けられること)

- 必要な情報を適切なタイミングで得ることができるように相談窓口の充実や支援体制の整備が必要です。

(目標5 家族などの介助者の有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らせるよう多様な支援を受けられること。)

- 相談支援体制の充実や関係機関との連携体制を構築することが必要です。

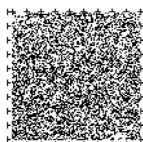
(参考データ) 障害のある人が実家や施設を出て、アパートやグループホームなどで暮らし始めるには、何が必要か(アンケートから) ※複数回答あり



「支援してくれる人が身近にいること」(64.6%)という回答が6割台半ばを占め、最も多くなっています。

(目標6 必要な障害福祉サービスや保健・医療サービスが受けられること。そのためにサービス事業者や従事する人材が充実すること。)

- 事業所で従事する職員の不足や人材育成が課題です。



その3. 後期計画の目標と施策

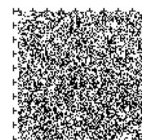
目標1 自分の生活スタイルに合った地域での住まい方が確保され、そのために必要な支援が地域に用意されること。

行政が実施すべき施策

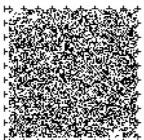
番号	区分	施策
①	継続	障害に関する無理解や誤解などにより、障害のある人が地域の中で住まいの確保に支障が生じないように、関係機関及び一般市民への理解を広めます。
②	変更	経済的に住まいの確保が難しい場合に、住居確保給付金支給事業 ²³ や、住宅ソーシャルワーカー事業 ²⁴ を活用して、必要な支援を行います。
③	継続	障害のある人が公営住宅に安心して居住できるよう、バリアフリーなど安全な住宅環境の提供に努めるとともに、公営住宅への入居募集の周知を図ります。
④	継続	障害のある人が住み慣れた住宅や地域で生活できるよう、在宅サービスの充実やグループホームなどの整備を関係機関とともに進めます。
⑤	変更	東松山市地域生活支援拠点を運営し、障害のある人が地域で安心して暮らすために、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。
⑥	継続	障害のある人が地域において多様な支援が受けられるよう、障害福祉サービスだけでなく市民やボランティア団体による支援を含めた包括的な支援のネットワークの整備を行います。

²³ 離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

²⁴ 住宅ソーシャルワーカーは、無料低額宿泊所入所者等の住宅確保が困難な生活保護受給者に対し、その年齢、障害の程度、生活能力等を踏まえて、民間アパートなどに入居させ、安定した地域生活を送れるよう支援します。



番号	区分	施策
⑦	継続	日中活動の場や働く場などの生活圏を考慮しつつ、グループホーム等の多様な住まいを活用した地域定着支援を行います。



○期待される主な役割

①事業者・関係機関

- ・相談支援事業者や障害福祉サービス事業者は、障害のある人の地域生活について積極的に支援を行います。
- ・賃貸住宅の所有者や不動産業者は、家賃債務保証制度²⁵等を活用することで、障害のある人の地域での住まいの確保に取り組みます。
- ・障害者支援施設などは、利用者が地域での生活を希望する場合、各々の施設の特性を活用しながら支援を行います。
- ・障害福祉サービス事業者は、行政が運営する地域生活支援拠点の事業者登録を積極的にを行います。(新規)

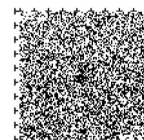
②市民・自治会等

- ・自治会は、障害のある人が自治会での活動に参加できるよう、積極的な関わりを持つとともに合理的配慮の提供を行います。
- ・民生委員・児童委員は、障害のある人と自治会や近隣住民との橋渡しを行います。
- ・市民は、障害への理解を深め、障害のある人との交流を積極的に行います。
- ・市民は、近隣の見守り活動や、シニアボランティアポイント制度²⁶や東松山市社会福祉協議会が行う支え合いサポート事業²⁷などのボランティア活動に積極的に参加します。

²⁵ 一般財団法人高齢者住宅財団が実施して、障害のある人の世帯などが、賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことで、賃貸住宅への入居を支援する制度です。

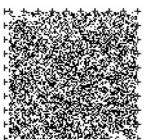
²⁶ 高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献や自身の介護予防に取り組むことを支援するために、活動実績に対し、ポイントを付与する制度です。

²⁷ 東松山市、商工会、東松山市社会福祉協議会の協働・連携により、地域住民が、援助の必要な方の生活支援を行い、その謝礼を地域通貨で受け取る事業です。



③当事者

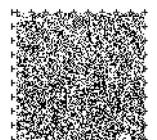
- 地域活動に積極的に参加し、障害の特性や必要な支援について伝えられるよう地域の人々との意思疎通を図ります。
- 自分の生活スタイルに合った地域での住まい方を確保するために、家族や行政、相談支援事業者等に自分の想いを伝えます。(新規)



目標2 防災・防犯など、暮らしの安全・安心が確保されるよう、行政として必要な対応を進めるとともに、地域レベルで市民の自主的な取組が進むこと。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	障害のある人が自主防災組織や防犯組織、自治会などと適切な関係を築けるよう、支援を行います。
②	変更	発災時に開設する福祉避難所について、開設訓練やマニュアル作成を通じて、スムーズな運営が可能になるよう、準備に取り組みます。
③	変更	地域防災計画や災害時要援護者避難支援制度について、市民への周知を進め、避難行動要支援者名簿への登録や防災訓練への参加などを促します。また、名簿登録者については、個別避難計画の策定を推進します。
④	変更	個別避難計画の策定や防災訓練などの機会を捉えて、自主防災組織が避難行動要支援者への救護体制を確立するよう支援を行います。
⑤	新規	災害時における障害者の安否確認について、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所と連携して、整備を進めます。
⑥	新規	感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、利用者や障害福祉サービス事業所へ支援を行います。



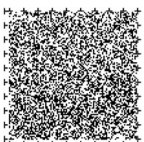
○期待される主な役割

①事業者・関係機関

- ・障害のある人に対して、主に相談支援事業者等が中心となり、防災関係の情報提供を行います。
- ・福祉避難所への登録を積極的に進めます。
- ・相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所は、行政からの調査依頼に基づき、災害時における安否確認について協力します。(新規)
- ・感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できるように、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を行います。(新規)
- ・非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業所は、非常災害に備えるための訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を図ります。(新規)
- ・3つの密（密閉・密集・密接）の回避やマスクの着用、身体的距離の確保等の「新しい生活様式」が、障害のある人でその障害特性により、実践することが難しく、不安や不便を感じ困っているときは、その不安や不便を解消するため、必要な支援や配慮を行います。(新規)

②市民・自治会等

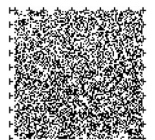
- ・地域での防災に関する話し合い等の際には、障害のある人も積極的に参加できるような形で実施できるようにします。
- ・自主防災組織において、避難行動要支援者への救護体制を確立します。
- ・民生委員・児童委員は必要な人に避難行動要支援者名簿への登録を促します。



- 3つの密（密閉・密集・密接）の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒や咳エチケット等、感染症の拡大防止に取り組みます。（新規）
- 3つの密（密閉・密集・密接）の回避やマスクの着用、身体的距離の確保等の「新しい生活様式」が、障害のある人でその障害特性により、実践することが難しく、不安や不便を感じ困っているときは、その不安や不便を解消するため、必要な支援や配慮を行います。（新規）

③当事者

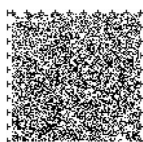
- 災害時における避難手順や避難先等を確認します。また、災害時要援護者避難支援制度について、必要性を検討し、必要と考える人は避難行動要支援者名簿に登録します。
- 災害時に当面の間、必要と考えられる備品を準備します。
- 普段から、災害発生時にどのような被害が想定されるかを、関係者と話し合いを行うことで、災害時における課題を整理します。
- 3つの密（密閉・密集・密接）の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒や咳エチケット等、感染症の拡大防止に取り組みます。（新規）



目標3 警察、消防、保健、医療など命や安全に関わる関係者が障害について十分理解するとともに、これらの機関の支援が適切に提供されること。

行政が実施すべき施策

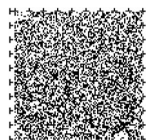
番号	区分	施策
①	継続	コミュニケーションに支援が必要な人の警察、消防、医療機関への連絡方法について、引き続き改善を行います。
②	継続	警察、消防、医療機関、賃貸住宅の所有者や不動産業者などと障害のある人への支援について意見交換を行います。
③	継続	救急医療情報キットの利用促進を図ります。
④	継続	障害福祉サービス事業者に対し、緊急時における見守り等を行うネットワークづくりを働きかけます。



○期待される主な役割

①事業者・関係機関

- 医療機関は、障害のある人が医療を必要としたときに、一人ひとりの障害の特性や、要望等を踏まえて適切に対応します。（在宅医療の充実、障害の理解などの促進）
- 警察や消防は、障害のある人が事故、事件、急病などの緊急事態に陥った際に適切に対応できるよう、引き続き障害に関する正しい認識の習得に取り組みます。
- 相談支援事業者・障害福祉サービス事業者は、警察、消防、医療機関、賃貸住宅の所有者や不動産業者などの関係者が障害に関する正しい認識を習得するために必要な情報提供などを行います。
- 警察、消防、医療機関等は障害のある人が地域において適切な支援が受けられるよう、行政、障害福祉サービス事業者などと連携を図ります。
- 障害福祉サービス事業者は、緊急時における見守り等を行うネットワークづくりを推進します。



目標4 結婚や出産、子育てなどに関する情報や知識が得られ、必要な支援が受けられること。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	母子保健部門、児童福祉部門と障害者福祉部門が連携し、情報提供や相談支援、サービスの利用援助など総合的な支援を行います。

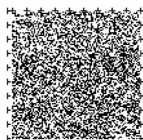
○期待される主な役割

①事業者・関係機関

- ・相談支援事業者は、障害のある人の結婚、出産、子育てに関し、関係機関と十分に連携した支援体制の整備を行います。
- ・医療機関は、障害のある人の出産、子育てに関して、障害の特性を踏まえた支援に取り組めます。

②市民・自治会等

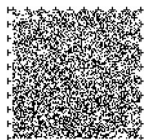
- ・子育てサークルなどの有するノウハウを活用しながら、障害のある人の結婚、出産、子育ての支援を行います。
- ・障害のある人の結婚、出産、子育てに関して、本人が希望する場合に支援を行います。



目標5 家族などの介助者の有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らせるよう多様な支援を受けられること。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	地域包括ケアシステムの構築と運営に当たっては、高齢の障害のある人や介護保険第2号被保険者の人も利用しやすいよう障害者福祉部門と高齢者福祉部門が連携します。
②	継続	ボランティアなど、地域における支え合いの担い手を養成します。また、障害のある人もボランティア等の活動ができるよう支援を行います。
③	継続	障害のある人が住み慣れた住宅や地域で生活できるよう、在宅サービスの充実やグループホームなどの整備を関係機関とともに進めます。(再掲)
④	変更	東松山市地域生活支援拠点を運営し、障害のある人が地域で安心して暮らすために、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。(再掲)
⑤	継続	障害のある人が地域において多様な支援を受けられるよう、障害福祉サービスだけでなく市民やボランティア団体による支援を含めた包括的な支援のネットワークの整備を行います。(再掲)
⑥	変更	東松山市成年後見センターの機能を拡張し、中核機関として位置付けるとともに、要望を把握したうえで支援機関の増設を目指します。



○期待される主な役割

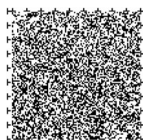
①事業者・関係機関

- 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者は、地域包括支援センター²⁸など、高齢者施策に関する事業者との連携を図り多様な支援を行います。
- 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者は、障害のある人が主体的に行う活動に際して、必要な支援を行います。
- 当事者の将来の意向を把握した上で、その意向を実現するための支援を事業者や関係機関と連携して行います。
- 社会福祉協議会と連携してボランティア養成を行い、インフォーマルな支え手の拡大を進めます。
- 障害福祉サービス事業者は、行政が運営する地域生活支援拠点の事業者登録を積極的に行います。(新規)(再掲)
- 社会福祉協議会は地域の支え合い活動に障害のある人が参加を希望する場合は、活動に取り組めるよう、環境を整えます。(新規)
- 障害福祉サービス事業者は、障害のある人がボランティア等の活動ができるよう、社会福祉協議会やボランティア、各種団体と連携して支援を行います。(新規)

②市民・自治会等

- ボランティアや各種団体は、障害のある人に対し見守り活動などの支援を行います。
- ボランティアや各種団体は、その活動の際に障害のある人を積極的に受け入れます。

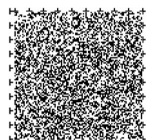
²⁸ 保健師（若しくは経験豊富な看護師）や社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、介護予防や日常の様々な相談を行う機関です。



- 自治会は、障害のある人が自治会での活動に参加できるよう積極的な関わりを持ちます。
- 民生委員・児童委員は、障害のある人と自治会や近隣住民との橋渡しを行います。
- 適切な手法で当事者の将来の意向を把握した上で、その意向を実現するための支援を行います。

③当事者

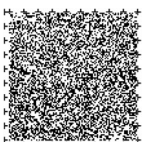
- 障害のある人は、「こういうことをしたい」と思うことを、できるだけ実現できるよう、必要なことを伝えたり、自分で企画したりすることにチャレンジします。
- 障害のある人は、ボランティア活動など地域の支え合いの活動に参加します。



目標6 必要な障害福祉サービスや保健・医療サービスが受けられること。そのためにサービス事業者や従事する人材が充実すること。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	障害福祉サービス事業の主体である法人や事業所の立ち上げの支援を行います。
②	継続	福祉事業者の人材確保のため、就職説明会等を実施します。
③	継続	基幹相談支援センター事業等により障害福祉サービス事業者の人材育成を行います。
④	継続	障害のある人が地域において多様な支援が受けられるよう、包括的な支援のネットワークの整備を行います。(再掲)
⑤	継続	障害のある人が地域の医療機関を受診できるよう、障害のある人、医療機関双方への情報提供等を行います。
⑥	継続	医療機関と障害福祉サービス事業所等との連携を推進します。 また、医療的ケアが必要な障害のある人が地域において必要な支援を受けるための関係機関との連絡調整を行う体制の整備を行います。
⑦	継続	難病のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人など障害者手帳を所持していない人が障害福祉サービスを利用できるよう情報提供等を行います。
⑧	新規	医療的ケアがある人やその家族が適切な支援を受けられるよう、新たな社会資源の確保や情報提供を行います。



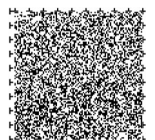
○期待される主な役割

①事業者・関係機関

- 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者は、人材育成計画を策定し、それに基づいて多様な研修を行います。
- 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者は、基幹相談支援センター等が実施する研修会に積極的に参加します。
- 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者は、難病のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人など障害者手帳を所持していない人が障害福祉サービスを利用できるよう支援を行います。
- 医療機関は、障害のある人が医療を必要としたときに、一人ひとりの障害の特性や、要望等を踏まえて適切に対応します。（在宅医療の充実、障害の理解などの促進）（再掲）
- 医療機関及び障害福祉サービス事業者は、障害のある人が地域で生活できるよう支援会議への参加など積極的に連携します。
- 運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を活用して行います。（新規）
- 障害福祉サービス事業者は、従業員一人ひとりが福祉の仕事にやりがいを感じ、それぞれの専門性を活かし、いきいきと活躍することができる職場づくりに取り組んでいきます。（新規）

②当事者・家族

- 自分の生活スタイルに合った地域での住まい方を確保するために、家族や行政、相談支援事業者等に自分の想いを伝えます。（新規）（再掲）



分野2 育ちや学びの基盤づくり

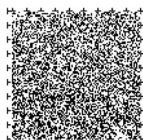
(障害のある子どもの育ちや学びに関する分野)

その1. 目標と施策の中間評価

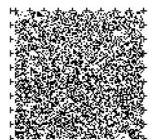
目標1 障害のあるなしに関わらず、子どもたちが地域の中で一緒に育ち合い、学び合うことを進めるとともに、そのための環境がソフト・ハードの両面から整うこと。

【中間評価】

施策			
①	保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育において“ともに育ち、ともに学ぶ”ことの趣旨の普及を進めます。		
評価区分	◎	評価理由	幼保小三者連絡会において、関係者間で相互の理解を深め、協力体制を形成、維持できている。
②	児童生徒一人ひとりの特性に応じた支援体制確保のため、障害児介助員の配置について、必要な人数を確保するとともに、校外での活動など様々な状況に対応できる配置に取り組みます。		
評価区分	◎	評価理由	継続して市内小中学校特別支援学級に障害児介助員を配置している。
③	民間の保育園や学童保育が行う、障害のある子どもが通うために建物の構造の改善に対して助成します。		
評価区分	○	評価理由	民間保育園に対し、障害のある子どもが通うための助成（補助金の交付）を市独自で行っている。
④	障害のある子どもの保育や教育に関わる保育士、教員、障害児介助員などの資質向上のための研修に積極的に取り組みます。		
評価区分	○	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の資質向上のための研修を積極的に取り組む必要がある。 ・教員、障害児介助員への研修を定期的 to 実施しており、埼玉県発達障害者総合支援センターが主催している研修に参加している。



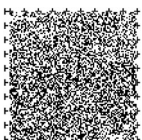
施策			
⑤	<p>医療的な対応が必要な子どもや障害のある子どもが保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育に安心して通えるよう、適切な人員配置に努め、専門職による巡回支援を行います。</p>		
評価 区分	○	評価 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、幼稚園に対し、専門職による巡回支援（障害のある子どもの保育に関する相談、アドバイス等）を年3回程度実施している。 ・ 毎年度、障害児介助員研修会を実施している。
⑥	<p>保健センター、特別支援学校、小・中学校、総合教育センターなどの関係機関との連携を深めるとともに、小・中学校・特別支援学校の交流を図ります。また、進級・進学・転校する際には、適切な支援が受けられるようにします。</p>		
評価 区分	◎	評価 理由	<p>毎年度、定期的に就学相談調整会議を実施している。 また、幼稚園や保育園から小学校への引継ぎ会や特別支援学校へ就学する児童生徒の引継ぎも実施している。</p>



目標2 学童保育や部活動をはじめ、当事者の希望に応じて地域において放課後や長期休業中の支援が受けられること。

【中間評価】

施策			
① 小・中学校において、入学した障害のある児童生徒が、部活動などにおいて必要な支援・協力を受け入れられるようにします。			
評価 区分	◎	評価 理由	市内中学校では、特別支援学級の生徒も障害特性に応じて部活動ができるよう支援している。
② 学童保育において、障害のある児童を受け入れます。			
評価 区分	◎	評価 理由	障害のあるなしに関わらず、学童保育の利用を希望する児童の受け入れを行っている。
③ 障害のない子どもとともに、学校以外でも住み慣れた地域で放課後や長期休業を過ごすことができるような支援体制の整備を進めます。			
評価 区分	○	評価 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・東松山市地域自立支援協議会「障害のある子どもの放課後及び長期休業期間の居場所検討プロジェクト」でイベントを春夏冬に開催し、延べ170名以上の障害児やきょうだい、市内中学生等のボランティアが参加した。 ・長期休業期間についても、障害のあるなしに関わらず、学童保育の利用を希望する児童の受け入れを行っている。



目標3 本人の意欲や適性に応じて、高校、大学、専門学校などで学ぶ機会が確実に得られること。

【中間評価】

施策			
① 卒業後の進路選択に際し、本人に適した進路が選択できるようアセスメント ²⁹ を行う相談体制の整備を進めます。			
評価区分	○	評価理由	東松山市地域自立支援協議会「進路支援連絡会議」にて、キャリアデザインフォーラム ³⁰ の開催、職業体験 ³¹ の実施をすることで、卒業後の進路についての意識改革や情報提供を行った。また、障害児通所サービス利用者については、障害児相談支援の導入を進め、相談支援事業所や学校等と連携して、個別支援会議を開催するなど、相談体制の整備を進めている。
② 障害のある人が高校などに進む上で必要な支援体制の確保を県などの関係機関に働きかけます。			
評価区分	○	評価理由	高校などに進学する際は、市内中学校から引継ぎを実施している。入学後も高校と連携し、情報交換を行っている。

²⁹ 検討材料を集め、客観的に評価することです。

³⁰ 障害のある子どもたちが、主体的に進路選択していくことを支援し、進路選択に向けた情報の発信を行っています。

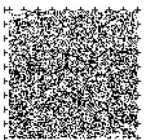
³¹ 中高生を対象に、実際の仕事を見たり体験したりすることで、働くことや働くために必要なことを知り、将来職業を選択するにあたっての興味や適性を確認することを目的としています。



目標4 教員や保育士、障害児介助員が障害に対する十分な知識や技術を持つこと。

【中間評価】

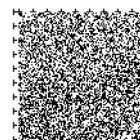
施策			
<p>障害のある子どもの保育や教育に関わる保育士、教員、障害児介助員などが、特別支援教育コーディネーター、関係機関などと連携しながら、より質の高い知識や技術の習得を行います。</p>			
評価区分	○	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> • 保育士については、更に積極的に、関係機関と連携し、より質の高い知識や技術を習得するための研修参加に取り組む必要がある。 • 就学相談調整会議や特別支援学級、通級指導教室の担当教員、障害児介助員への研修を定期的実施している。



目標5 行政は、県と市の別や組織の違いを越えて、保健センター、保育園、幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校などが互いに連携を図りながら「ともに学ぶ」実践が確実に進められるよう支援していくこと。

【中間評価】

施策			
①			市は、障害者差別解消法に基づき、障害のある児童生徒に対して、障害の特性に配慮した支援を提供するとともに、相談に応じます。
評価 区分	○	評価 理由	障害を理由とする差別に関する相談窓口を学校教育課に設置している。
②			保健センター、特別支援学校、小・中学校、総合教育センターなどの関係機関との連携を深めるとともに、継続的な支援を実施します。また、進級・進学・転校する際には、適切な支援が受けられるようにします。(一部再掲)
評価 区分	○	評価 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・東松山市地域自立支援協議会の全体会、幹事会、連絡会、プロジェクトに関係機関も参加し、情報交換等を行い、連携を深めている。 ・毎年度、定期的に就学相談調整会議を実施している。 また、幼稚園や保育園から小学校への引継ぎ会や特別支援学校へ就学する児童生徒の引継ぎも実施している。(再掲)

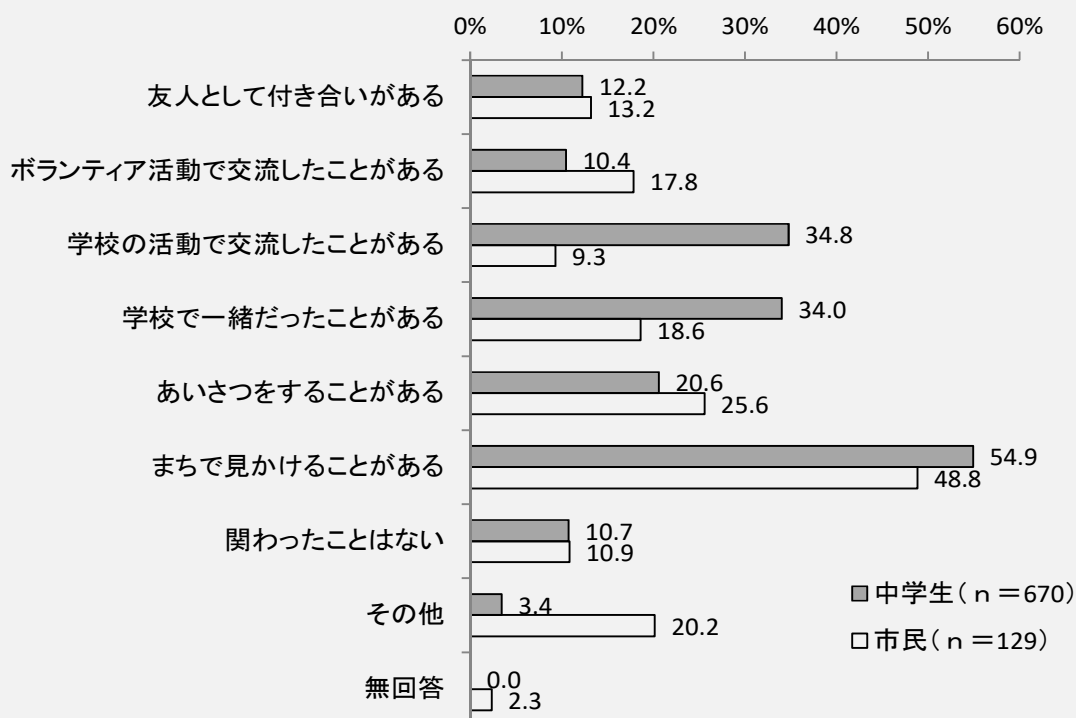


その2. 目標別課題

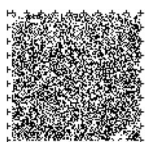
(目標1 障害のあるなしに関わらず、子どもたちが地域の中で一緒に育ち合い、学び合うことを進めるとともに、そのための環境がソフト・ハードの両面から整うこと。)

- “ともに育ち、ともに学ぶ” 原則に基づき、保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育において実施している事業を継続して実施していくことが必要です。

(参考データ) 障害のある人との関わり(交流)について(アンケートから)
※複数回答あり



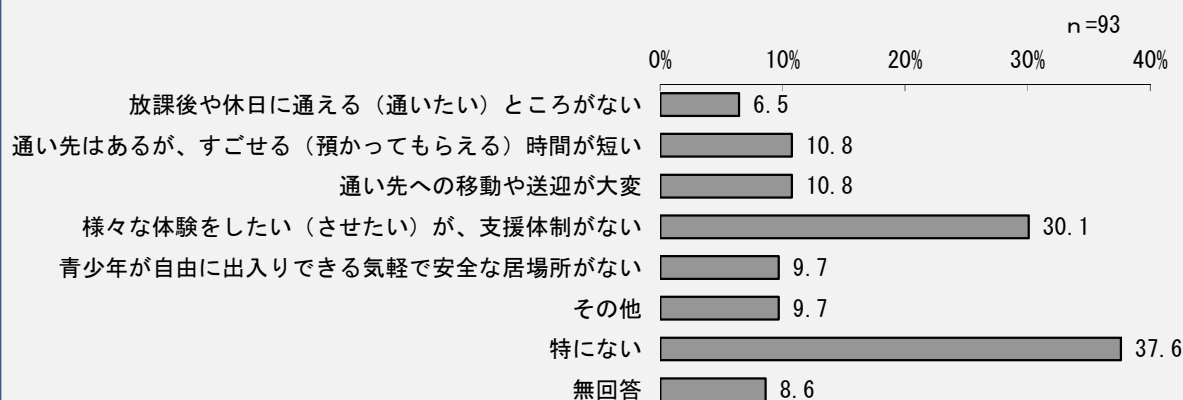
中学生と市民のアンケートを比較すると、「学校の活動で交流したことがある」「学校で一緒だったことがある」「まちで見かけることがある」は、市民より中学生が高いのが特徴です。



(目標2 学童保育や部活動をはじめ、当事者の希望に応じて地域において放課後や長期休業中の支援が受けられること。)

- 放課後も、障害のない人と別の場所で活動するのではなく、部活動などにおいて障害のある人とない人がともに活動できるような環境づくりが必要です。

(参考データ) 放課後や休日の過ごし方で困っていること (アンケートから)
※複数回答あり



18歳未満の障害のある子どもを対象としたアンケートでは、「特にない」が最も多く、次いで「様々な体験をしたい (させたい) が、支援体制がない」(30.1%) という回答が多くなっています。

(目標3 本人の意欲や適性に応じて、高校、大学、専門学校などで学ぶ機会が確実に得られること。)

- 障害のある人が希望する場合には、高校・大学・専門学校で学ぶことができるよう、環境整備等が必要です。
- 東松山市地域自立支援協議会「障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」や「進路支援連絡会議」などの活動により、障害のある子どもの療育や進路選択などに関する支援が必要です。



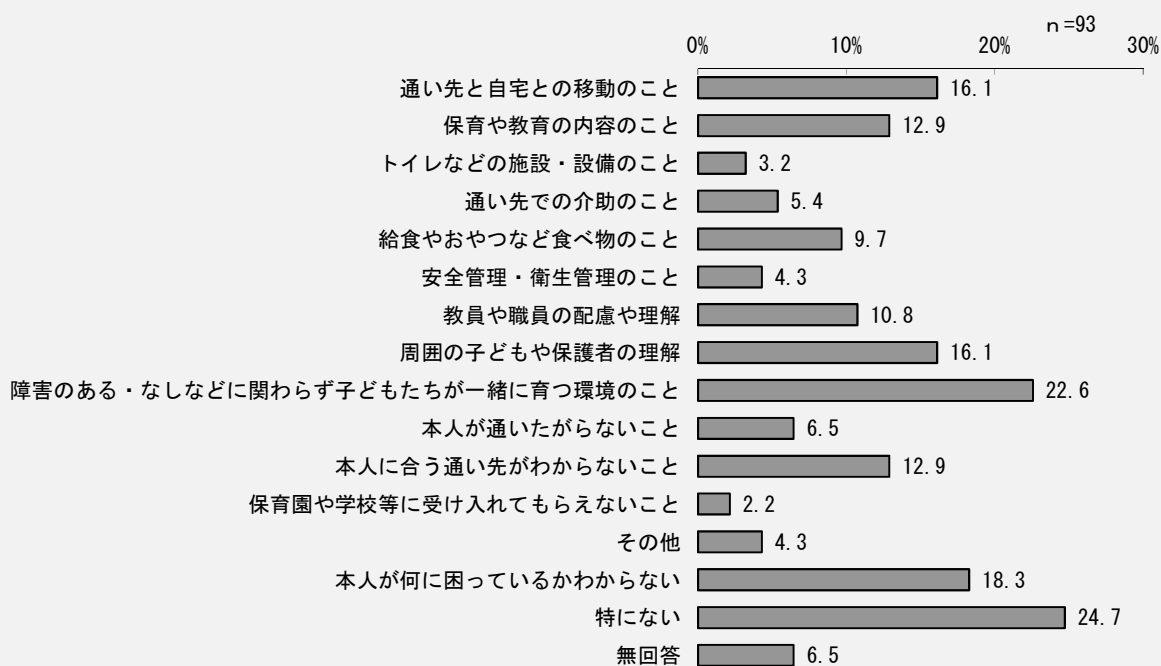
(目標4 教員や保育士、障害児介助員が障害に対する十分な知識や技術を持つこと。)

- 教育の ICT 化などへの対応を含む教員の指導力向上を目指し、教職員の経験年数に応じた総合的、体系的な研修の整備が必要です。

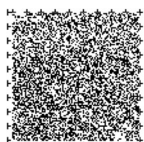
(目標5 行政は、県と市の別や組織の違いを越えて、保健センター、保育園、幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校などが互いに連携を図りながら「ともに学ぶ」実践が確実に進められるよう支援していくこと。)

- 地域が一体となって、障害のある子どもが地域で学ぶことを支援する必要があります。

(参考データ) 通園・通学・通所について困っていること (アンケートから)



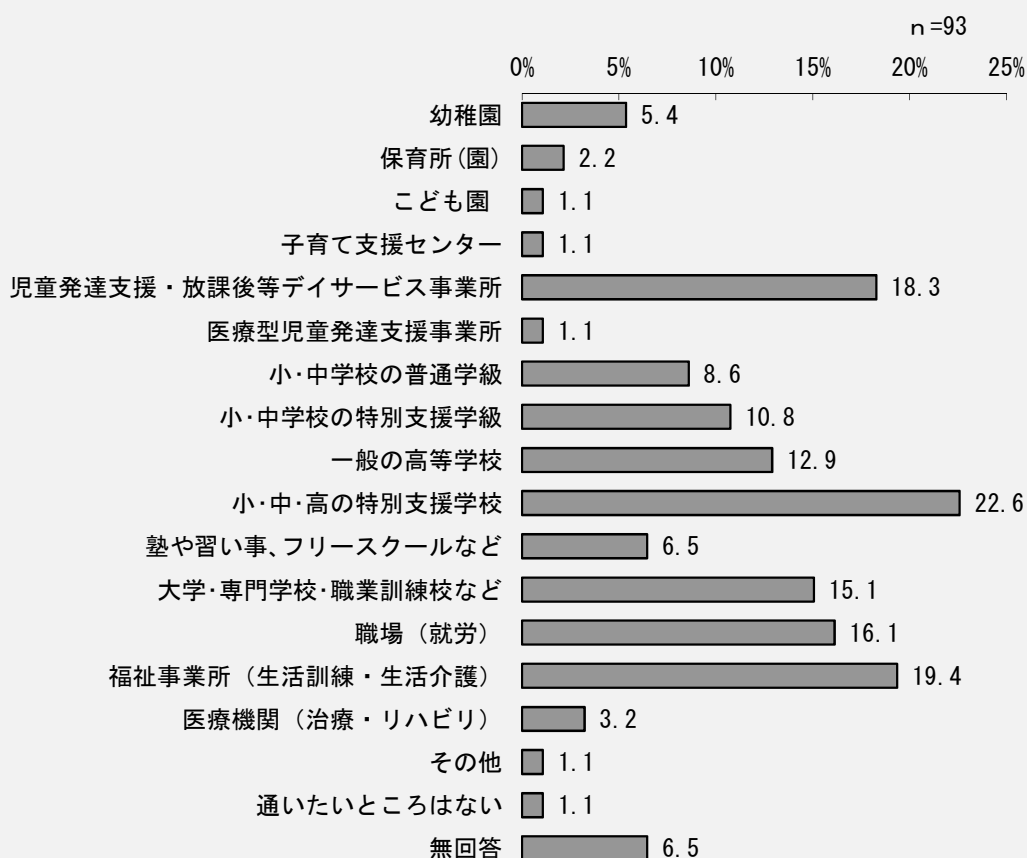
18 歳未満の障害のある子どもを対象としたアンケートでは、「特にない」が最も多く、次いで「障害のある・なしなどに関わらず子どもたちが一緒に育つ環境のこと」(22.6%)、「本人が何に困っているかわからない」(18.3%) などが多くなっています。



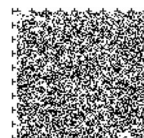
- 身近な地域で安心した生活を送るためには、障害のある子どもがその可能性を十分に伸ばし、一人ひとりの希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。

(参考データ) 今後の進路等の希望について (アンケートから)

※複数回答あり



18歳未満の障害のある子どもを対象としたアンケートでは、「小・中・高の特別支援学校」(22.6%)、「福祉事業所」(19.4%)などが多くなっています。

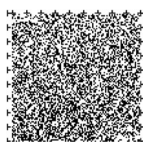


その3. 後期計画の目標と施策

目標1 障害のあるなしに関わらず、子どもたちが地域の中で一緒に育ち合い、学び合うことを進めるとともに、そのための環境がソフト・ハードの両面から整うこと。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育において“ともに育ち、ともに学ぶ”ことの趣旨の普及を進めます。
②	継続	児童生徒一人ひとりの特性に応じた支援体制確保のため、障害児介助員の配置について、必要な人数を確保するとともに、校外での活動など様々な状況に対応できる配置に取り組みます。
③	変更	民間の保育園や学童保育が行う、障害のある子どもが通うための建物の構造改善や保育者の加配に対して助成します。
④	継続	障害のある子どもの保育や教育に関わる保育士、教員、障害児介助員などの資質向上のための研修に積極的に取り組みます。
⑤	変更	医療的な対応が必要な子どもや障害のある子どもが保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育に安心して通えるよう、適切な人員配置に努め、子ども一人ひとりの保育・教育的ニーズを整理し必要な支援を行います。また、関係機関と連携して専門職による巡回支援を実施します。
⑥	継続	保健センター、特別支援学校、小・中学校、総合教育センターなどの関係機関との連携を深めるとともに、小・中学校・特別支援学校の交流を図ります。また、進級・進学・転校する際には、適切な支援が受けられるようにします。
⑦	新規	子育て世代包括支援センター等において、発達に関する情報提供や利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。



○期待される主な役割

①事業者・関係機関

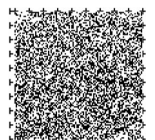
- 子どもたちに“ともに育ち、ともに学ぶ”ことについて、わかりやすく実践的に伝えます。
- 保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育は、障害福祉サービス事業者や関係機関と積極的に連携し、適切な保育や教育を実施します。
- 保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育は、障害のある子どもが通うために建物の構造の改善を進めます。
- 障害福祉サービス事業者は、障害のある子どもが通う保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育と積極的に連携し、必要な技術的支援を行います。

②市民・自治会等

- 子どもたちやその保護者は、障害のある子どもを、クラスメイトの一人として受け入れて、日常生活の中でともに体験できるような関係づくりを目指します。
- PTAや保護者会は、障害のある子どもが保育園、幼稚園、小・中学校に通うことのメリットの周知などの啓発活動を行います。
- 地域の子ども会などは、障害のある子どもたちが、地域の活動と一緒に参加できる環境づくりを行います。

③当事者

- 障害のある子どもは、保護者とともに、教育の場の特性を理解するとともに、将来を考慮しながら、主体的に就学先や学びの場を選択します。



目標2 学童保育や部活動をはじめ、当事者の希望に応じて地域において放課後や長期休業中の支援が受けられること。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	小・中学校において、入学した障害のある児童生徒が、部活動などにおいて必要な支援・協力を受け入れられるようにします。
②	継続	学童保育において、障害のある児童を受け入れます。
③	継続	障害のない子どもとともに、学校以外でも住み慣れた地域で放課後や長期休業を過ごすことができるような支援体制の整備を進めます。

○期待される主な役割

①事業者・関係機関

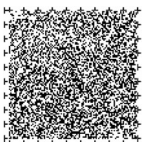
- ・障害福祉サービス事業者は、障害のある子どもの長期休業中の余暇支援について、事業の企画や職員の派遣を通じて地域の取組に積極的に参加します。

②市民・市民団体

- ・障害のある子どもが、放課後や長期休業中において地域の活動に参加できるよう支援を行います。また、当事者が自主的に行う活動の支援を行います。

③当事者

- ・障害のある子どもやその家族は、放課後や長期休業中の地域の活動に参加し、また地域において自主的な活動を行います。



目標3 本人の意欲や適性に応じて、高校、大学、専門学校などで学ぶ機会が確実に得られること。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	変更	卒業後の進路選択に際し、本人に適した進路が選択できるよう障害のある人やその家族へ情報提供を行います。
②	継続	障害のある人が高校などに進む上で必要な支援体制の確保を県などの関係機関に働きかけます。

○期待される主な役割

①事業者・関係機関

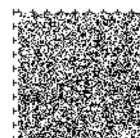
- ・相談支援事業者等は、行政とともに本人に適した進路選択が選択できるようアセスメントを行う相談体制の整備を進めます。
- ・相談支援事業者・障害福祉サービス事業者は、警察、消防、医療機関、賃貸住宅の所有者や不動産業者などの関係者が障害に関する正しい認識を習得するために必要な情報提供などを行います。

②企業

- ・希望する人材がどのような内容かを明文化して、学校や関係機関に示します。

③当事者

- ・当事者グループの活動の中で、進学に関する自己の経験や必要な情報の伝達を行います。



目標4 教員や保育士、障害児介助員が障害に対する十分な知識や技術を持つこと。

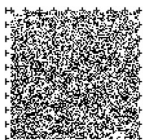
行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	障害のある子どもの保育や教育に関わる保育士、教員、障害児介助員などが、特別支援教育コーディネーター、関係機関などと連携しながら、より質の高い知識や技術の習得を行います。

○期待される主な役割

①事業者・関係機関

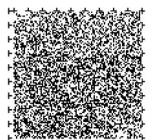
- 引き続き、保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育に障害のある子どもが通うために必要な人材の配置を進めます。
- 障害のある子どもの保育や教育に必要な知識や技術の習得に向けて、引き続き保育士や教員の研修を行います。



目標5 行政は、県と市の別や組織の違いを越えて、保健センター、保育園、幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校などが互いに連携を図りながら「ともに学ぶ」実践が確実に進められるよう支援していくこと。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	市は、障害者差別解消法に基づき、障害のある児童生徒に対して、障害の特性に配慮した支援を提供するとともに、相談に応じます。
②	継続	保健センター、特別支援学校、小・中学校、総合教育センターなどの関係機関との連携を深めるとともに、継続的な支援を実施します。また、進級・進学・転校する際には、適切な支援が受けられるようにします。(一部再掲)



分野3 多様な働き方ができる社会づくり

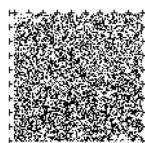
(障害のある人の就労に関する分野)

その1. 目標と施策の中間評価

目標1 働くことに関する本人の意思や選択が尊重され、ステップアップしながら必要な訓練が受けられること。また、就職してもその後適切な支援が受けられ、離職しても、何度も挑戦できる仕組みが整うこと。

【中間評価】

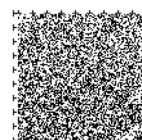
施策			
① 本人の能力や適性に応じた一般就労（離職後の再就職を含む）を実現するだけでなく、その後着実に定着できるよう支援を行います。			
評価区分	○	評価理由	求職活動や職場定着支援等の就業支援、生活習慣の形成や健康管理等の日常生活の自己管理に関する助言等について、障害者就労支援センターザックにジョブコーチを配置したり、障害者就業・生活支援センターZAC や相談支援事業者、就労定着支援事業者と連携し、職場定着促進の支援を行っている。
② 就労系障害福祉サービス事業者に対して、利用者の一般就労に関し支援を行う方法を検討します。			
評価区分	○	評価理由	障害者就労支援コーディネーター事業により、就労継続支援B型事業所に対し、利用者の一般就労に関する支援を行った。その後は、障害者就労支援センターザックが当該事業を継承して、本人・家族及び関係機関と連携を図り、本人の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援を行っている。



施策			
③ 卒業後の進路選択に際し、一般就労を含め本人に適した進路先が選択できるよう、アセスメントを行う相談体制の整備を進めます。(一部再掲)			
評価 区分	○	評価 理由	東松山市地域自立支援協議会「進路支援連絡会議」にて、キャリアデザインフォーラムの開催、職業体験の実施をすることで、卒業後の進路についての意識改革や情報提供を行った。また、障害児通所サービス利用者については、障害児相談支援の導入を進め、相談支援事業所や学校等と連携して、個別支援会議を開催するなど、相談体制の整備を進めている。(再掲)
④ 障害のある人が技術向上等のため、就労系障害福祉サービス事業所の移動を希望した場合、移動できるよう支援を行います。また、当該就労系障害福祉サービス事業所に新たな利用者を紹介します。			
評価 区分	○	評価 理由	就労継続支援事業所等（生活介護 ³² 、自立訓練 ³³ 、就労継続支援）を利用した人が、その後、ステップアップをして、就労移行支援事業所の利用に繋がられるよう関係機関と協議をしている。
⑤ 就労系障害福祉サービス事業所利用者の一般就労や、生活介護事業所利用者の就労系サービス事業所利用を支援することにより地域における循環型の日中活動支援の仕組みの構築を目指します。			
評価 区分	○	評価 理由	障害者就労支援コーディネーター事業等により、就労継続支援 B 型事業所利用者の一般就労に向けた支援体制を構築した。また、東松山市相談支援事業所連絡会議にて一般就労が見込まれる場合には、本人への働きかけや就労に向けた具体的な支援が展開できるよう市から相談員へ提案を行っている。

³² 常時介護を要する障害のある人に対し、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言、創作的活動又は生産活動の機会の提供などのサービスです。

³³ 理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーションなどの訓練を実施する「機能訓練」と、食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施する「生活訓練」があります。



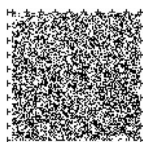
目標2 就労系障害福祉サービス事業者は、必要性や価値が社会的に認められる商品やサービスを提供すること。また、より有利な条件で取引ができるようにすること。

【中間評価】

施策			
①	就労系障害福祉サービス事業者が提供しているサービスや商品を市のホームページなどを活用して紹介します。		
評価区分	◎	評価理由	市ホームページにてチャレンジドショップ ³⁴ 出店事業所が販売している物品を掲載している。
②	就労系障害福祉サービス事業者の商品を販売する場として、チャレンジドショップを引き続き実施します。		
評価区分	◎	評価理由	チャレンジドショップを継続して実施している。
③	障害者就労施設等からの物品等の調達方針 ³⁵ に基づき、就労系障害福祉サービス事業者からの物品の購入や業務委託を行います。		
評価区分	○	評価理由	東松山市障害者優先調達推進方針を策定し、優先調達に努めている。

³⁴ 市役所1階の市民ホールで、障害のある方たちが市内の障害者施設で製作した授産品(パン、お菓子、お弁当、野菜、雑貨など)等を販売しています。

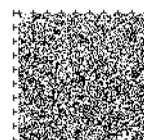
³⁵ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」に基づき、市が毎年基本方針や調達目標額を定めるものです。



目標3 障害のある人の就労を支援する事業所や機関は、一般就労を前提とした支援を行うこと。

【中間評価】

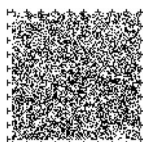
施策			
① 本人の能力や適性に応じた一般就労に何度でもチャレンジできるよう支援を行います。また、その後着実に職場定着できるよう支援を行います。			
評価区分	○	評価理由	障害者就労支援コーディネーター事業や障害者就労支援センターザックにより、再チャレンジできる体制を構築している。また、障害者就業・生活支援センターZAC や相談支援事業者、就労定着支援事業者と連携し、職場定着促進の支援を行っている。(一部再掲)
② 心身の状況に応じた勤務時間など、障害特性に応じた多様な働き方ができるよう、企業に働きかけます。			
評価区分	○	評価理由	障害者就労支援センターザックにおいて、障害のある人を雇用し、又は雇用しようとする企業に対して、ジョブコーチを派遣し、多様な働き方ができるよう支援を行っている。
③ 就労時に介助が必要な人でも安心して働くことができる支援体制を検討します。			
評価区分	○	評価理由	障害者就労支援センターザックにおいて、障害のある人を雇用し、又は雇用しようとする企業に対して、ジョブコーチを派遣し、働くことができるよう支援を行っている。(一部再掲)



目標4 行政や企業・事業者は、障害のある人を雇用すること。また、福祉的就労との行き来がしやすい環境を整備すること。

【中間評価】

施策			
① 障害のある人の実習の受け入れを積極的に行います。			
評価 区分	○	評価 理由	東松山市地域自立支援協議会「進路支援連絡会議」にて、職業体験を実施し、実習の受け入れを進めている。
② 障害者雇用促進法及び同法に基づく障害者差別禁止指針にのっとり障害のある人を雇用します。			
評価 区分	◎	評価 理由	法律等に基づき、障害者が不利となるような条件を付すことなく採用を行っている。
③ 障害者雇用促進法に定める法定雇用率を遵守します。			
評価 区分	△	評価 理由	法定雇用率を遵守してきたが、令和2年度においては、退職等により法定雇用率を満たすことができなかった。雇用に向けて障害のある人を対象とした採用試験を実施している。
④ 障害のある人の雇用に必要な職員への教育を計画的かつ定期的に行います。			
評価 区分	◎	評価 理由	新規採用職員や管理職を対象に、障害を理由とする差別の解消に関する研修を計画的に行っている。



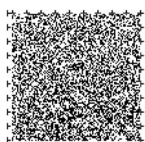
施策			
⑤	障害者雇用促進法及び同法に基づく合理的配慮指針にのっとり、障害のある人の働く環境に十分配慮し、その向上に取り組めます。		
評価区分	◎	評価理由	障害のある職員が働きやすい環境整備に取り組んでおり、令和2年度には、障害者の職場定着を図るための体制整備として、障害者活躍推進計画を策定し、「障害者雇用推進チーム」を設置している。
⑥	障害のある人とともに働くことの意義や方法についての啓発を行います。		
評価区分	○	評価理由	企業合同就職説明会参加企業に障害者雇用の周知を行っている。
⑦	障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労系障害福祉サービス事業者からの物品の購入や業務委託を行います。(再掲)		
評価区分	○	評価理由	東松山市障害者優先調達推進方針を策定し、優先調達に努めている。(再掲)
⑧	障害のある人の雇用や合理的配慮などについて、情報交換を行う場を設置して事業者間の情報共有を行います。また、優れた取組を行っている事業者を紹介することで、障害のある人の雇用がより円滑に実施できるようにします。		
評価区分	○	評価理由	障害者就労支援センターザックが行う就労支援において、個別の支援を通して、情報交換等を行っている。また、事業者向けの説明会等にて、優れた取組を行っている事業者を紹介している。
⑨	その人の心身の状況に応じ、一般就労と福祉的就労を、また、就労系障害福祉サービス事業者間を円滑に移動できるよう支援を行います。(一部再掲)		
評価区分	○	評価理由	就労継続支援事業所等(生活介護、自立訓練、就労継続支援)を利用し、その後、ステップアップをして、就労移行支援事業所の利用に繋がられるよう、障害福祉サービス事業者間を円滑に移動できるよう支援を行っている。(一部再掲)



目標5 行政は、「障害のある人とともに働く・仕事をつくる」ための施策に積極的に取り組むこと。

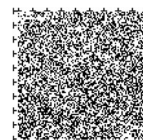
【中間評価】

施策			
<p>① 障害のある人とともに働くことの意義について、市民や事業者などへの周知を図ります。また、チャレンジドショップなどを通じて、就労系障害福祉サービス事業者の提供しているサービスや商品を紹介します。（一部再掲）</p>			
評価区分	○	評価理由	<p>障害のある人とともに働くことの意義については、企業合同就職説明会参加企業に障害者雇用の周知を行っている。（再掲）</p> <p>また、市ホームページにチャレンジドショップについて掲載しており、各事業所が販売している物品を紹介している。</p>
<p>② 当事者、企業や行政機関、就労支援機関のネットワークを構築します。その中で、障害のある人の雇用について、情報交換を行う場を設置して事業者間の情報共有を行います。（一部再掲）</p>			
評価区分	○	評価理由	<p>東松山市地域自立支援協議会や東松山市障害者計画等策定委員会にて、障害のある人の雇用について、情報交換を行っている。</p>
<p>③ 重度の障害のある人や精神障害のある人など長時間の継続的な就労が困難な人の就労の在り方を試行し、その成果を広めます。</p>			
評価区分	○	評価理由	<p>障害者就労支援センターザックの企業訪問等において、企業における障害特性に配慮した多様な働き方の促進のための提案や助言を行っている。また、市役所内に設置しているチャレンジドショップにて重度の障害のある人や精神障害のある人などへ就労の場を提供している。</p>
<p>④ 生活介護事業所をはじめ、重度の障害のある人の働く場の確保を図ります。</p>			
評価区分	○	評価理由	<p>事業所設置を検討している法人に対して、利用者ニーズの情報提供を行い、平成29年度から令和3年度までに生活介護事業所が5箇所開設されている。</p>

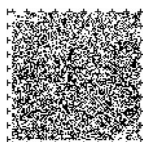


施策			
⑤			業務や工事の発注、物品の購入を行うに当たって、総合評価方式による入札を実施する際には、障害者雇用率の達成状況を評価項目に加えることを検討します。また、特例子会社 ³⁶ など障害のある人の雇用に積極的な事業者の誘致を進めます。
評価区分	◎	評価理由	障害者雇用率の達成状況を評価項目に加えた総合評価方式による入札を実施している。また、事業者の誘致については、特例子会社が1社設立している。
⑥			一般的に就労が難しいといわれる人に十分配慮し、障害のある人の雇用と実習の受け入れを積極的に行います。(一部再掲)
評価区分	○	評価理由	障害の種別を問わず、障害のある人を対象とした採用試験を継続的に実施し、採用に繋げている。また、東松山市地域自立支援協議会「進路支援連絡会議」にて、職業体験を実施し、実習の受け入れを進めている。(一部再掲)
⑦			商工会や雇用対策協議会などに加盟している企業や団体に対し、障害のある人の雇用を働きかけます。
評価区分	○	評価理由	企業合同就職説明会参加企業に障害者雇用の周知を行っている。(再掲)
⑧			商工会や雇用対策協議会など雇用する側と、障害者就労支援センターザックなど就労を支援する側とが情報交換や意見交換を行う場を設けます。
評価区分	○	評価理由	障害者就労支援センターザックが行う「障害者の一般就労を前提とした就労支援を行う地域づくり」業務において、個別の支援を通して、情報交換等を行っている。(再掲)

³⁶ 一定の条件を満たした企業について、障害者雇用率の算定において親会社の一事業所と見なされる子会社です。



施策			
働いている人の工賃をより向上できるよう、障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労系障害福祉サービス事業者に発注可能な業務や物品の拡大を進めます。			
評価 区分	○	評価 理由	東松山市障害者優先調達推進方針を策定し、優先調達に努めている。(再掲)
⑩ 障害のある人の家族が、安心して働くことができる環境づくりを進めます。			
評価 区分	○	評価 理由	情報提供や立ち上げ支援により、市内事業所数が増加している。障害のある人の家族が、安心して働くことができる環境づくりの整備を引き続き進めていく必要がある。

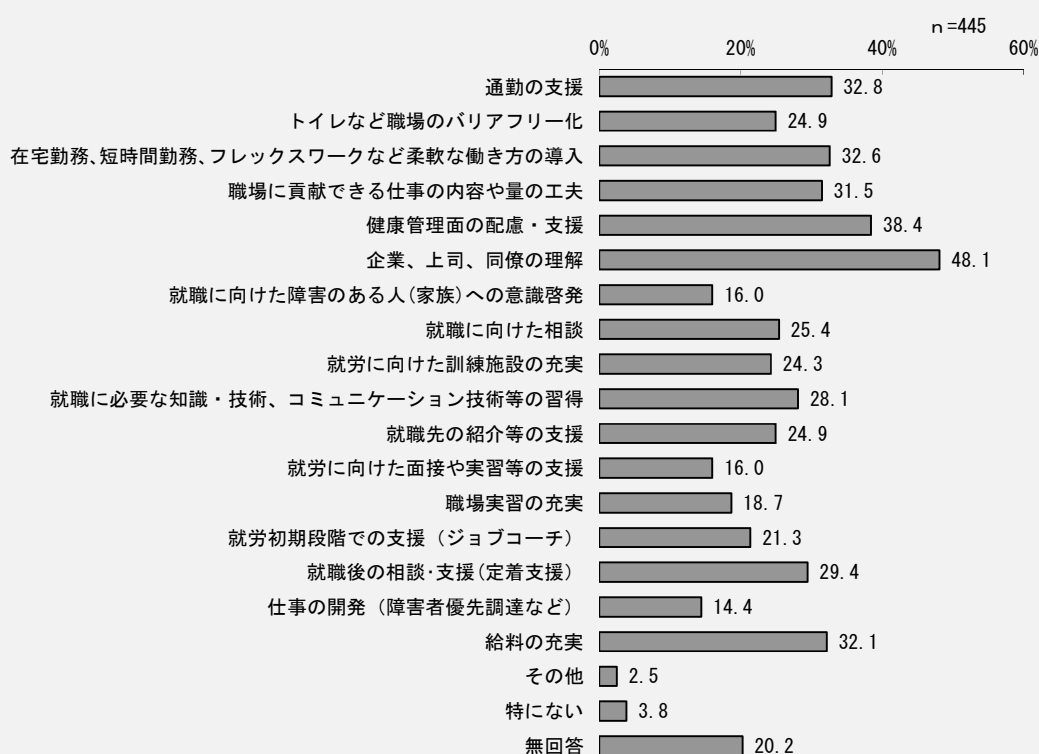


その2. 目標別課題

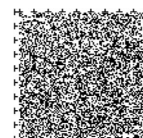
(目標1 働くことに関する本人の意思や選択が尊重され、ステップアップしながら必要な訓練が受けられること。また、就職してもその後適切な支援が受けられ、離職しても、何度も挑戦できる仕組みが整うこと)

- 福祉施設を利用しながら柔軟に様々な職場を経験し、多様な働き方を模索できる取組が必要です。
- 障害のある人が働くためには、「企業や同僚等の理解」や「健康管理面の配慮・支援」、「就職後の相談・支援（定着支援）」が必要です。

(参考データ) 障害のある人が働く（就職・再就職・職場定着）ためには、どのようなことが重要か（アンケートから）
※複数回答あり



「企業、上司、同僚の理解」（48.1%）という回答が最も多く、次いで「健康管理面の配慮・支援」（38.4%）などが多くなっています。



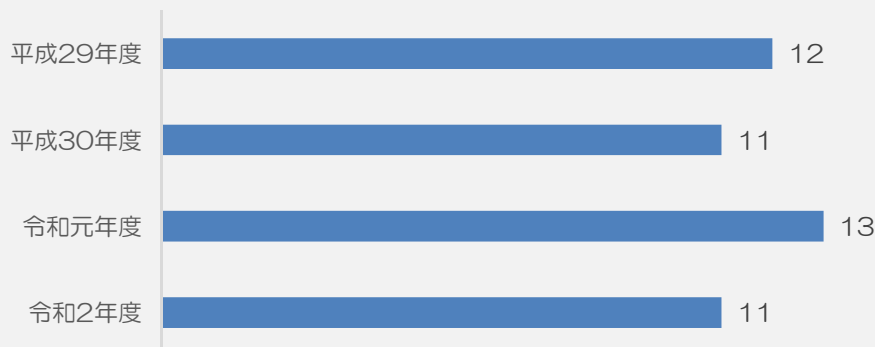
(目標2 就労系障害福祉サービス事業者は、必要性や価値が社会的に認められる商品やサービスを提供すること。また、より有利な条件で取引ができるようにすること)

- 就労系障害福祉サービス事業者については、多様な機会を活用して販路の拡大等を図ることが課題です。

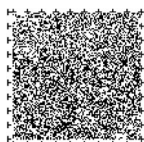
(目標3 障害のある人の就労を支援する事業所や機関は、一般就労を前提とした支援を行うこと)

- 平成29年度以降、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）の利用を通じて一般就労した人の数は増えています。今後も継続して、一般就労が見込まれる人について検討し、本人への働きかけや就労に向けた支援が展開できるようにすることが必要です。

(参考データ) 就労移行支援事業等から一般就労した人の実績 (東松山市のデータから)



就労移行支援事業等からの一般就労者は、平成29年度は12人、平成30年度は11人、令和元年度は13人、令和2年度は11人となっています。



(目標4 行政や企業・事業者は、障害のある人を雇用すること。また、福祉的就労との行き来がしやすい環境を整備すること)

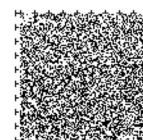
- 生活介護事業所をはじめ、重度の障害のある人の働く場の確保が課題です。
- 障害特性や能力に応じた多様な働き方の構築が課題です。
- 障害者雇用に取り組んでいる事業者等が、障害のある人の雇用のノウハウを共有することが必要です。
- 障害の種別や程度、特性、本人の希望などに対応した丁寧なマッチング支援と、就労後も離職することのないように職場環境の整備が必要です。

(参考データ) 障害者雇用を実施している企業・事業者からの主な意見
(まとめ) (ヒアリングから)

- 障害のある人を雇用する上で工夫していること
 - 勤務日時や作業内容を個々に応じて設定することに加え、支援機関や就労支援事業所の活用をしている。
- 障害のある人を雇用する上での課題
 - 本人への対応に関する課題、雇用企業の受入体制づくりに関する課題とともに、家族、就労支援機関等との連携など、社会的・総合的な体制づくりが重要である。
- 障害のある人が企業で働くために身に付けておくことが望ましい知識やスキル
 - 挨拶ができること、課題解決に前向きであること等が求められている。

(目標5 行政は、「障害のある人とともに働く・仕事をつくる」ための施策に積極的に取り組むこと)

- 事業所間の情報交換を行う場の設置や商工会や雇用対策協議会などに加盟している企業や団体に対し、障害者雇用についての周知を積極的に行うことが必要です。



(参考データ) 障害のある人の雇用状況(埼玉県)(埼玉労働局のデータから(令和2年6月1日現在))

埼玉県内に本社を置く民間企業の障害者雇用状況(概要)

項目	状況	前年との比較
民間企業の障害者実雇用率 (法定雇用率2.2%が適用される45.5人以上規模の企業3,494社) ※令和3年3月1日から法定雇用率が引き上げられました。 国・地方公共団体等:2.6%、民間企業:2.3%	2.30%	0.08ポイント増
雇用されている障害者の数	16,140.0人	662人増
法定雇用率達成企業の割合	49.5%	0.7ポイント増

企業規模別の雇用状況(概要)

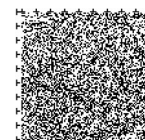
企業規模別	企業数(社)	障害者(人)	障害者実雇用率(%)	法定雇用率達成企業の割合(%)
45.5~100人未満	1,843	1,937.5	1.59	44.2
100~300人未満	1,216	3,990.5	2.19	56.7
300~500人未満	202	1,949.0	2.76	47.0
500人~1,000人未満	139	1,828.0	2.17	51.8
1,000人以上	94	6,435.0	2.65	61.7
(計)	3,494	16,140.0	2.30	49.5

その3. 後期計画の目標と施策

目標1 働くことに関する本人の意思や選択が尊重され、ステップアップしながら必要な訓練が受けられること。また、就職してもその後適切な支援が受けられ、離職しても、何度も挑戦できる仕組みが整うこと。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	本人の能力や適性に応じた一般就労（離職後の再就職を含む）を実現するだけでなく、その後着実に定着できるよう支援を行います。
②	変更	本人・家族及び関係機関と連携を図り、本人の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援を行います。
③	変更	卒業後の進路選択に際し、一般就労を含め本人に適した進路が選択できるよう障害のある人やその家族へ情報提供を行います。
④	継続	障害のある人が技術向上等のため、就労系障害福祉サービス事業所の移動を希望した場合、移動できるよう支援を行います。また、当該就労系障害福祉サービス事業所に新たな利用者を紹介します。
⑤	継続	就労系障害福祉サービス事業所利用者の一般就労や、生活介護事業所利用者の就労系サービス事業所利用を支援することにより、地域における循環型の日中活動支援の仕組みの構築を目指します。



○期待される主な役割

①事業者・関係機関

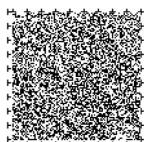
- 就労系障害福祉サービス事業者は、マッチング支援など障害のある人が着実に職場定着できるよう支援を行います。
- 就労系障害福祉サービス事業者は、離職した障害のある人を積極的に受け入れ、就職に再チャレンジできるよう支援を行います。
- 就労系障害福祉サービス事業者は、その利用者が技術向上等のため他の就労系障害福祉サービス事業所の利用を希望した場合、利用できるよう支援を行います。
- 相談支援事業者は、障害のある人が技術向上等のため、就労系障害福祉サービス事業所の移動を希望した場合、移動できるよう支援を行います。

②当事者

- 働くために必要な教育や訓練に積極的に取り組むとともに、離職した場合でも就労系障害福祉サービスを利用するなどして、再度就職にチャレンジします。

③家族

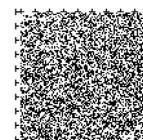
- 一般就労と福祉的就労の違いを正しく理解し、本人が希望する就労形態で、できるだけ長く就労できるように支援を行います。



目標2 就労系障害福祉サービス事業者は、必要性や価値が社会的に認められる商品やサービスを提供すること。また、より有利な条件で取引ができるようにすること。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	就労系障害福祉サービス事業者が提供しているサービスや商品を市のホームページなどを活用して紹介します。
②	継続	就労系障害福祉サービス事業者の商品を販売する場として、チャレンジドショップを引き続き実施します。
③	継続	障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労系障害福祉サービス事業者からの物品の購入や業務委託を行います。



○期待される主な役割

①企業・事業者・関係機関

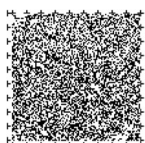
- 就労系障害福祉サービス事業者は、よりよい条件での取引のため、事業者においてマーケットの開拓、事業の進捗管理などが適正に行うことができるよう、人材の育成やノウハウの共有を行います。
- 各企業・事業者・関係機関は、就労系障害福祉サービス事業者に対して、適正な価格での発注を行います。
- 就労系障害福祉サービス事業者は、消費者が求めるサービス提供や商品製造を行い、利用者に支払う工賃の増額を図ります。

②当事者

- 福祉的就労の場において、より品質の高い商品やサービスの提供を行います。

③市民・市民団体

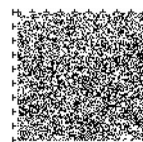
- 福祉的就労の場においてつくられた生産品を、チャレンジドショップや多様な機会を活用して購入します。



目標3 障害のある人の就労を支援する事業所や機関は、一般就労を前提とした支援を行うこと。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	本人の能力や適性に応じた一般就労に何度でもチャレンジできるよう支援を行います。また、その後着実に職場定着できるよう支援を行います。(一部再掲)
②	継続	心身の状況に応じた勤務時間など、障害特性に応じた多様な働き方ができるよう、企業に働きかけます。
③	継続	就労時に介助が必要な人でも安心して働くことができる支援体制を検討します。



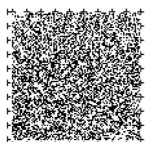
○期待される主な役割

①学校・福祉施設

- 学校や就労系障害福祉サービス事業者は、障害のある人の特性と、企業や事業者などが求める人材について、適切なマッチング支援を行うことで、障害のある人がより働きやすくなるように支援を行います。
- 学校や就労系障害福祉サービス事業者は、就労に備え基本的な生活習慣の習得などの支援を行います。

②企業・事業者

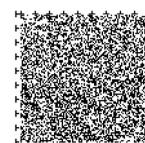
- 障害のある人が働くことができるよう、環境面での改善を行います。
- どのような特性を有する障害のある人を雇用したいのか、ニーズを明確にすることで、より適切なマッチングができるようにします。
- 心身の状況に応じた勤務時間など、障害特性に応じた多様な働き方を推進します。



目標4 行政や企業・事業者は、障害のある人を雇用すること。また、福祉的就労との行き来がしやすい環境を整備すること。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	障害のある人の実習の受け入れを積極的に行います。
②	継続	障害者雇用促進法及び同法に基づく障害者差別禁止指針にのっとり障害のある人を雇用します。
③	継続	障害者雇用促進法に定める法定雇用率を遵守します。
④	継続	障害のある人の雇用に必要な職員への教育を計画的かつ定期的に行います。
⑤	継続	障害者雇用促進法及び同法に基づく合理的配慮指針にのっとり、障害のある人の働く環境に十分配慮し、その向上に取り組めます。
⑥	継続	障害のある人とともに働くことの意義や方法についての啓発を行います。
⑦	継続	障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労系障害福祉サービス事業者からの物品の購入や業務委託を行います。(再掲)
⑧	変更	障害のある人の雇用や合理的配慮などについて、事業者間の情報共有を行います。また、優れた取組を行っている事業者を紹介することで、障害のある人の雇用がより円滑に実施できるようにします。
⑨	継続	その人の心身の状況に応じ、一般就労と福祉的就労を、また、就労系障害福祉サービス事業者間を円滑に移動できるよう支援を行います。(一部再掲)



○期待される主な役割

①企業・事業者

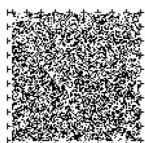
- ・障害者雇用促進法に定める法定雇用率を遵守します。
- ・各企業・事業者は、障害のある人を雇用する企業との取引を行います。
- ・障害のある人の雇用実績や知識のある企業は、具体的な取組状況や合理的配慮などを他の企業に紹介します。
- ・各企業・事業者は、障害者雇用促進法及び同法に基づく障害者差別禁止指針にのっとり障害のある人を雇用します。
- ・各企業・事業者は、障害者雇用促進法及び同法に基づく合理的配慮指針にのっとり、障害のある人の働く環境に十分配慮し、その向上に取り組みます。
- ・就労系障害福祉サービス事業者は、利用者の一般就労に向けた取組を行います。
- ・就労系障害福祉サービス事業者は、離職した障害のある人を積極的に受け入れます。(再掲)
- ・就労系障害福祉サービス事業者は、就労に備え基本的な生活習慣の習得などの支援を行います。(再掲)

②当事者

- ・働くために必要な教育や訓練に積極的に取り組むことで、就労にチャレンジします。

③家族等

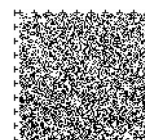
- ・一般就労と福祉的就労の違いを正しく理解し、本人が希望する就労形態で、できるだけ長く就労できるように支援を行います。(再掲)



目標5 行政は、「障害のある人とともに働く・仕事をつくる」ための施策に積極的に取り組むこと。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	障害のある人とともに働くことの意義について、市民や事業者などへの周知を図ります。また、チャレンジドショップなどを通じて、就労系障害福祉サービス事業者の提供しているサービスや商品を紹介します。(一部再掲)
②	変更	当事者、企業や行政機関、就労支援機関のネットワークを構築します。その中で、障害のある人の雇用について、事業者間の情報共有を行います。(一部再掲)
③	継続	重度の障害のある人や精神障害のある人など長時間の継続的な就労が困難な人の就労の在り方を試行し、その成果を広めます。
④	継続	生活介護事業所をはじめ、重度の障害のある人の働く場の確保を図ります。
⑤	変更	業務や工事の発注、物品の購入を行うに当たって、総合評価方式による入札を実施する際には、引き続き、障害者雇用率の達成状況を評価項目に加えます。また、特例子会社など障害のある人の雇用に積極的な事業者の誘致を進めます。
⑥	継続	一般的に就労が難しいといわれる人に十分配慮し、障害のある人の雇用と実習の受け入れを積極的に行います。(一部再掲)
⑦	継続	商工会や雇用対策協議会などに加盟している企業や団体に対し、障害のある人の雇用を働きかけます。
⑧	変更	商工会や雇用対策協議会など雇用する側と、障害者就労支援センターザックなど就労を支援する側とが情報交換等を行います。

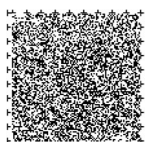


番号	区分	施策
⑨	継続	働いている人の工賃をより向上できるように、障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労系障害福祉サービス事業者に発注可能な業務や物品の拡大を進めます。
⑩	継続	障害のある人の家族が安心して働くことができる環境づくりを進めます。

○期待される主な役割

①企業・事業者

- ・当事者、企業や行政機関、就労支援機関などで実施される情報交換会や勉強会に参加します。



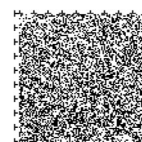
分野4 自分らしく活躍し、余暇を楽しめる 社会づくり

(障害のある人の芸術・文化活動やスポーツに関する分野)

目標1 心身の休息や活力が得られるとともに、自己実現のため障害のある人が自ら活動できるような、芸術・文化活動やスポーツの機会が得られること。

【中間評価】

施策			
① 市民福祉センターや市民活動センターなどで障害の有無に関わらず交流し活動できる場を設けます。			
評価 区分	○	評価 理由	市民福祉センターや市民活動センターなどでは、障害のある人も各事業に参加できるよう配慮している。
② 当事者の集まる場所に必要な人的支援が確保できるよう、関係機関への働きかけや調整を行います。また、運営を手助けできるボランティアの養成を実施します。			
評価 区分	○	評価 理由	市役所各課や学校、病院等が開催する事業等への手話通訳者・要約筆記者の派遣について周知を行っている。また、精神障害者に対するボランティア活動を支援する精神ボランティア活動支援事業、手話奉仕員養成講座等の各種事業や講座を毎年度開催している。(一部再掲)
③ 障害のある人が参加できる芸術・文化活動やスポーツなどの情報提供を行います。			
評価 区分	○	評価 理由	東松山市地域自立支援協議会及び比企地域自立支援協議会において、絵画展を開催し、スポーツ・レクリエーション教室事業では卓球バレー、スポーツ吹矢、カヌー体験等を行っている。



施策			
④ 障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション教室事業等により、様々な種目を提案します。			
評価 区分	○	評価 理由	スポーツ・レクリエーション教室事業では、卓球バレー、スポーツ吹矢、ボッチャ、フライングディスク、カヌー体験等を行っている。(一部再掲)



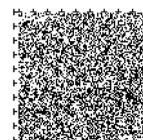
目標2 地域で行われる芸術・文化活動やスポーツの機会に障害のある人もともに参加し、その人らしく活動できる芸術・文化活動やスポーツを支援すること。また、その活動の成果を発信し、障害のある人の芸術・文化活動やスポーツへの理解を広めること。

【中間評価】

施策			
① 地域で行われるスポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動に障害のある人も参加することを基本的な方針として確立、共有するとともに、地域へ理解促進を働きかけます。			
評価区分	○	評価理由	ウォーキングイベントにおいて、障害のある人が参加しやすいコースを設定したり、スポーツ・レクリエーション教室において、スポーツ推進委員が参加し障害のある人のスポーツ活動に対する理解促進を図っている。
② 障害のある人を含めた市民による芸術・文化活動の場づくりに対する支援を行います。			
評価区分	○	評価理由	東松山市文化芸術推進条例を制定するとともに、市民にとって芸術・文化が身近なものとなるよう、小・中学校アウトリーチ事業 ³⁷ の実施、東松山市美術展や高田博厚展 ³⁸ 、比企地域自立支援協議会「精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会」によるココロをつなぐ芸術展の開催等、活動の場づくりに対する支援を行っている。
③ スポーツ、芸術・文化、レクリエーションの普及・指導に従事する人に対して障害の理解に関する支援を行います。			
評価区分	○	評価理由	スポーツ推進委員にスポーツ・レクリエーション教室事業の講師として参加してもらい、理解促進を図っている。

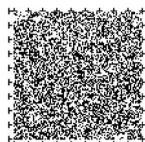
³⁷ 音楽家・演出家・舞踊家等が学校、施設等に訪問して実演するなどにより質の高い芸術を提供することで地域の青少年に豊かな心を育み、芸術文化の魅力を伝えていく事業です。

³⁸ 彫刻家・高田博厚のご遺族より寄贈いただいた彫刻作品のほか、デッサンや絵画等を展示しています。また、アトリエ再現コーナーや高坂彫刻プロムナードコーナーなどを設け、高田博厚と彫刻のモデルになった著名人とのエピソードを紹介しています。



施策			
④	市民活動センターなどで行われる講座やスポーツ教室などに障害のある人が参加しやすくなるために必要な環境の改善を行います。		
評価 区分	○	評価 理由	各市民活動センターなどでは、障害のある人にも気軽に参加していただける講座やスポーツ教室などを開催している。
⑤	地区の体育祭などのスポーツ関連行事に障害のある人が参加するよう、地域へ理解促進を働きかけます。		
評価 区分	○	評価 理由	月例ウォーキングやスマイルウォーキングに障害のある人も参加している。
⑥	障害のある人が地域で芸術・文化活動やスポーツに参加できるよう、人材の育成や確保を図ります。		
評価 区分	○	評価 理由	スポーツ推進委員にスポーツ・レクリエーション教室事業の講師として参加してもらい理解促進を図っている。(再掲)
⑦	障害のある人が行う芸術・文化活動やスポーツの成果等を周知し、同様の活動をしている市民との交流を促します。		
評価 区分	○	評価 理由	東松山市地域自立支援協議会「芸術・文化プロジェクト」にて開催した絵画展やスポーツ・レクリエーション教室の様子を市ホームページやSNS ³⁹ に掲載している。また、スポーツ・レクリエーション教室において、市民との交流を促している。

³⁹ ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。東松山市では、Twitter・Facebook・LINE を運用しています。

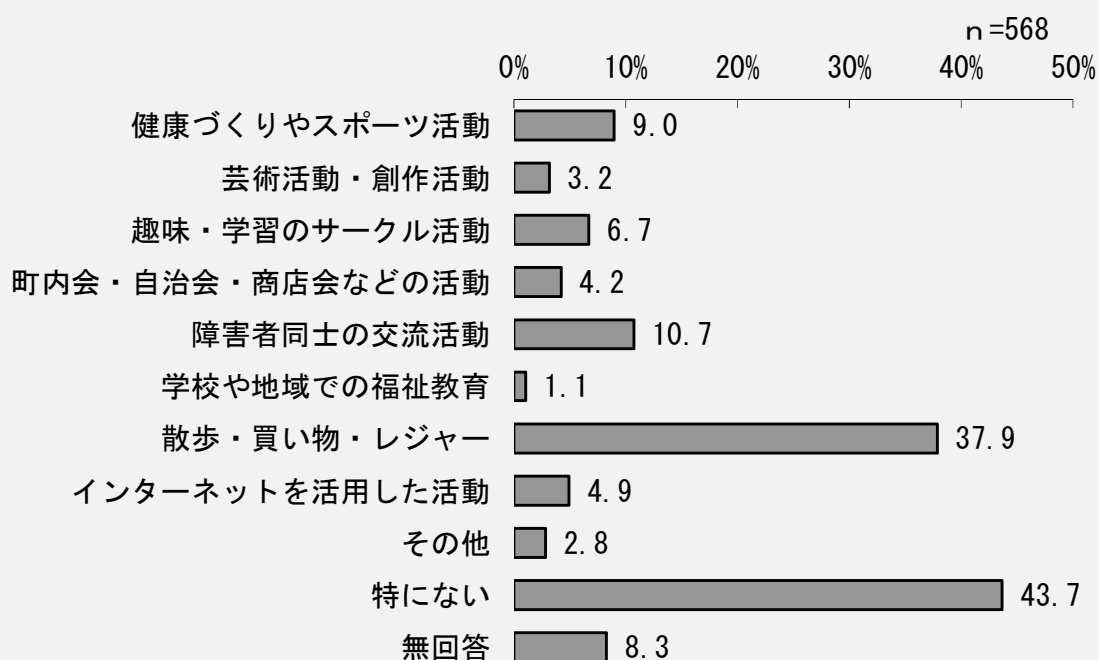


その2. 目標別課題

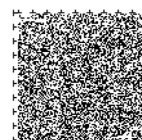
(目標1 心身の休息や活力が得られるとともに、自己実現のため障害のある人が自ら活動できるような、芸術・文化活動やスポーツの機会が得られること)

- ・ 障害のある人が、より質の高い暮らしを実現するため、芸術や文化に触れあったり、楽しんだりする機会をつくる必要があります。

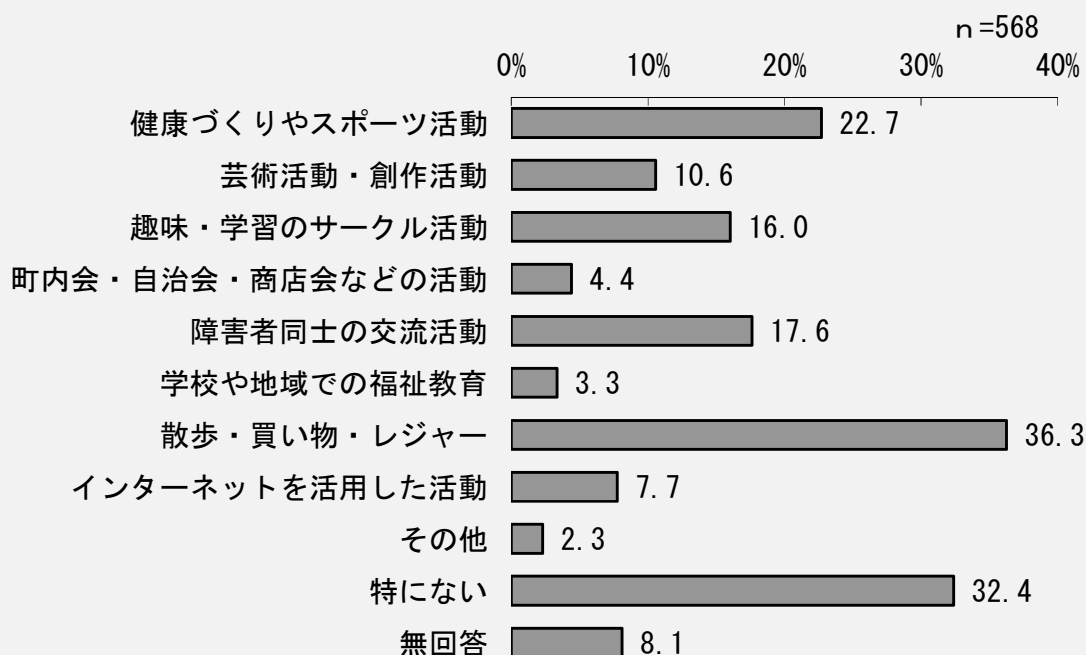
(参考データ) 障害のある人が参加している余暇活動や社会活動
(アンケートから) ※複数回答あり



障害種別で見ると、知的障害では「散歩・買い物・レジャー」が「特にない」と同数で最も多く、指定難病等・高次脳機能障害・発達障害では「散歩・買い物・レジャー」が「特にない」を超えて最も多くなっています。



(参考データ) 今後、参加したい・続けたい余暇活動や社会活動
(アンケートから) ※複数回答あり

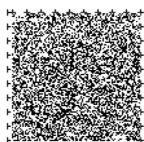


「散歩・買い物・レジャー」(36.3%)という回答が最も多く、次いで「特にない」(32.4%)、「健康づくりやスポーツ活動」(22.7%)などが多くなっています。

障害種別では、身体障害、知的障害、精神障害、指定難病等、高次脳機能障害で「散歩・買い物・レジャー」が最も多くなっています。発達障害は「健康づくりやスポーツ活動」と「趣味・学習のサークル活動」が最も多くなっています。その他、知的障害は「障害者同士の交流活動」が多くなっています。

(目標2 地域で行われる芸術・文化活動やスポーツの機会に障害のある人もともに参加し、その人らしく活動できる芸術・文化活動やスポーツを支援すること。また、その活動の成果を発信し、障害のある人の芸術・文化活動やスポーツへの理解を広めること)

- 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進のため、芸術文化活動のすそ野を広げ、優れた作品の発表機会を提供するなど、その才能を伸ばす環境づくりや障害の有無に関わらず、共に活動できる機会をつくる必要があります。



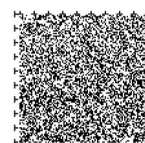
その3. 後期計画の目標と施策

目標1 心身の休息や活力が得られるとともに、自己実現のため障害のある人が自ら活動できるような、芸術・文化活動やスポーツの機会が得られること。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	市民福祉センターや市民活動センターなどで障害の有無に関わらず交流し活動できる場を設けます。
②	継続	当事者の集まる場所に必要な人的支援が確保できるよう、関係機関への働きかけや調整を行います。また、運営を手助けできるボランティアの養成を実施します。(一部再掲)
③	変更	障害のある人が参加できる芸術・文化活動やスポーツなどへの参加の促進を図るため、市広報紙やホームページ、東松山市地域自立支援協議会等を通じて、情報提供を行います。
④	継続	障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション教室事業等により、様々な種目を提案します。
⑤	新規	県が設置するヒューマンライブラリー ⁴⁰ を広く周知するとともに、登録を促します。

⁴⁰ 福祉教育や社会教育の場で、当事者による授業や講演等を促進するため、講師等の情報を提供する仕組みです。



○期待される主な役割

①事業者・関係機関

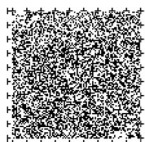
- ・当事者団体等は、当事者やその家族が気軽に集まったり、自ら企画したりすることができるよう、活動するための場やスポーツの場の確保の支援を行います。
- ・相談支援事業者は、当事者同士の憩いの場や活動に関する情報提供を行います。

②当事者

- ・自己実現の場の一つとして、芸術・文化活動やスポーツに参加します。

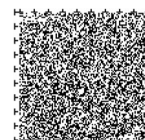
③家族

- ・障害のある人本人の、芸術・文化やスポーツの活動意向を実現できるよう支援を行います。



目標2 地域で行われる芸術・文化活動やスポーツの機会に障害のある人もともに参加し、その人らしく活動できる芸術・文化活動やスポーツを支援すること。また、その活動の成果を発信し、障害のある人の芸術・文化活動やスポーツへの理解を広めること。

番号	区分	施策
①	継続	地域で行われるスポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動に障害のある人も参加することを基本的な方針として確立、共有するとともに、地域へ理解促進を働きかけます。
②	継続	障害のある人を含めた市民による芸術・文化活動の場づくりに対する支援を行います。
③	継続	スポーツ、芸術・文化、レクリエーションの普及・指導に従事する人に対して障害の理解に関する支援を行います。
④	継続	市民活動センターなどで行われる講座やスポーツ教室などに障害のある人が参加しやすくなるために必要な環境の改善を行います。
⑤	継続	地区の体育祭などのスポーツ関連行事に障害のある人が参加するよう、地域へ理解促進を働きかけます。
⑥	継続	障害のある人が地域で芸術・文化活動やスポーツに参加できるよう、人材の育成や確保を図ります。
⑦	継続	障害のある人が行う芸術・文化活動やスポーツの成果等を周知し、同様の活動をしている市民との交流を促します。
⑧	新規	障害のある人に地域で行われる芸術・文化を鑑賞する機会の拡大を図るため、字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供を促進します。



○期待される主な役割

①事業者・関係機関

- ・事業者は、障害のある人の利用意向にこたえられるよう、施設などのバリアを取り除くとともに、障害のある人の参加も可能なプログラムの提供に取り組みます。
- ・相談支援事業者は、スポーツ、文化、レクリエーション活動について、情報提供等を行います。また、地域の関係者を対象に、引き続き理解促進に取り組みます。
- ・関係機関は、スポーツ、文化、レクリエーションの普及・指導に従事する職員に対して、障害のことをより正しく知ることができるよう、研修等を実施します。
- ・関係機関は、障害のある人が行う芸術・文化活動やスポーツの成果を周知します。
- ・事業者は、自主的に文化芸術活動を行うとともに、障害のある人を含めた市民の文化芸術活動を支援する役割を果たします。(新規)

②市民・自治会

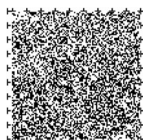
- ・地域で行われる文化活動やスポーツ活動の企画段階から、障害のある人が参加できるようにします。

③当事者

- ・当事者は、地域で行われる文化活動やスポーツ活動に積極的に参加するとともに、自らも企画・運営に参加します。

④家族等

- ・障害のある人本人の、芸術やスポーツの活動意向を実現できるよう支援を行います。(再掲)



分野5 誰もが一人の市民として共生できる

社会づくり

(障害に対する市民の理解や関わりなどに関する分野)

その1. 目標と施策の中間評価

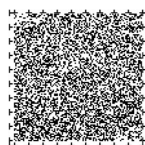
目標1 障害に関する情報を提供することで、障害に対する市民の理解が広がること。また、このことにより、市民がともに暮らすことを共通認識とすること。

【中間評価】

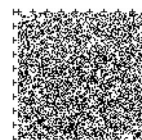
施策			
① “ともに暮らすまち”を実現するため、地域の理解促進を図ります。			
評価 区分	○	評価 理由	市広報紙やホームページ等による啓発活動を推進し、きらめき出前講座「私たちのまちの障害者福祉サービス」にて「ともに暮らす」ことの重要性を伝えている。また、精神ボランティア活動支援事業、手話奉仕員養成講座等の各種事業や講座を実施し、関係機関及び一般市民の理解を更に広げるよう取組を進めている。(再掲)
② きらめき出前講座等において、ともに暮らす地域づくりに関連したテーマを取り入れます。また、これらの利用促進を図ります。			
評価 区分	○	評価 理由	きらめき出前講座において、「私たちのまちの障害者福祉サービス」という講座を設定し、民生委員・児童委員等に対し、講師を派遣している。また、基幹相談支援センター事業において、差別解消法や虐待防止法に関する研修会を開催し、市民の理解促進に取り組んでいる。



施策			
③ 障害のある人とのコミュニケーション向上に向けた啓発や研修に、団体や事業者などが取り組むことに対して支援を行います。			
評価区分	○	評価理由	きらめき出前講座や委託相談支援事業等を通じて民生委員・児童委員等に、障害のある人の障害特性や配慮すべき事項を伝えている。また、当事者団体が主催する障害のある人への理解啓発を目的としたイベントの後援を行うなど、障害のある人とのコミュニケーション向上に向けた研修等について支援を行っている。
④ 当事者や家族の体験や意見を市民が聞くための機会を通じた障害理解の場を設けます。			
評価区分	○	評価理由	市広報紙や東松山市地域自立支援協議会の連絡会議、事業等で障害の特性や一般企業での働き方等について当事者や家族の体験や意見を発表している。
⑤ 障害のある人に配慮した生活関連施設の環境整備・改善は、障害のない人にも有益であることの意識啓発を定期的かつ継続的に行います。			
評価区分	○	評価理由	市広報紙やホームページ等による啓発活動を推進し、きらめき出前講座「私たちのまちの障害者福祉サービス」にて「ともに暮らす」ことの重要性を伝えている。また、精神ボランティア活動支援事業、手話奉仕員養成講座等の各種事業や講座を実施し、関係機関及び一般市民の理解を更に広げるよう取組を進めている。(再掲)
⑥ 聴覚障害者の生活や関連する福祉制度などを理解し、手話で日常会話を行うのに必要な手話技法を習得した手話奉仕員を養成するとともに、要約筆記奉仕員の育成を埼玉県に働きかけます。			
評価区分	○	評価理由	毎年度、手話奉仕員養成講座を実施し、平成29年度から計50名の人が修了している。また、令和元年度には東松山市手話言語条例を公布・施行している。



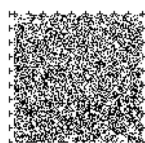
施策			
<p>難病や内部障害、聴覚障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）など外見では分かりにくい障害に対する正しい認識と理解が得られるよう啓発活動を行います。</p>			
評価 区分	○	評価 理由	<p>市広報紙やホームページ、きらめき出前講座「私たちのまちの障害者福祉サービス」等にて障害種別毎の特性を伝え、権利擁護に関する地域への普及・啓発として、成年後見・市民後見及び障害者虐待防止についての研修を実施したり、リーフレットを作成し、民生委員等へ配布している。また、障害者福祉課の窓口にてヘルプマークやヘルプカードを配布している。</p>



目標2 誰もが一人の市民として、地域の中で互いに見守り、関わり、支え合う実践を重ねること。

【中間評価】

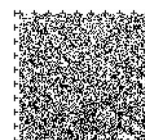
施策			
① 誰もが地域福祉の担い手となれるよう、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などと、情報交換等を行う場を設けます。			
評価区分	○	評価理由	基幹相談支援センター事業やきらめき出前講座、ゆっくりウォーク、スポーツ・レクリエーション事業等を通して、民生委員・児童委員、ボランティア団体等と情報交換を行った。
② 入所施設を利用している人や利用を希望している人が、地域での生活を選択できるよう支援を行います。			
評価区分	○	評価理由	平成29年度から令和2年度までの間で、地域での生活を営む際の中心となる共同生活援助（グループホーム）事業所が14事業所、また日中活動を行う生活介護事業所が4事業所、自立生活援助事業所が1事業所開設している。
③ 市民福祉センターや市民活動センターなどで障害の有無に関わらず交流し活動できる場を設けます。（再掲）			
評価区分	○	評価理由	市民福祉センターや市民活動センターなどでは、障害のある人も各事業に参加できるよう配慮している。（再掲）
④ 当事者の集まる場所に必要な人的支援が確保できるよう、関係機関への働きかけや調整を行います。（再掲）			
評価区分	○	評価理由	市役所各課や学校、病院等が開催する事業等への手話通訳者・要約筆記者の派遣について周知を行っている。（一部再掲）



目標3 障害のある人と、地域の市民団体、事業者、警察、消防、企業、商店など様々な機関が対話を重ね、理解を深め合うこと。そして、このことにより誰にとっても暮らしやすいまちづくりが進むこと。

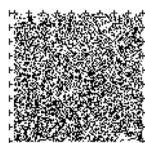
【中間評価】

施策			
① 学び、育ち、働き、暮らし、生活安全、余暇など、日常生活のあらゆる領域において、それぞれに関わる個人や社会資源と当事者とが関わりを持てるような場づくりを進めます。			
評価区分	○	評価理由	東松山市地域自立支援協議会「障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」の巡回相談チーム事業や「進路支援連絡会議」のキャリアデザインフォーラムや職業体験において、当事者が様々な社会資源と関わりが持てるように支援している。
② 公共施設の設計に当たっては、法的な基準に加えて埼玉県福祉のまちづくり条例に準拠したものとします。あわせて、計画・設計段階で関係者の意見や助言を聞く場を設けます。			
評価区分	◎	評価理由	施設管理者及び担当課等の意見を参考に、福祉のまちづくり条例に準拠した設計を行っている。
③ 生活関連施設の設計段階において、建築主が当事者の意見や助言を聞く場を設けることに関し、要請があったときに支援を行います。			
評価区分	△	評価理由	建築主からの要請は無かったが、要請があったときは支援を行う。
④ 自治会集会施設について、障害のある人に配慮した環境整備・改善の支援を行います。			
評価区分	◎	評価理由	自治会集会施設修繕において、トイレの段差の解消や多機能トイレへの改修、玄関入口にスロープの設置等を行うために、補助金を交付している。



施策			
⑤ ユニバーサルデザイン ⁴¹ の考え方のもと、障害のある人に配慮し、全ての人に優しい生活関連施設の環境整備・改善が進むよう、事業者に対し働きかけを行うとともに、市民への啓発活動を行います。			
評価 区分	○	評価 理由	窓口や相談業務の中で、建築主や事業者に対し、バリアフリー法や埼玉県建築物バリアフリー条例を遵守するよう指導し、併せて埼玉県福祉まちづくり条例に関する周知をしている。
⑥ 当事者や市民団体などと連携しながら、公共施設や生活関連施設における障害のある人への対応状況の把握と情報提供を行います。			
評価 区分	○	評価 理由	障害のある人に対する合理的配慮の提供について、事業者に情報提供をしている。
⑦ 公共施設の改修の際には、バリアフリー化を行います。			
評価 区分	◎	評価 理由	中学校校舎トイレ改修工事や地域活動の拠点である市民活動センターの改修工事では、小便器の一部に手摺の設置及び段差の解消等を行ったり、エレベーターの新規設置等を行い、バリアフリー化を行った。
⑧ 事業者のノンステップバスの導入に対して助成します。			
評価 区分	◎	評価 理由	ノンステップバスを導入する路線バス事業者に対し、通常のバス購入費とノンステップバスの購入費との差額を補助し、大型2台、中型9台のノンステップバスが導入された。
⑨ 鉄道事業者に対し、鉄道駅ホームの安全性向上のための改修を働きかけます。			
評価 区分	◎	評価 理由	東松山駅及び高坂駅の安全性向上に資する改修について、補助金を交付した。また、毎年、鉄道事業者に安全性向上に関する要望を行っている。

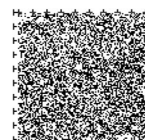
⁴¹ 障害の有無に関わらず、すべての人が快適に利用することができる施設・製品等をデザインすることを言います。



目標4 外出支援や日常の見守りなど地域生活に必要な様々な支援が、福祉サービスだけでなく、地域の人々との多様な関わりの中で提供されること。

【中間評価】

施策			
① 移動の支援について、障害福祉サービス以外の支援方法も含め、ニーズに合った支援方法を検討します。			
評価区分	○	評価理由	デマンドタクシーや福祉タクシー利用料金助成制度のほか、利用者の利便性と生活圏の拡大を図るため、平成30年度から自動車燃料購入費助成制度を導入している。
② 地域での見守り活動などの必要性について、引き続き啓発活動を行います。			
評価区分	○	評価理由	民生委員・児童委員に対し、きらめき出前講座「私たちのまちの障害者福祉サービス」などを通して、地域での見守り活動などの必要性について、啓発活動を行っている。



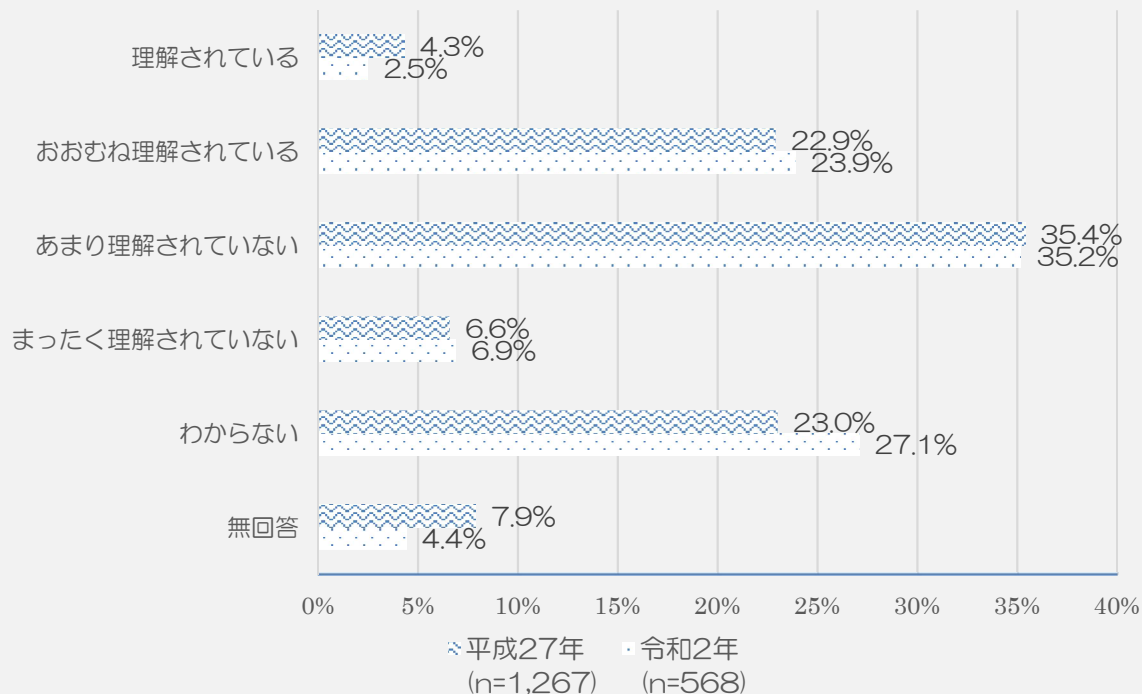
その2. 目標別課題

(目標1 障害に関する情報を提供することで、障害に対する市民の理解が広がること。また、このことにより、市民がともに暮らすことを共通認識とすること)

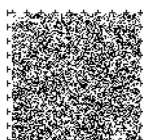
- 障害のある人への理解度は、平成27年に実施したアンケートとほぼ同じ数値となっており、引き続き、積極的な周知を図る必要があります。

(参考データ) 障害のある人に対する市民の理解度

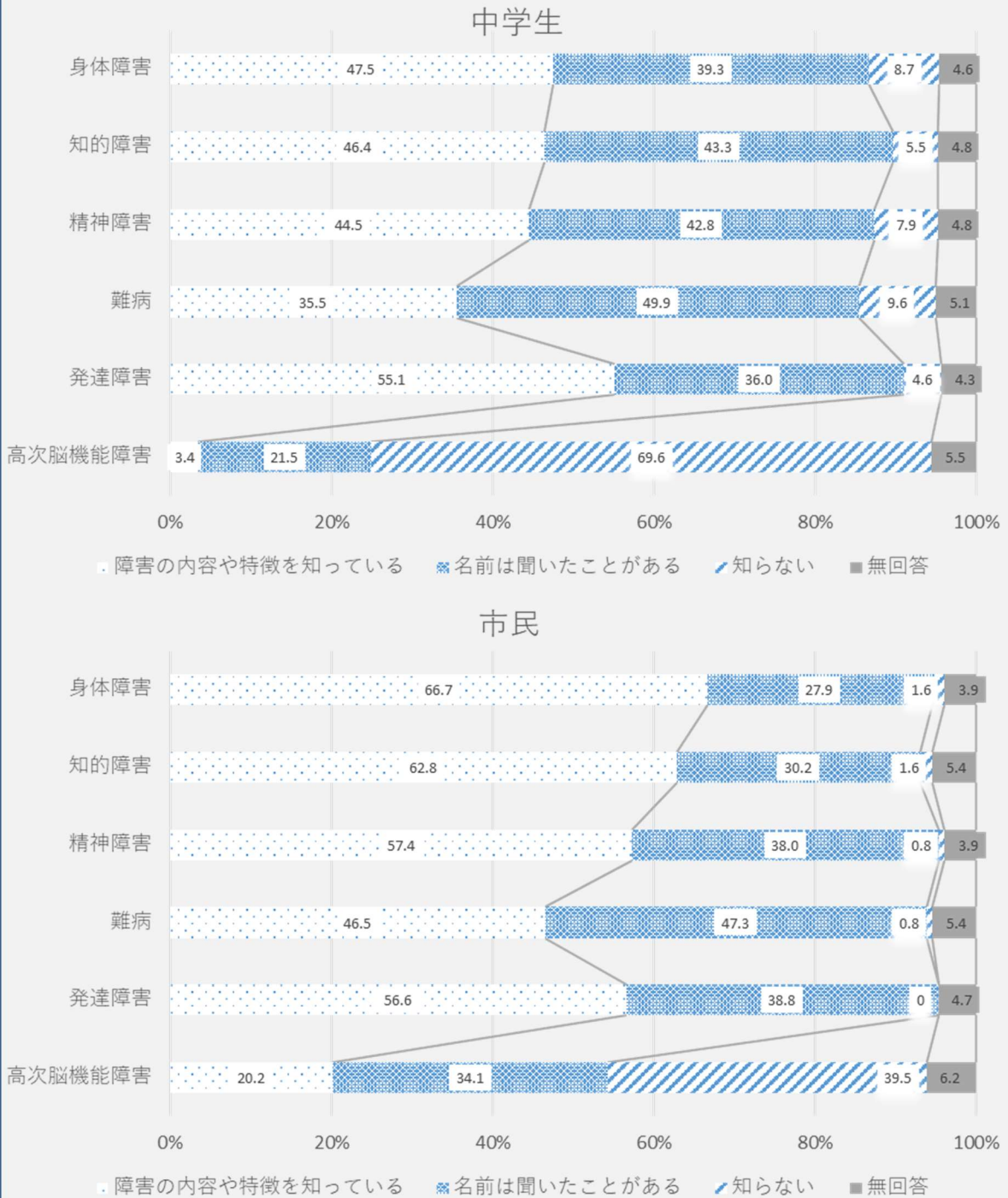
(平成27年と令和2年の比較) (アンケートから)



障害のある人への理解は、平成27年と令和2年を比較すると、ほぼ同じ数値となっています。



(参考データ) 障害種別ごとの中学生及び市民の認知度 (アンケートから)

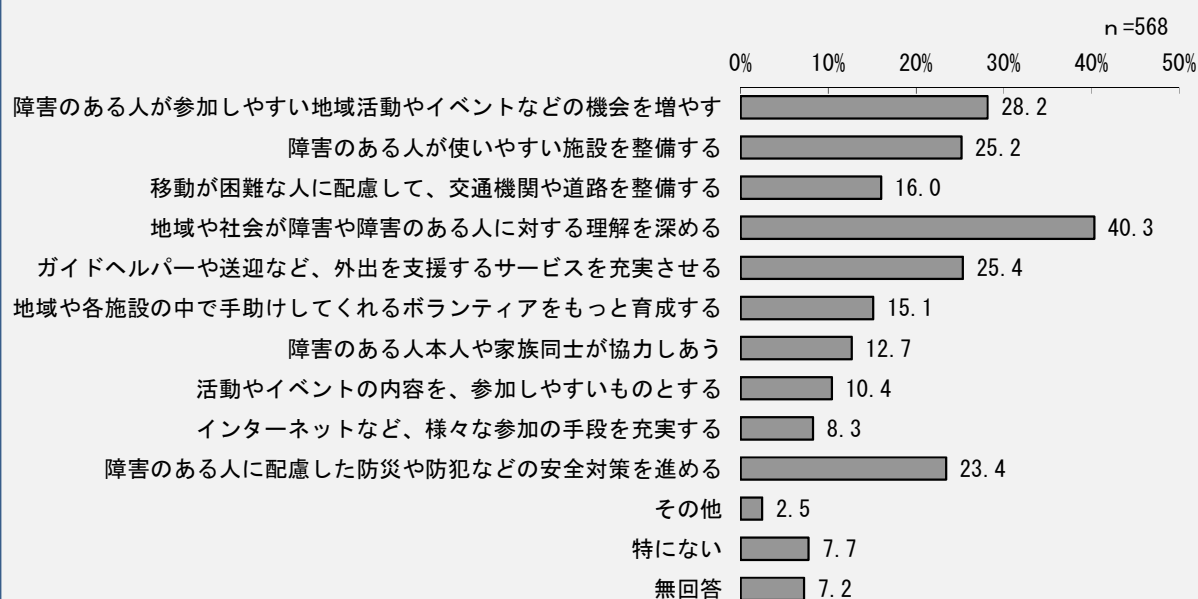


身体障害、知的障害及び精神障害に比べ、難病や高次脳機能障害の認知度が低くなっています。

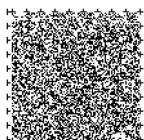
(目標2 誰もが一人の市民として、地域の中で互いに見守り、関わり、支え合う実践を重ねること)

- ・ 障害者が地域で生活を送るためには、社会の一員として、経済、文化、娯楽など社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていけるような仕組みづくりが必要です。

(参考データ) 障害のある人が地域に参加するために、大切なことはなにか
(アンケートから) ※複数回答あり



「地域や社会が障害や障害のある人に対する理解を深める」(40.3%) が最も多く、次いで「障害のある人が参加しやすい地域活動やイベントなどの機会を増やす」(28.2%)、「ガイドヘルパーや送迎など、外出を支援するサービスを充実させる」(25.4%) が多くなっています。



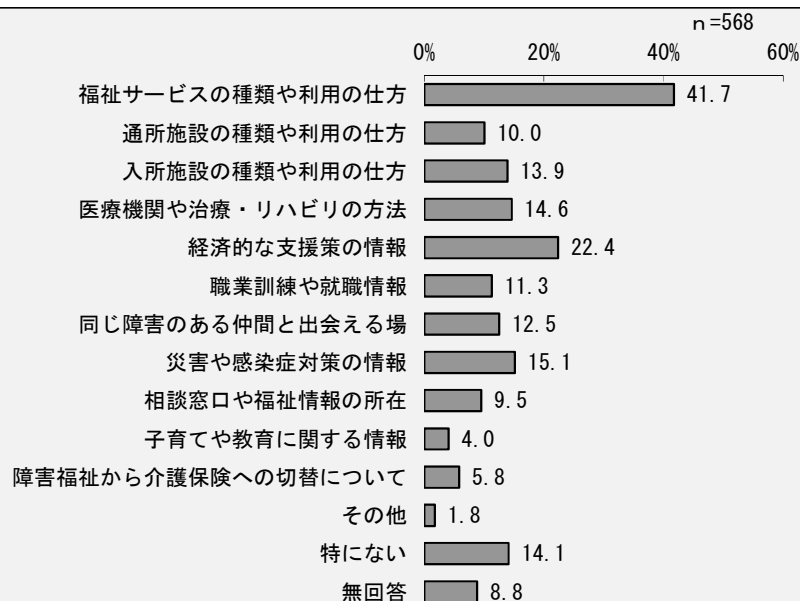
(目標3 障害のある人と、地域の市民団体、事業者、警察、消防、企業、商店など様々な機関が対話を重ね、理解を深め合うこと。そして、このことにより誰にとっても暮らしやすいまちづくりが進むこと)

- 障害のある人が地域の中で安心して活動できるよう、気軽に外出できたり、外出先の交通機関や各種施設を安心して利用できたりするような仕組みをより充実していくことが必要です。

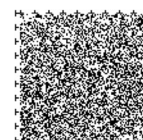
(目標4 外出支援や日常の見守りなど地域生活に必要な様々な支援が、福祉サービスだけでなく、地域の人々との多様な関わりの中で提供されること)

- 障害のある人には、年齢や障害の状態等により様々な支援ニーズがあります。それぞれのニーズに応じた福祉サービスの充実と、地域による助け合い等のインフォーマルな支援の充実を通じた自立支援を目指す必要があります。

(参考データ) 障害のある人が地域で生活するために、必要な情報はなにか
(アンケートから) ※複数回答あり



「福祉サービスの種類や利用の仕方」が最も多くなっています。障害種別で見ると、身体障害で「医療機関や治療・リハビリの方法」、知的障害で「入所施設の種類や利用の仕方」、精神障害で「経済的な支援策の情報」などが多くなっています。

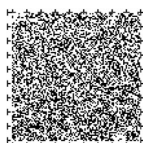


その3. 後期計画の目標と施策

目標1 障害に関する情報を提供することで、障害に対する市民の理解が広がること。また、このことにより、市民がともに暮らすことを共通認識とすること。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	“ともに暮らすまち”を実現するため、地域の理解促進を図ります。
②	継続	きらめき出前講座等において、ともに暮らす地域づくりに関連したテーマを取り入れます。また、これらの利用促進を図ります。
③	継続	障害のある人とのコミュニケーション向上に向けた啓発や研修に、団体や事業者などが取り組むことに対して支援を行います。
④	継続	当事者や家族の体験や意見を市民が聞くための機会を通じた障害理解の場を設けます。
⑤	継続	障害のある人に配慮した生活関連施設の環境整備・改善は、障害のない人にも有益であることの意識啓発を定期的かつ継続的にを行います。
⑥	継続	聴覚障害者の生活や関連する福祉制度などを理解し、手話で日常会話を行うのに必要な手話技法を習得した手話奉仕員を養成するとともに、要約筆記奉仕員の育成を埼玉県に働きかけます。
⑦	継続	難病や内部障害、聴覚障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）など外見では分かりにくい障害に対する正しい認識と理解が得られるよう啓発活動を行います。
⑧	新規	東松山市手話言語条例の基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境を整備します。



○期待される主な役割

①事業者・関係機関

- 相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者は、外見では分かりにくい場合も踏まえて、障害のある人への理解や関わり方について市民団体や行政機関などへの普及啓発を行います。
- 聴覚障害のある人等が利用しやすいサービスを提供し、聴覚障害のある人等が働きやすい環境の整備を行います。(新規)

②当事者

- 当事者や家族は、何か困ったことがあった場合に相談できるよう、相談支援事業者や民生委員・児童委員と関わりを持ちます。

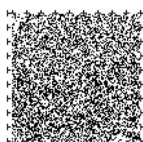
③市民・市民団体

- 多様な主体が実施する障害理解に関する研修の場に積極的に参加します。
- 各種機関が実施する研修の中に、障害理解や障害のある人とともに暮らすことについて取り入れます。
- 障害者用駐車場の適正な利用や、点字ブロックの上に物を置かないなど障害の理解と配慮について働きかけます。
- 手話を使用しやすい地域社会の実現のため、市の施策に協力します。(新規)



目標2 誰もが一人の市民として、地域の中で互いに見守り、関わり、支え合う実践を重ねること。

番号	区分	施策
①	継続	誰もが地域福祉の担い手となれるよう、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などと、情報交換等を行う場を設けます。
②	継続	入所施設を利用している人や利用を希望している人が、地域での生活を選択できるよう支援を行います。
③	継続	市民福祉センターや市民活動センターなどで障害の有無に関わらず交流し活動できる場を設けます。(再掲)
④	継続	当事者の集まる場所に必要な人的支援が確保できるよう、関係機関への働きかけや調整を行います。
⑤	新規	全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、介護負担の軽減や社会で孤立しないよう関係機関と連携を図ります。



○期待される主な役割

①事業者・関係機関

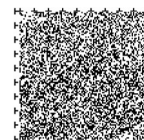
- 自治会、民生委員・児童委員は地域における見守り活動等を積極的に行います。
- 社会福祉協議会と連携してボランティア養成を行い、インフォーマルな支え手の拡大を進めます。(再掲)
- グループホームや入所施設などの障害福祉サービス事業所は、利用者が地域の活動に参加できるよう支援を行います。

②当事者

- 自治会活動など地域の活動に参加します。
- 一人ひとりの適性に応じて地域の活動に参加します。また、地域の活動を中心的に実施することも併せて行います。
- お互いの悩みや不安を出し合える活動を行います。

③市民・市民団体

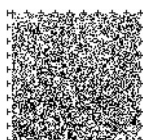
- ボランティア活動などを通じて、当事者の地域生活を支えます。
- 自治会は、障害のある人が地域の一員として暮らすことをいろいろな機会を通じて周知します。また、障害のある人が活動に参加できるようにします。
- 障害のある人とお互いの悩みや不安を出し合える活動を行います。
- 障害のある人が一人の市民として地域で暮らすことが、当たり前であることを多様な機会を活用して周知します。
- 地域での障害のある人の活動について、情報交換を行う機会を設け、相互理解を深めます。



目標3 障害のある人と、地域の市民団体、事業者、警察、消防、企業、商店など様々な機関が対話を重ね、理解を深め合うこと。そして、このことにより誰にとっても暮らしやすいまちづくりが進むこと。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	学び、育ち、働き、暮らし、生活安全、余暇など、日常生活のあらゆる領域において、それぞれに関わる個人や社会資源と当事者とが関わりを持てるような場づくりを進めます。
②	継続	公共施設の設計に当たっては、法的な基準に加えて埼玉県福祉のまちづくり条例に準拠したものとします。あわせて、計画・設計段階で関係者の意見や助言を聞く場を設けます。
③	継続	生活関連施設の設計段階において、建築主が当事者の意見や助言を聞く場を設けることに関し、要請があったときに支援を行います。
④	継続	自治会集会施設について、障害のある人に配慮した環境整備・改善の支援を行います。
⑤	継続	ユニバーサルデザインの考え方のもと、障害のある人に配慮し、全ての人に優しい生活関連施設の環境整備・改善が進むよう、事業者に対し働きかけを行うとともに、市民への啓発活動を行います。
⑥	継続	当事者や市民団体などと連携しながら、公共施設や生活関連施設における障害のある人への対応状況の把握と情報提供を行います。
⑦	継続	公共施設の改修の際には、バリアフリー化を行います。
⑧	継続	事業者のノンステップバスの導入に対して助成します。
⑨	継続	鉄道事業者に対し、鉄道駅ホームの安全性向上のための改修を働きかけます。



○期待される主な役割

①事業者・関係機関

- ユニバーサルデザインの考え方をもとに、建築物の整備を行い、職員への意識啓発を行います。
- 生活関連施設の設計段階においては、当事者の意見や助言を聞く場を設けます。また、障害のある人や子ども、高齢者に配慮した生活関連施設の環境整備・改善を進めます。
- バス事業者は、障害のある人や高齢者などに配慮したノンステップバスの導入に今後も取り組みます。
- 鉄道事業者は、鉄道駅ホームの安全性向上のための改修に取り組みます。
- 各種施設において、障害のある人など向けの駐車場の確保を行うとともに、適正な利用の推進に取り組みます。

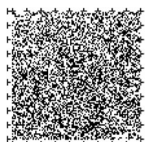
②当事者

- 当事者団体と地域の市民団体、警察、消防、企業、商店、行政機関など様々な機関が意見交換、情報交換を行う場を持つことで、相互の理解促進に取り組みます。
- サービス業など日常生活に関連の深い事業所が、コミュニケーションに支援が必要な人への対応が向上するよう啓発や研修に取り組むことに対し支援を行います。
- 公共施設や生活関連施設の設計段階において、建築主に対して必要な助言を行います。
- 日常生活のあらゆる領域において、それぞれに関わる個人や社会資源と当事者との関わりを持てる場に積極的に参加します。



③市民・市民団体

- 当事者、警察、消防、企業、商店、行政機関などの機関と意見交換、情報交換を行う場に参加します。
- 市民団体や自治会、商工会、商店会は、障害者用駐車場の適正な利用や点字ブロック上の障害物の除去などに関する意識啓発を定期的かつ継続的に行います。
- 自治会集会施設などについて、障害のある人に配慮した環境整備・改善を進めます。
- 当事者や行政などと連携して公共施設や生活関連施設の障害のある人への対応状況の把握と情報提供を行います。
- 学び、育ち、働き、暮らし、生活安全、余暇など、日常生活のあらゆる領域において、それぞれに関わる個人や社会資源と当事者とが関わりを持てる場に積極的に参加します。



目標4 外出支援や日常の見守りなど地域生活に必要な様々な支援が、福祉サービスだけでなく、地域の人々との多様な関わりの中で提供されること。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	移動の支援について、障害福祉サービス以外の支援方法も含め、ニーズに合った支援方法を検討します。
②	継続	地域での見守り活動などの必要性について、引き続き啓発活動を行います。

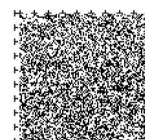
○期待される主な役割

①事業者・関係機関

- ・相談支援事業者は、障害のある人への支援体制の調整を行う際には、地域の理解と関わりが構築されるよう十分に配慮します。
- ・グループホームなど障害のある人への居住支援サービスを提供する障害福祉サービス事業者は、入居者と近隣住民や周辺の商店などが円滑な関係を保てるよう調整を行います。
- ・日中活動支援やホームヘルプサービスを行う障害福祉サービス事業者は、利用者の周辺環境との関係づくりに配慮したサービスの提供を行います。

②市民・市民団体

- ・障害のある人が地域の一員として暮らすことについて理解を深め、地域で様々な活動ができるよう支援を行います。
- ・民生委員・児童委員は障害のある人の地域での暮らしに関し、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者と連携し、自治会や近隣住民との橋渡しを行います。



分野6 障害のある人の権利を守り、気軽に相談 できる社会づくり

(障害のある人に対する権利擁護、相談支援に関する分野)

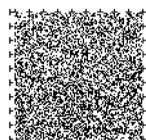
その1. 目標と施策の中間評価

目標1 必要なときに必要な情報を、一人ひとりに合った方法で入手できること。

【中間評価】

施策			
① 当事者グループや障害福祉サービス事業者による情報提供が行われるよう支援を行います。また、広報紙、市ホームページ、ガイドブックなどによる情報提供を実施します。			
評価 区分	○	評価 理由	障害福祉サービスの内容を市ホームページ及びガイドブックに掲載し、制度の変更があった場合や手当等の申請の案内を広報紙に掲載している。また、市ホームページに当事者グループの情報を掲載している。
② 相談支援事業の意義と活用について周知を行い、利用の促進を図ります。			
評価 区分	○	評価 理由	東松山市地域自立支援協議会の活動を通じて周知を行い、障害者福祉課の窓口にて利用の促進を図っている。
③ 聴覚障害や視覚障害などによりコミュニケーションに支援が必要な人に対して、障害特性に応じた情報提供を行います。			
評価 区分	○	評価 理由	障害者福祉課窓口意思疎通支援員 ⁴² を設置し、電子メモパッドや筆談、点字等にて情報提供を行っている。

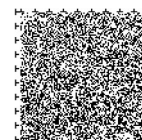
⁴² 聴覚、言語障害、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害のある人が市の機関の窓口において行う市職員との意思疎通を支援しています。



目標2 各種の相談支援が受けられることにより、本人の意欲や能力に基づいた課題解決の道筋がつけられること。

【中間評価】

施策			
①			手帳の交付から1年程度の当事者に対しては、定期的な訪問や連絡を行います。
評価区分	△	評価理由	手帳交付から1年程度の全ての人に対しては、訪問や連絡を行うことはできなかった。
②			職員の面接技術の向上などを図りながら、相談しやすい環境づくりを進めます。
評価区分	○	評価理由	障害者福祉課窓口意思疎通支援員を設置している。また、職員向けの各種研修に参加して面接技術の向上を図っている。
③			乳幼児の関わりの段階から、子どもの発達特性に応じ、保健センター、子育て支援センターや相談支援事業者など関連機関が連携することで、継続的な相談支援の流れをつくります。また、子育て支援センターにおいても障害に関する相談に対応します。
評価区分	◎	評価理由	子育て支援センターにおいて、医療機関と連携し、継続的に、発達に関する相談支援を行っている。
④			基幹相談支援センター事業を通じ、相談支援事業者の技術向上を図ります。
評価区分	◎	評価理由	基幹相談支援センター事業により、相談支援従事者研修を行っている。
⑤			地域自立支援協議会において、地域の相談支援事業の評価を行い、課題解決に向けて協議を行います。
評価区分	○	評価理由	比企地域自立支援協議会にて委託相談支援事業の実績報告を受けるとともに、委託相談支援事業所連絡会を設置し、行政職員と委託相談支援事業所が委託相談業務の進め方を話し合っている。



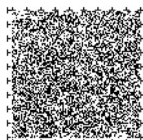
目標3 ピアカウンセリング⁴³、ピアサポート⁴⁴など当事者による情報提供・相談をひとつの資源として位置付け、それらと公の窓口との連携が図れていること。

【中間評価】

施策			
① 各種団体の活動内容の周知を行うなど、当事者のグループ活動への支援に取り組みます。			
評価区分	○	評価理由	市ホームページに当事者グループの情報を掲載している。
② 障害者福祉担当課と当事者グループとの意見交換を行う場を設けます。			
評価区分	◎	評価理由	特別支援学校 PTA、東松山市聴覚障害者会、東松山市手をつなぐ育成会等と意見交換を行っている。
③ きらめき出前講座等により、当事者グループへ制度やサービスの情報提供を行います。			
評価区分	◎	評価理由	特別支援学校 PTA、東松山市聴覚障害者会、東松山市手をつなぐ育成会等と意見交換を行い、サービス等の情報提供を行っている。
④ 相談支援事業所にピアカウンセラーを配置します。			
評価区分	◎	評価理由	市が委託している相談支援事業所にピアカウンセラーを配置している。

⁴³ 同じような障害のある人同士が、対等な立場で話を聞き、地域での自立生活を実現する手助けをするものです。

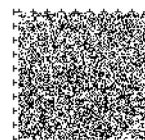
⁴⁴ 同じような障害のある人同士が、支援を行うことです。



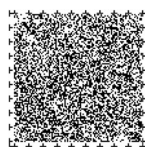
目標4 地域生活を送る上で必要な判断や選択のための支援が受けられること。また、障害者虐待防止センターや、障害者差別解消支援地域協議会等の活用により、障害のある人の権利が守られること。

【中間評価】

施策			
①	地域における成年後見制度利用を支援する機関設立に向けて、課題を整理し早急に関係機関との調整を行います。(再掲)		
評価区分	○	評価理由	東松山市成年後見センターを設立し、継続して支援を行っている。(再掲)
②	意思疎通支援事業により、コミュニケーションに支援が必要な人への対応を進めます。		
評価区分	◎	評価理由	手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業を実施し、継続して支援を行っている。また、市役所内に意思疎通支援員を配置し、障害特性に応じたコミュニケーションの支援を行っている。
③	障害者虐待防止センターや障害者差別に関する相談窓口を活用して、虐待や権利の侵害に対応します。		
評価区分	○	評価理由	障害者虐待防止センターや障害者差別に関する相談窓口を障害者福祉課、人事課、学校教育課に設置して、虐待や権利の侵害に対応している。
④	障害者虐待防止センターや障害者差別に関する相談窓口を利用しやすいよう工夫します。		
評価区分	○	評価理由	障害者虐待防止センターと障害者差別に関する相談窓口の電話番号を同一とし、市ホームページ、障害福祉ガイドに掲載している。



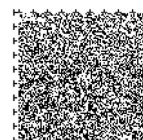
施策			
⑤ 障害者福祉部門、高齢者福祉部門、児童福祉部門が連携し虐待対応を行います。			
評価 区分	○	評価 理由	高齢者虐待事案の家族に障害のある人がいる場合など各部門が連携して対応している。
⑥ きらめき出前講座の実施などにより、障害のある人の権利擁護についての理解の促進を図ります。			
評価 区分	○	評価 理由	きらめき出前講座の開催や広報紙、市ホームページにおいて、市民へ権利擁護の理解促進を図っている。
⑦ 障害者差別解消支援地域協議会において、地域における障害を理由とする差別事例の情報共有を行い、その解消に向けた取組について協議を行います。			
評価 区分	○	評価 理由	障害者差別解消支援地域協議会を開催し、差別事例の情報共有や障害者差別解消法の周知方法等について協議している。
⑧ 障害福祉サービス事業者等支援機関に対し、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等の法令順守を促します。			
評価 区分	◎	評価 理由	基幹相談支援センター事業により、障害者虐待防止研修や権利擁護研修を実施している。



目標5 地域において成年後見制度利用を支援する仕組みづくりが行われること。

【中間評価】

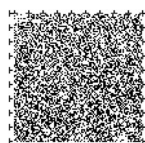
施策			
① 法人後見・市民後見実施に向けた課題を整理し、成年後見制度利用を支援する機関の整備を行う一方、成年後見制度利用支援事業を継続して実施します。			
評価区分	◎	評価理由	令和2年3月に東松山市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、法人後見、市民後見の実施に向けた環境整備を行っている。また、東松山市成年後見センターにおいて、ケアマネジャーや相談支援事業者に対して研修会を開催し、申込方法や利用支援事業の周知を図っている。
② 市ホームページなどを活用して市民への啓発を行い、市民後見人の育成・活用に取り組みます。			
評価区分	○	評価理由	広報紙への掲載及び市ホームページでの公開を行っているほか、成年後見制度についてきらめき出前講座を実施し、制度の周知を図っている。
③ 市内の社会福祉法人等に法人後見の実施を働きかけます。			
評価区分	◎	評価理由	基幹相談支援センター事業により、成年後見・法人後見に関する研修会を実施している。
④ 基幹相談支援センター事業により、市民後見人・法人後見人育成や啓発の研修会を実施します。			
評価区分	◎	評価理由	基幹相談支援センター事業により、成年後見・法人後見に関する研修会を実施している。(再掲)



目標6 相談支援に携わる関係者は、人権を尊重するとともに、家族への支援も視野に入れた利用者本位の相談を行うこと。また、そのために必要な知識や技能を習得すること。

【中間評価】

施策			
① 基幹相談支援センター事業により、利用者本位の相談支援が徹底されるよう研修を実施し、相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。			
評価区分	◎	評価理由	基幹相談支援センターにて障害者相談支援従事者研修会を実施している。また、東松山市相談支援事業所連絡会議に市内相談支援事業所のほか、基幹相談支援センターも参加し、相談支援事業所等からの相談に応じ、連携して支援を行っている。
② 障害者福祉部門、高齢者福祉部門、児童福祉部門、母子保健部門の連携を進め、総合的な支援が行える環境づくりを行います。また、埼玉県の発達障害者支援センターや高次脳機能障害者支援センター等との連携を進めます。			
評価区分	○	評価理由	必要に応じ、各部門が連携し、支援を行っている。また、発達障害者支援センターや高次脳機能障害者支援センターが開催する研修に参加し、連携を進めている。
③ 入所施設を利用している人や利用を希望している人が、地域での生活を選択できるよう支援を行います。			
評価区分	○	評価理由	平成29年度から令和2年度までの間で、地域での生活を営む際の中心となる共同生活援助（グループホーム）事業所が14事業所、また日中活動を行う生活介護事業所が4事業所、自立生活援助事業所が1事業所開設している。（再掲）

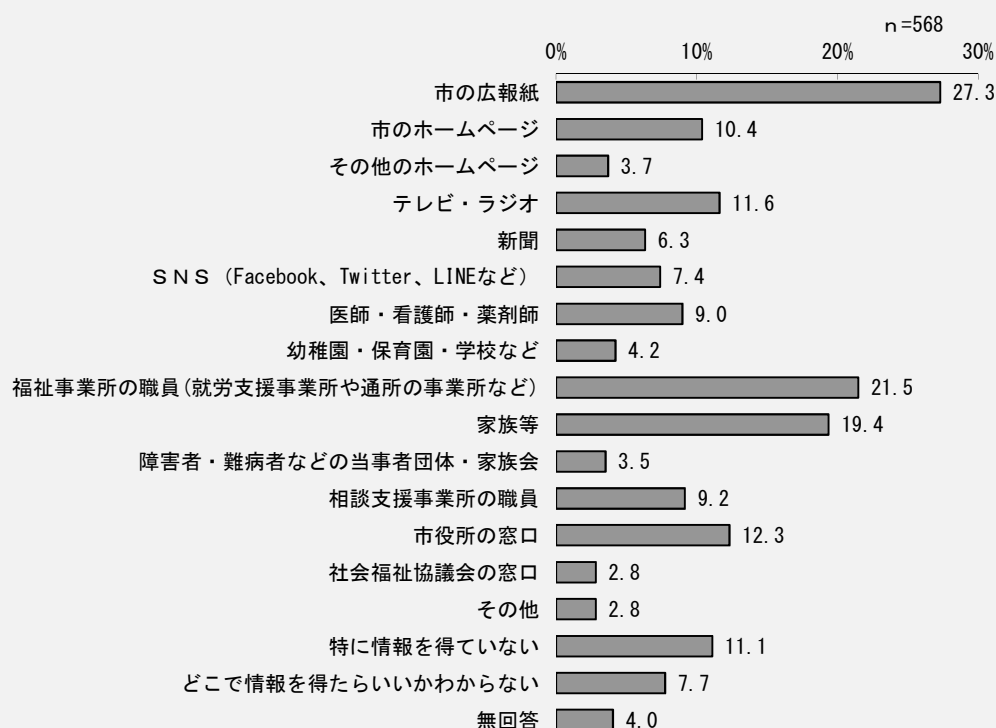


その2. 目標別課題

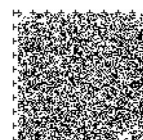
(目標1 必要なときに必要な情報を、一人ひとりに合った方法で入手できること)

- 障害特性に応じた多様な伝達形態での情報提供が必要です。

(参考データ) 誰(どこ)から福祉の情報を収集しているか(アンケートから)
※複数回答あり



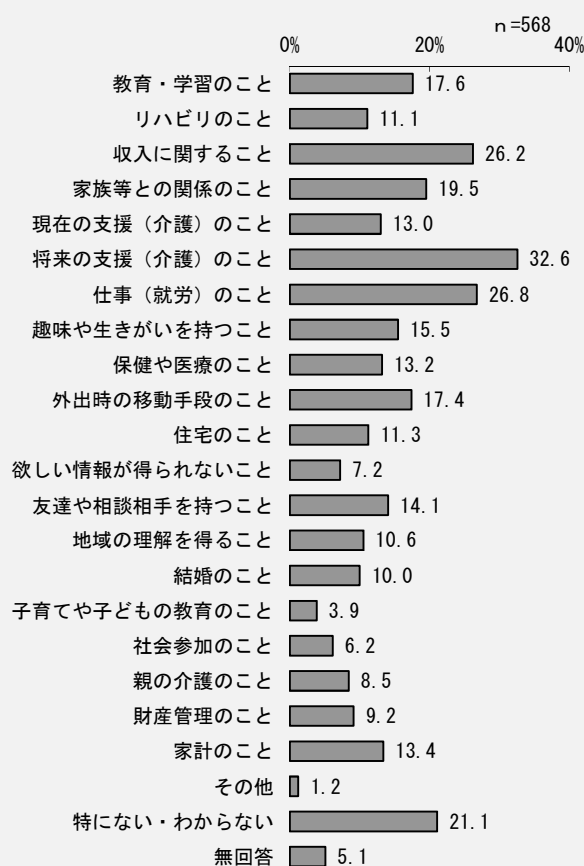
「市の広報紙」(27.3%)という回答が最も多く、次いで「福祉事業所の職員(就労支援事務所や通所の事務所など)」(21.5%)が多く、「家族等」(19.4%)などが続いています。



(目標2 各種の相談支援が受けられることにより、本人の意欲や能力に基づいた課題解決の道筋がつけられること)

- 相談支援については、障害福祉サービスを利用する人は、計画相談支援において相談が可能ですが、サービスを利用していない人などは、相談制度につながらない場合が多いため、そのような人を相談に繋げる方法の検討が必要です。

(参考データ) 生活の中で悩んだり、困ったりしたことはあるか (アンケートから)
※複数回答あり

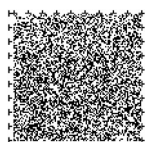


「将来の支援(介護)のこと」(32.6%)という回答が最も多く、次いで「仕事(就労)のこと」(26.8%)が多く、「収入に関すること」(26.2%)などが続いています。

障害種別でみると、精神障害と高次脳機能障害で「収入に関すること」が最も多くなっており、身体障害で「リハビリのこと」、知的障害で「教育・学習のこと」、精神障害で「家族等との関係のこと」や「仕事(就労)のこと」、「趣味や生きがいを持つこと」などが全体の割合と比べて多くなっています。

(目標3 ピアカウンセリング、ピアサポートなど当事者による情報提供・相談をひとつの資源として位置付け、それらと公の窓口との連携が図れていること)

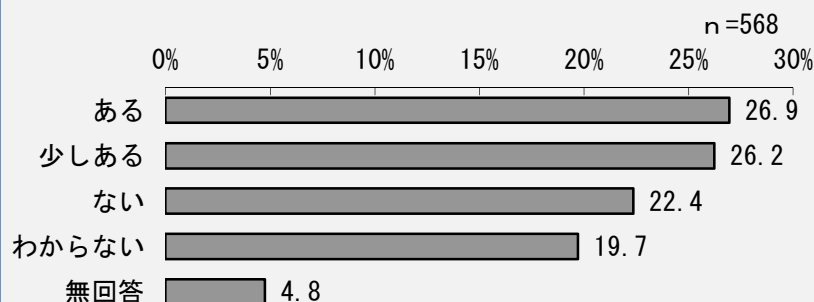
- 情報や相談支援にたどり着いていない人が孤立しないように働きかけを行うことが必要です。



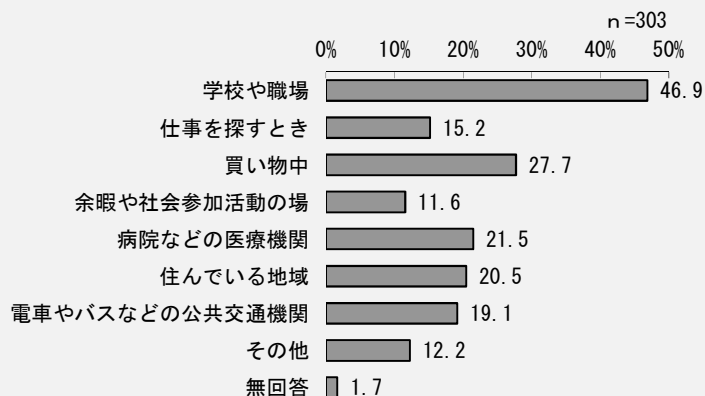
(目標4 地域生活を送る上で必要な判断や選択のための支援が受けられること。また、障害者虐待防止センターや、障害者差別解消支援地域協議会等の活用により、障害のある人の権利が守られること)

- 障害者虐待防止センターや障害者差別に関する相談窓口の周知と利用の支援が必要です。

(参考データ 1) 障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるか (アンケートから)

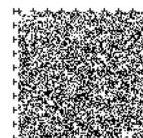


(参考データ 2) 差別や嫌な思いをした場所 (アンケートから)
※複数回答あり



「学校や職場」(46.9%)が最も多く、次いで「買い物中」(27.7%)、「病院などの医療機関」(21.5%)、「住んでいる地域」(20.5%)が多くなっています。

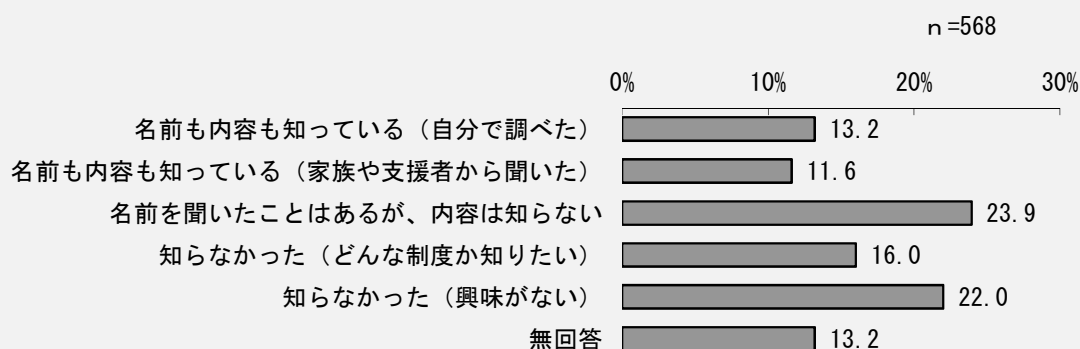
障害種別でみると、高次脳機能障害を除き「学校や職場」が最も多くなっています。次いで、精神障害で「仕事を探すとき」、発達障害で「電車やバスなどの公共交通機関」が多くなっています。



(目標5 地域において成年後見制度利用を支援する仕組みづくりが行われること)

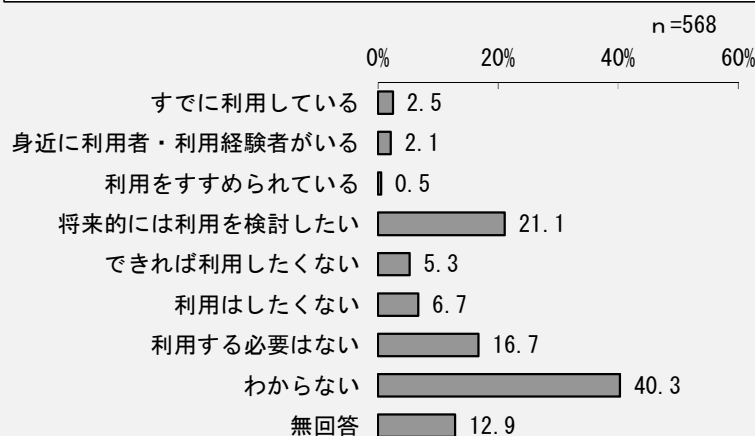
- 成年後見制度の重要性を踏まえ、当事者と制度を結び付ける機能の確立が必要です。
- 成年後見制度については、今後担い手の不足から市民後見人・法人後見人の必要性が増すものと思われ、その育成が課題です。

(参考データ1) 成年後見制度を知っているか (アンケートから)

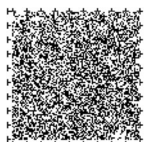


(参考データ2) 成年後見制度の利用についてか (アンケートから)

※複数回答あり



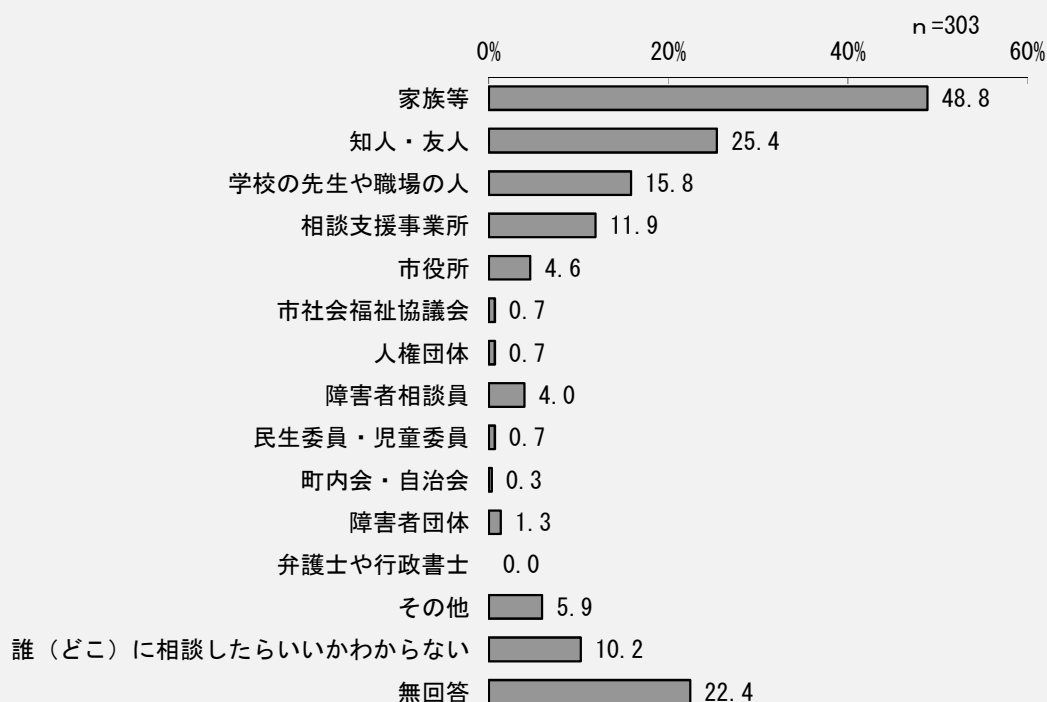
「わからない」(40.3%)が最も多く、次いで「将来的には利用を検討したい」(21.1%)が多く、「利用する必要はない」(16.7%)が続いています。一方、「すでに利用している」(2.5%)は2%台となっています。



(目標6 相談支援に携わる関係者は、人権を尊重するとともに、家族への支援も視野に入れた利用者本位の相談を行うこと。また、そのために必要な知識や技能を習得すること)

- 相談支援に携わる関係者を対象とした研修会の開催や関係機関との連携を進め、総合的な支援が行える環境づくりが必要です。

(参考データ) 障害があることに対し、差別や嫌な思いをしたとき、誰に相談しているか (アンケートから)



「家族等」(48.8%)が最も多く、次いで「知人・友人」(25.4%)、「無回答」(22.4%)が多くなっています。
 「相談支援事業所」(11.9%)への相談も多く、相談支援に携わる関係者は利用者本位の相談を行えるよう、必要な知識や技能の習得が必要です。

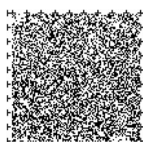


その3. 後期計画の目標と施策

目標1 必要なときに必要な情報を、一人ひとりに合った方法で入手できること。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	当事者グループや障害福祉サービス事業者による情報提供が行われるよう支援を行います。また、広報紙、市ホームページ、ガイドブックなどによる情報提供を実施します。
②	継続	相談支援事業の意義と活用について周知を行い、利用の促進を図ります。
③	継続	聴覚障害や視覚障害などによりコミュニケーションに支援が必要な人に対して、障害特性に応じた情報提供を行います。
④	新規	きらめき出前講座や相談支援事業、ガイドブック等を通じて、障害のある人のSNSから起こるトラブルについて、当事者や家族、障害福祉サービス事業者、民生委員・児童委員等に周知を図ります。



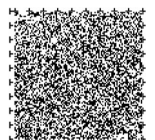
○期待される主な役割

①事業者・関係機関

- 相談支援事業者や障害福祉サービス事業者は、相談をはじめとする多様な機会を活かして、障害のある人の障害特性に応じた多様な伝達形態での情報提供を行います。
- 相談支援事業者は、当事者が相談しやすいよう周知を行い、また、積極的に訪問による相談支援を実施します。
- 民生委員・児童委員は支援を必要とする状態にありながら具体的な相談に結び付いていない当事者が、適切な支援を受けられるよう働きかけます。

②市民・市民団体

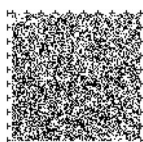
- 当事者団体は、支援を必要とする状態にありながら具体的な相談に結び付いていない当事者が、適切な支援を受けられるよう働きかけます。



目標2 各種の相談支援が受けられることにより、本人の意欲や能力に基づいた課題解決の道筋がつけられること。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	変更	手帳の交付から1年程度の当事者に対しては、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者と連携し、当事者の状況を把握します。
②	継続	職員の面接技術の向上などを図りながら、相談しやすい環境づくりを進めます。
③	継続	乳幼児の関わりの段階から、子どもの発達特性に応じ、保健センター、子育て支援センターや相談支援事業者など関連機関が連携することで、継続的な相談支援の流れをつくります。また、子育て支援センターにおいても障害に関する相談に対応します。
④	継続	基幹相談支援センター事業を通じ、相談支援事業者の技術向上を図ります。
⑤	継続	地域自立支援協議会において、地域の相談支援事業の評価を行い、課題解決に向けて協議を行います。



○期待される主な役割

①事業者・関係機関

- 相談支援事業者は、基幹相談支援センターが実施する研修会等において、事例検討を行い、ノウハウを共有し、他の事業者が問題解決に当たって参考となる情報の提供を行います。
- 相談支援事業者は、長期的な視点から、本人の生活環境の変化があっても支援が途切れないよう相談支援を行います。

②当事者

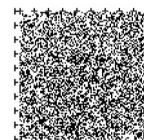
- 当事者や家族は、長期的な視点を持ち、相談支援事業者を積極的に利用します。
(一部再掲)

③市民・市民団体

- 支援を必要としている状態にありながら、具体的な相談などに結びついていない当事者について、適切に支援を受けられるよう働きかけます。

④家族等

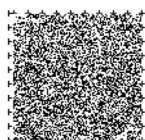
- 当事者が適切な相談支援を受けられるよう、助言を行います。



目標3 ピアカウンセリング、ピアサポートなど当事者による情報提供・相談をひとつの資源として位置付け、それらと公の窓口との連携が図れていること。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	各種団体の活動内容の周知を行うなど、当事者のグループ活動への支援に取り組みます。
②	継続	障害者福祉担当課と当事者グループとの意見交換を行う場を設けます。
③	継続	きらめき出前講座等により、当事者グループへ制度やサービスの情報提供を行います。
④	継続	相談支援事業所にピアカウンセラーを配置します。



○期待される主な役割

①事業者・関係機関

- ・当事者等を含めた意見交換を行う場に参加します。
- ・相談支援事業者は、利用者に当事者グループの情報提供を行います。
- ・相談支援事業者は、ピアカウンセラーを配置します。

②当事者

- ・当事者グループの活動の中で、制度や障害福祉サービス事業者に関する学習を行います。
- ・当事者同士がお互いの悩みや不安を出し合える活動を行います。
- ・情報や相談支援にたどり着いていない人が孤立しないための働きかけを行います。
- ・当事者のグループ活動に関する情報を発信することで、周知を図ります。

③市民・市民団体

- ・支援を必要としている状態にありながら、具体的な相談などに結びついていない当事者について、適切に支援を受けられるよう働きかけます。(再掲)

④家族等

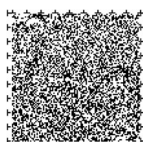
- ・当事者が適切な相談支援を受けられるよう、助言を行います。(再掲)



目標4 地域生活を送る上で必要な判断や選択のための支援が受けられること。また、障害者虐待防止センターや、障害者差別解消支援地域協議会等の活用により、障害のある人の権利が守られること。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	変更	東松山市成年後見センターの機能を拡張し、中核機関として位置付けるとともに、要望を把握したうえで支援機関の増設を目指します。 (再掲)
②	継続	意思疎通支援事業により、コミュニケーションに支援が必要な人への対応を進めます。
③	継続	障害者虐待防止センターや障害者差別に関する相談窓口を活用して、虐待や権利の侵害に対応します。
④	継続	障害者虐待防止センターや障害者差別に関する相談窓口を利用しやすいよう工夫します。
⑤	継続	障害者福祉部門、高齢者福祉部門、児童福祉部門が連携し虐待対応を行います。
⑥	継続	きらめき出前講座の実施などにより、障害のある人の権利擁護についての理解の促進を図ります。
⑦	継続	障害者差別解消支援地域協議会において、地域における障害を理由とする差別事例の情報共有を行い、その解消に向けた取組について協議を行います。
⑧	変更	障害者虐待防止法、障害者差別解消法等の法令に基づき、障害のある人の人権を擁護します。



○期待される主な役割

①事業者・関係機関

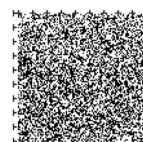
- 相談支援事業者や障害福祉サービス事業者は、当事者の権利侵害が発生した場合は、障害者虐待防止センターや障害を理由とする差別に関する相談窓口に通報します。
- 相談支援事業者や障害福祉サービス事業者は、サービス提供を通じて当事者の権利侵害が防止されるよう行動します。
- 相談支援事業者は、当事者の権利侵害を防止できるよう見守る地域のネットワークづくりを行います。
- 障害者差別解消法や虐待防止法を順守し、障害のある人の人権や尊厳を尊重するとともに、合理的配慮の提供を行います。(変更)

②当事者

- 障害を理由とする差別や虐待を受けたときは、障害者虐待防止センターや障害を理由とする差別に関する相談窓口にご相談します。

③市民・市民団体

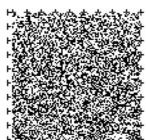
- 障害のある人の権利侵害の事実を知ったときは、障害者虐待防止センターや障害を理由とする差別に関する相談窓口に通報します。
- 民生委員・児童委員は、身近な相談役として当事者の相談に対応するとともに、障害者虐待防止センターや障害を理由とする差別に関する相談窓口などの関係機関と連絡調整を行います。
- 団体などの活動の中で、障害のある人の権利擁護を学習するとともに実践します。



目標5 地域において成年後見制度利用を支援する仕組みづくりが行われること。

行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	法人後見・市民後見実施に向けた課題を整理し、成年後見制度利用を支援する機関の整備を行う一方、成年後見制度利用支援事業を継続して実施します。
②	継続	市ホームページなどを活用して市民への啓発を行い、市民後見人の育成・活用に取り組みます。
③	継続	市内の社会福祉法人等に法人後見の実施を働きかけます。
④	継続	基幹相談支援センター事業により、市民後見人・法人後見人育成や啓発の研修会を実施します。



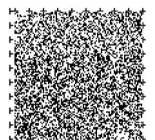
○期待される主な役割

①事業者・関係機関

- 市内の社会福祉法人等は、法人後見の実施について検討します。
- 事業者は、サービスを提供するに当たって当事者の権利侵害が防止されるよう行動します。
- 障害に起因する支援に加え、高齢者への支援や経済的な支援など複数の課題を抱える世帯に対し、家族全体を視野に入れた支援が確保されるよう、関係機関と十分な連携を確保します。
- 相談支援事業者は、家族を含めた総合的な相談支援を行います。

②市民・市民団体

- 市民や当事者団体は、市などが行う市民後見人育成の研修に積極的に参加します。



目標6 相談支援に携わる関係者は、人権を尊重するとともに、家族への支援も視野に入れた利用者本位の相談を行うこと。また、そのために必要な知識や技能を習得すること。

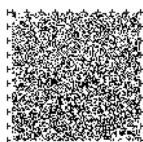
行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	継続	基幹相談支援センター事業により、利用者本位の相談支援が徹底されるよう研修を実施し、相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。
②	継続	障害者福祉部門、高齢者福祉部門、児童福祉部門、母子保健部門の連携を進め、総合的な支援が行える環境づくりを行います。また、埼玉県が発達障害者支援センターや高次脳機能障害者支援センター等との連携を進めます。
③	継続	入所施設を利用している人や利用を希望している人が、地域での生活を選択できるよう支援を行います。

○期待される主な役割

①事業者・関係機関

- ・相談支援事業者は、人材の育成と能力向上を図ります。
- ・相談支援事業者や障害福祉サービス事業者は、利用者的人格や尊厳が尊重されるよう従事者への指導・教育を行います。(変更)
- ・相談支援事業者や障害福祉サービス事業者は、サービス提供に当たり、利用者の権利侵害が防止されるよう行動します。
- ・相談支援事業者や障害福祉サービス事業者は、障害に係る支援に加え、高齢者への支援や経済的な支援など複合的な支援を必要とする家庭に対しては、家族全体を視野に入れた支援を行えるよう、関係機関との連携を確保します。



【新設】 分野7 障害特性等に配慮した 情報バリアフリーの社会づくり

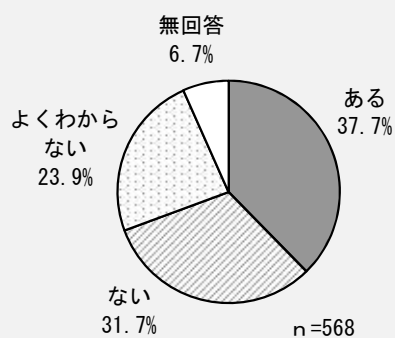
(障害のある人の情報の入手や発信に関する分野)

その1. 目標別課題

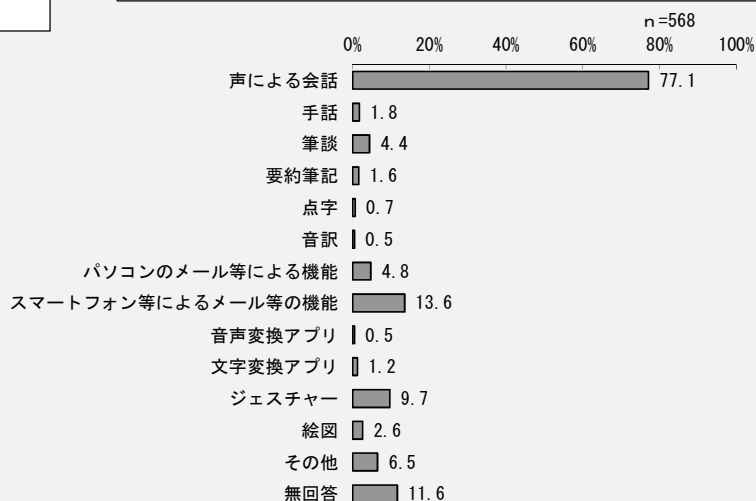
(目標1 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択及び利用の機会を充実すること)

- 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の確保が必要です。

(参考データ1)
コミュニケーションに支障を感じることもあるか
(アンケートから)

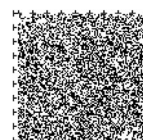


(参考データ2)
コミュニケーション手段はなにか
(アンケートから)

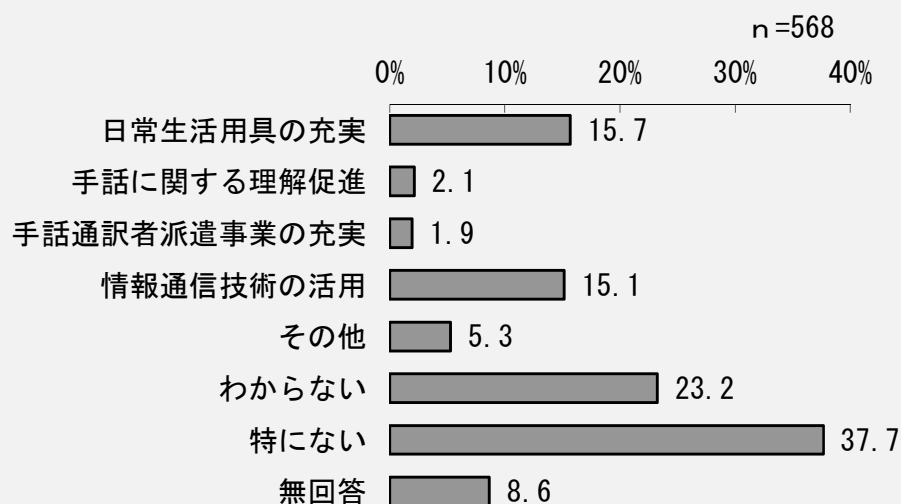


参考データ1について、障害種別で見ると、知的障害、精神障害、高次脳機能障害、発達障害で「ある」が最も多くなっています。

参考データ2については「声による会話」(77.1%)が最も多く、次いで「スマートフォン等によるメール等の機能」(13.6%)、「ジェスチャー」(9.7%)が多くなっています。障害種別で見ると、どの種別でも「声による会話」が最も多いですが、知的障害では他の障害に比べ、「ジェスチャー」が多く、「スマートフォン等によるメール等の機能」が少なくなっています。また身体障害では、「手話」や「筆談」などを使う人もいます。



(参考データ3) コミュニケーションを取るうえで、今後、必要と思う支援はなにか
(アンケートから) ※複数回答あり



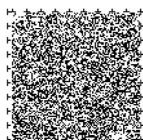
「特にない」(37.7%)という回答が最も多く、次いで「わからない」(23.2%)が多くなっています。具体的なものを挙げた中では、「日常生活用具の充実」(15.7%)、「情報通信技術の活用」(15.1%)が多くなっています。

障害種別でみると、ほとんどの種別で「特にない」や「わからない」が多くなっていますが、発達障害では「情報通信技術の活用」が最も多くなっています。

(目標2 情報のバリアフリー化を推進し、障害特性等に配慮した環境を整備すること)

- ・年齢、身体的条件によるデジタル・デバイド⁴⁵のため、現状では、高齢者や障害者等において、こうした恩恵を享受できていない人々がいます。誰もが情報通信技術を利用、活用し、その恩恵を享受できるよう、整備することが必要です。

⁴⁵ コンピュータやインターネットなどの情報技術を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差を意味します。個人や集団の間に生じる格差と、地域間や国家間で生じる格差があります。



その2. 後期計画の目標と施策

目標1 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択及び利用の機会を充実すること。

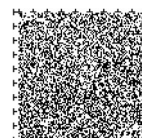
行政が実施すべき施策

番号	区分	施策
①	新規	日常生活用具給付事業において、利用者の要望を把握したうえで給付等品目の見直しを図ります。
②	新規	障害の特性に応じた技能の取得やコミュニケーション手段の取得訓練の支援を行います。
③	新規	手話は言語であるという認識に基づき、聞こえない人と聞こえる人が手話により、意思疎通を行い、共生することを目指します。また、手話奉仕員の養成や手話通訳者の派遣を行い、聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。
④	新規	市役所内に意思疎通支援員を配置し、障害特性に応じたコミュニケーションの支援を行います。

○期待される主な役割

①市民・市民団体

- 手話が言語であると認識するとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択及び確保が障害のある人の日常生活にとって必要不可欠であることについて理解を深めます。(新規)
- 手話を使用しやすい地域社会の実現のため、市の施策に協力するよう取り組みます。(新規)(再掲)



目標2 情報のバリアフリー化を推進し、障害特性等に配慮した環境を整備すること。

行政が実施すべき施策

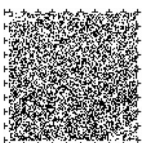
番号	区分	施策
①	新規	行政情報について、広報紙の点字版や音声版及びデイジー ⁴⁶ 版の作成、SNS や動画を配信し、情報提供サービスの充実を図ります。
②	新規	障害福祉に関する冊子等に音声コードを付与し、分かりやすい言葉を使うなど障害のある人に配慮した情報提供を行います。
③	新規	電話リレーサービス ⁴⁷ 等の利用を促進し、障害のある人の情報の受発信を支援し、情報に関する相互交流を進めます。
④	新規	大活字図書 ⁴⁸ ・点字図書等の利用しやすい書籍を充実させるなど、視覚に障害のある人などの読書環境の整備を行います。
⑤	新規	市ホームページにおいて、ウェブアクセシビリティ ⁴⁹ の確保と向上に取り組みます。
⑥	新規	洪水・地震等の大規模災害が発生したときのほか、光化学スモッグ注意報が発令されたとき等は、防災行政無線放送や戸別受信機、東松山いんぷおメール、テレホンサービス等にて、情報を発信します。
⑦	新規	災害発生等により避難所等で生活する障害のある人やその家族に対し、必要な支援や情報伝達、配慮を行います。

⁴⁶ Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格です。視覚障害等により、印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発されました。

⁴⁷ 聴覚や発話に困難のある人と聴覚に障害のある人等以外の人との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐサービスです。令和3年7月1日から開始しました。

⁴⁸ 弱視の人が読みやすいよう、大きな文字で見やすく印刷された本です。

⁴⁹ ホームページを利用している全ての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、ホームページで提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できることを意味します。



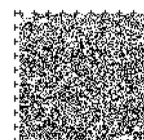
○期待される主な役割

①事業者・関係機関

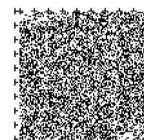
- 事業者は、その事業活動において障害の特性に応じたコミュニケーション手段が利用できる環境となるよう過重な負担がない範囲で必要かつ合理的な配慮を行います。(新規)

②市民

- 障害特性等に配慮した情報バリアフリーについての理解を深め、地域で様々な活動ができるよう支援を行います。(新規)



第3章 推進体制



1. 計画の推進体制

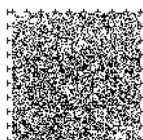
本計画は、当事者を含む市民、事業者と行政との協働によって推進します。障害のある人本人（当事者）・市民・市民団体・事業者・関係機関の取組に関しては、それぞれが主体的に取り組むことを基本とし、行政はこれに対する支援や啓発を行うこととします。

行政の取組に関しては障害福祉担当課が中心となり、庁内各部門と連絡調整を図りながら推進していきます。

障害者施策の進捗状況については、庁内各部門の施策進捗を障害福祉担当課で取りまとめ、その結果を東松山市障害者計画等策定委員会にて報告するとともに、庁内各部門や東松山市地域自立支援協議会によって一層の推進と改善に向けた協議を行います。



東松山市障害者計画等策定委員会の様子



2. 東松山市地域自立支援協議会について

市は、障害のある人とない人が、互いに尊重し合いながら暮らす共生社会を実現するために、地域における課題について協議し、解決を目指す東松山市地域自立支援協議会を設置しています。

東松山市地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に規定される協議会で、市と障害者福祉に係る関係機関が障害のある人への地域における支援体制に係る課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行います。

【所掌事項】

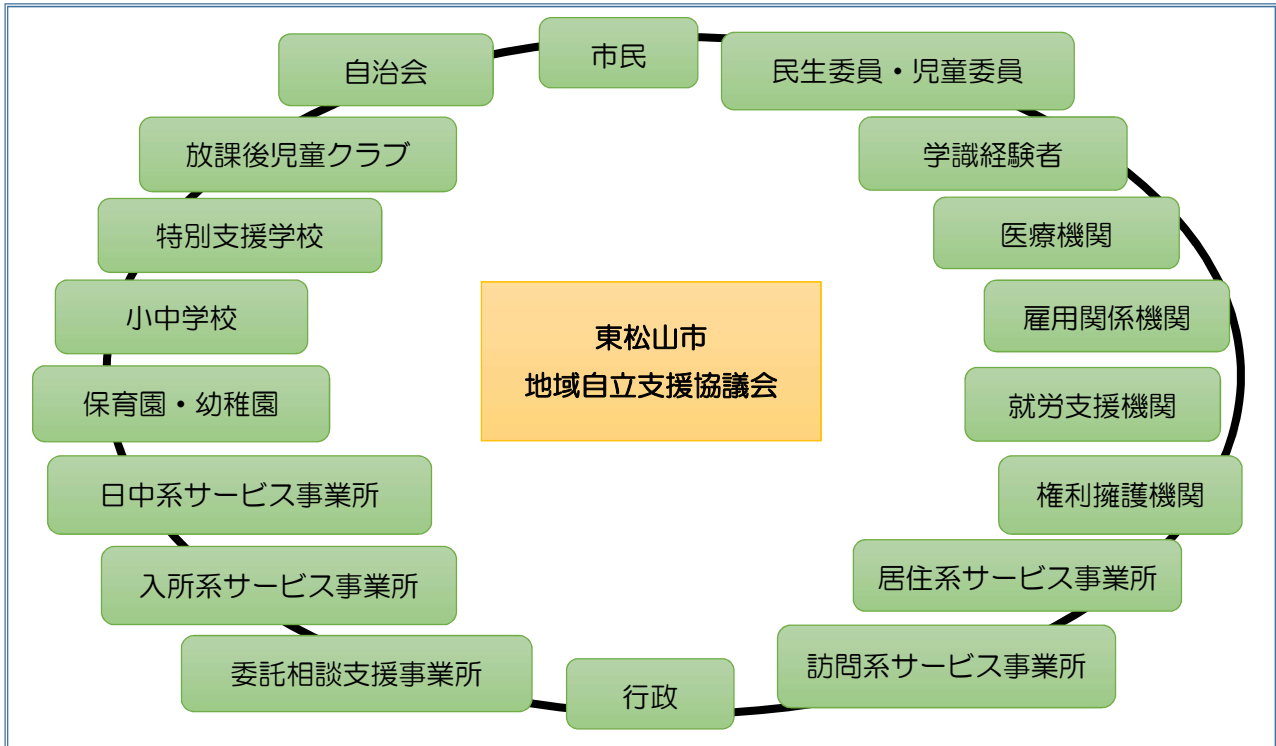
- 市民福祉プラン及び障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況の評価及び進捗管理
- 相談支援の中立性・公平性の確保
- 関係機関職員等への研修
- 当事者と地域との関係づくり
- 新たな地域課題への対応
- 地域の関係機関の連携
- 関係機関の業務上課題となった事項への対応



東松山市地域自立支援協議会の構成

市民、委託相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、学校、関係団体、関係機関、行政等で構成されています。

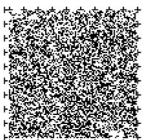
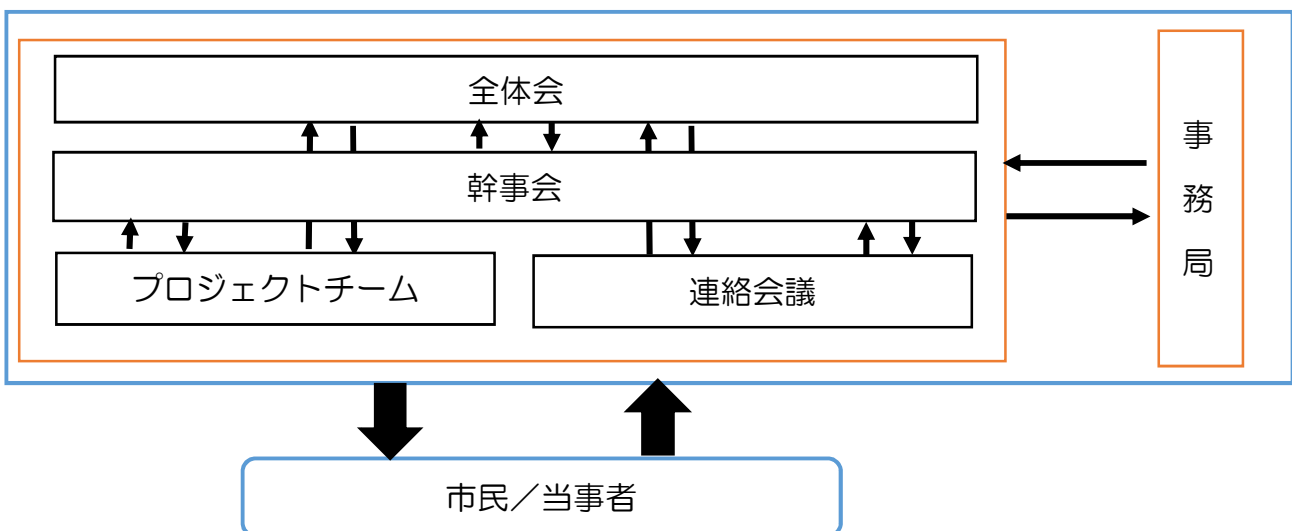
図1 東松山市地域自立支援協議会の構成



東松山市地域自立支援協議会の組織

全体会、幹事会、プロジェクトチーム・連絡会議から成り立っています。

図2 東松山市地域自立支援協議会の組織



全体会は、構成メンバーの代表者や公募の市民で組織し、協議会の所掌事項のうち重要な事項について協議します。

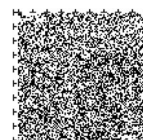
幹事会は、構成メンバーの実務担当で組織し、全体会への付議に関することや所掌事項の取扱いについて調整します。

プロジェクトチームは、全体会、幹事会の委員その他必要と認められる者で組織し、所掌事項について必要な資料の収集及び研究を行います。

連絡会議は、プロジェクトチームの活動により明らかになった課題の解決を図る組織で、参加者はそれぞれの設置要領で定められています。

東松山市地域自立支援協議会プロジェクトチーム・連絡会議

- 医療・福祉連携プロジェクト
- 地域生活支援拠点等検討プロジェクト（連絡会議）
- 障害者進路支援連絡会議
- 障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議



3. 比企地域自立支援協議会について

市では、東松山市地域自立支援協議会の外、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村の比企地域7町村と共同で比企地域自立支援協議会を設置しています。

比企地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に規定される協議会で、比企地域の相談支援事業の中立・公平な運営の確保、関係機関の連携並びに社会資源の開発及び改善等の推進を目的としています。

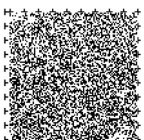
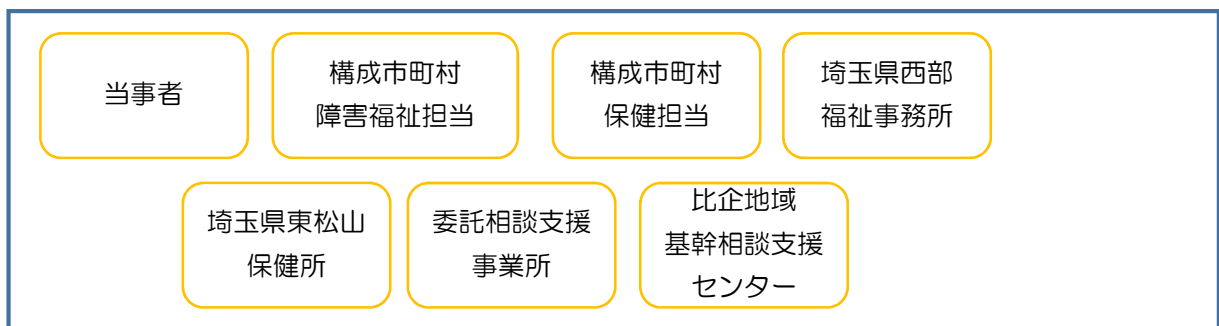
【所掌事項】

- 相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること
- 地域の関係機関の連携に関すること
- 社会資源の開発及び改善等に関すること
- 広域的課題に関すること

比企地域自立支援協議会の構成メンバー

障害のある人、埼玉県西部福祉事務所、埼玉県東松山保健所、委託相談支援事業所、比企地域基幹相談支援センター、行政で構成されています。

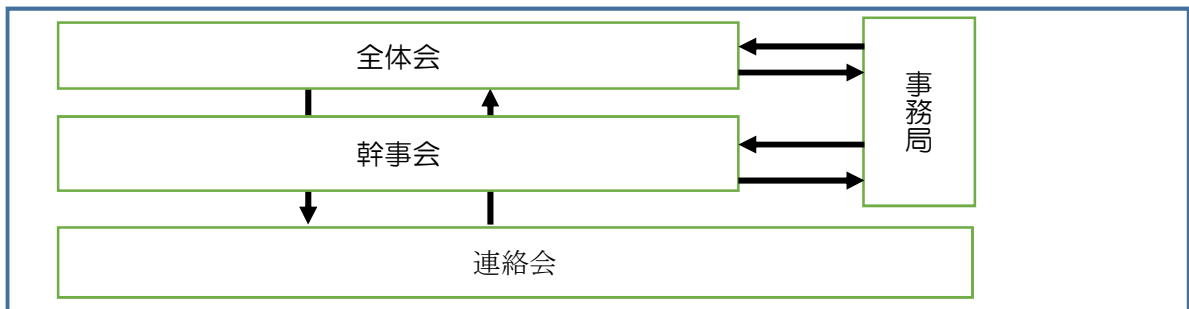
図3 比企地域自立支援協議会の構成



比企地域自立支援協議会の組織

全体会、幹事会、連絡会から成り立っています。

図4 比企地域自立支援協議会の組織



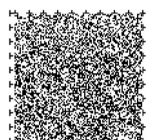
全体会は、構成市町村の障害福祉担当課長・保健担当課長、埼玉県西部福祉事務所の責任者、埼玉県東松山保健所の責任者、委託相談支援事業所の責任者及び比企地域基幹相談支援センターの責任者で構成され、所掌事項のうち重要な事項について協議を行います。

幹事会は、構成市町村の障害福祉実務担当者・保健実務担当者、埼玉県西部福祉事務所実務担当者、埼玉県東松山保健所実務担当者、委託相談支援事業所相談員、基幹相談支援センター担当者及び当事者で構成され、所掌事項の調査・研究・協議を行います。

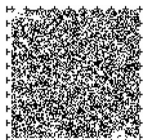
連絡会は、幹事会委員及び関係機関の実務担当者で構成され、以下の4つの連絡会を設置しています。

比企地域自立支援協議会連絡会

- 障害福祉サービス事業所連絡会
- 委託相談支援事業所連絡会
- 精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会
- 障害者就労支援連絡会

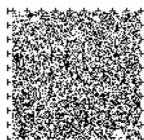


參考資料



1. 東松山市障害者計画等策定委員会委員名簿

選出区分	所属等	氏名
学識経験を有する者	埼玉大学教授	葉石 光一
	(株)松屋フーズ 人事部長付顧問	宮腰 智裕
	川越公共職業安定所東松山出張所 (ハローワーク東松山) 統括職業指導官	丸山 裕之
保健、医療及び福祉関係者	東松山保健所 保健予防推進担当部長	礪貝 瑞
	(医) 緑光会 医療福祉統括長 医療福祉相談室室長	武田 耕典
	(福) 東松山市社会福祉協議会 副参事	山口 光晴
	(福) 東松山市社会福祉協議会 総合福祉エリア総合相談センター 総合相談課副課長	佐藤 美奈
	(福) 昴 理事長	丹羽 彩文
	(特非) 東松山障害者就労支援センター 代表理事	若尾 勝己
	(特非) サン・フレッシュ・メイト 施設長	遠藤 正宣
	(福) 愛弘会 愛弘園施設長	中能 広和
市内各種団体を代表する者	東松山市手をつなぐ育成会	齊藤 三千子
	東松山市地域自立支援協議会 副会長	澤井 太二郎
	総合教育センター 事務長	笹岡 智聡
	東松山特別支援学校 教頭	多田 明彦
	第二仲よし保育園 園長	森 美枝子
公募による市民		阿部 正人



2. 東松山市障害者計画等策定委員会条例

○東松山市障害者計画等策定委員会条例

平成25年12月20日

条例第34号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、東松山市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害者計画等の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、障害者計画等の策定について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

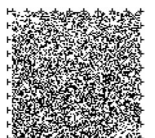
第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。



2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

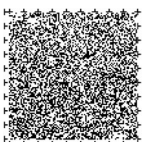
6 前条第2項から第4項まで及び第9条の規定は、部会について準用する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、障害者福祉を主管する課において処理する。



(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

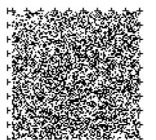
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 東松山市障害者計画等策定委員会は、第2条の規定の施行の前においても、第2条の規定による改正後の東松山市障害者計画等策定委員会条例の規定の例により、障害児福祉計画の策定について審議することができる。



東松山市
第三次市民福祉プラン後期計画
(東松山市障害者計画)

発行 令和4年3月

編集 東松山市健康福祉部障害者福祉課

〒355-8601

埼玉県東松山市松葉町1-1-58

TEL 0493-21-1452

FAX 0493-24-6066

